

實感せられ、又現實それが厲行せられたのである。

一四六二 斯の如く上空無限自由主義には論理上及び實際上不徹底の點ある所から、新に生れたのが空帯分界説、即ち謂ゆる *Zone theory* である。抑も空中といふ空中は、極めて大雑把に別てば三層と見ることが能きる。その第一層即ち最上層は、空氣最稀薄で人類の利用以外に屬し、隨つて領空權の問題には事實沒交渉である。第三層即ち最下層は地面に相接する所、人類の家を建て業を営み、城を築き兵を屯し、日常相親み相争ふ吾等眼前の舞臺がそれである。この空帯に對しては空下國は絶對の排他的統制權を有すと爲すのが空帯分界論者の見解である。又中には、その空帯は當然土地に從屬するものと視、常に統制權のみならず所有權をも有する、即ち權能的の統治主權のみならず物權的の領土主權をも有する、と説くのもある。空帯の所有權といふことに就ては他に異論もあらんが、この第三層に對し空下國が國家の利益を計り安全を期するに就て凡ゆる權能を有し、必要と認むる取締を行ふを得ることは學者の大體一致する所である。

空帯分界説の創提者が何人であるかは詳でないが、少なくともフォーシユはその先覺者の一人なるべく、外にメリニアック、ローランド、ホルツェンドルフ等の唱和者もある。フォーシユは一九〇一年、前に擧げたる『航空機の法律的制態』と題する論文を己れの主宰する國際法雜誌に掲げ、中に於て先づ上層の自由空帯に關し

『國家はその上空に對して何等主權を有せざるものである。なぜならば、上空は主權の觀念に含蓄せらるるが如き占有、所有、又は隷屬の目的物となることが性質上不可能であるからである。主權は排他的權能であり、統治の權能である。主權の行使の目的物は之を行使する國家の支配の下に完全に立つ所の物件に限られ、隨つて國家が上空に對

し大砲の力にて行使すべしと稱する不完全なる支配は、以て主權の要求を正當視せしむるに足らない。空中の自由なるものは宜しく一般的原則として肯定すべきである。』

と云ひ、次に空下國管轄地帯に及び、

『然れども國家はその上空に對し、平時及び戦時その自存に必要な權利は之を有する。例へば間諜取締、關稅、警察、衛生、及び國防上の必要に基く諸般の權利の如きがそれである。即ち上空自由の原則は、空下國がその法律の違反を豫防し及び國防を擁護するに必要な諸般の取締を行ふ所の國家の權利の制限を受くるのである。』(Fauchille, "Domaine Aérien et le Régime des Aérostats," *Revue de Droit Int.*, Jan. 1901)

と論じ、空帯分界説を雄辯に紹介した、この所説は、要は往昔の羅馬の法諺の『地主の所有權は天にまで』("iugum ad coelum" — right to heaven) の原則に加味するに國家は必要の制限を之に附するを得るものと爲す所の近代民法の法理を以てしたものである。羅馬の右の法諺を稍々綿密に研究せる一學者の結論に、羅馬法の意味する所は、地上の利用に必要なその以外の上空は地主の有に非ずして國家に屬すといふに外ならず、是れ則ち英國の法律觀念に一致するもので、即ち土地の所有權は必しも無限に上空に及ぶものに非ざることには羅馬法にても夙に認めた所なりとある(J. E. G. de Montmorency, "The Control of Air Spaces," *Gratius Soc. Trans.*, III, 1918, p. 67) 或はそうかも知れなく、我が民法第二百七條にも『土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ』とある。謂ふ所の『法令ノ制限内ニ於テ』の法令とは、例へば狩獵法、鑛業法、電氣事業法、土地收用法、要塞地帯法等で、即ちこれ等法令の制限内に於て土地の所有權はその上下に及ぶべく、隨つて假にこれ等の法令なしとせば、羅馬法の格言に従つて上は蒼天に達し、下は地

軸に及ぶのである。けれども人力の範囲以外に属するものは法律の対象と爲し得べきでないから、蒼天や地軸は土地所有権の目的物として論ずる限りでないことを言を俟たない。獨逸の民法には「他人の干渉は之を拒絶するに就て利益を有せざる程度のものたるときは之を禁ずることを得ず。」とある(第九百五條第二項)。平たく云へば、地主はその土地の上空に於ける他人の行動又は建造にして之を禁せざる可らざる何等利害關係を有せざる高さの所に於けるものに對しては之を禁ずるを得ずとの意味で、別言すれば、地主が自己の土地の上空に干渉する得るのは、その干渉を必要とすべき利害關係ある範圍の上空に限るとの主義を言表はしたものである。私法の法理は必しもその儘之を公法に移し得べきものとは云へないが、フォージュの所説は大體に於てその着想をこれ等の法理に取つたものと見られる。

空帯分界説の核心は、空下國は上空に對する主權を有するものに非ずとするも、自國の安全を計るに必要なる或高さまでの上空を取締るの權は當然の要求として之を肯定すべきで、隨つて上空の自由は當然この制限の下に立たしめざるを得ずといふにある。斯く一方には空下國の自國の安全を計るに必要なる取締を特定の高さまで行ふの權を肯定すると同時に、他方には國際的航空の世界各國に與ふる利益に向つて漫に門戸を閉鎖したり、不必要の制限を加へたりすることを得ざらしめる、といふ所にこの説の妥當性が認められる。けれども問題はその分界線である。分界線の高さとしては、或は五百米突、或は一千五百米突(フォージュ説)、或は世界の現在の最高建築物に該屋上の樁竿を加へたるものと説かれ(世界最高の建築物として巴里のエイフェル塔(Tour Eiffel)の高さ約三百米突を標準とすべく、それに塔上の無線電信柱を加へて合計三百三十米突、之をば第三層の高さとすべしとの説もある)、或は最強力の高射砲の彈程距離とすべし、といふ

が如く種々の提説が見えた。孰れも長短ありで、殊に高射砲の彈程説の如きは、各國の有する高射砲の優劣に依り上空の分界線に高低を生ずべく、又高射砲に改善の加はる毎に分界を向上せしめねばならず、將た同じ一國內にありても、地面の高低は一樣でないので、之に伴ひ分界線にも亦高低を生ずることの不合理があらう。第二の問題は上空の第二層の自由開放に伴ふ所の空下國の受くるところあるべき危険である。重力の原則は上空の第二層と第三層とを區別しない。航空機又はその搭載物は地上百尺の所からも落つれば、一千尺の所からも落ちる。それが更に五千尺の高所からの落下となると、危険は愈々加はるを免れない。而して空下國の上空取締權が第二層以上には及ばずとならば、その危険を如何にして取締るべき、といふのか空帯分界説を非議する論者の一つの見方でもある。

空帯分界主義は巴里の航空國際法律委員會(各國の航空法研究者にて組織する Le Comité Juridique International d'Aviation)にても採擇せられ、第一次大戦直前に起草の國際航空法案の第一條に「國際航空は自由とす、但し空下國はその安全の保護のため且その人民の生命財産の安全のため必要の措置を執るの權利を有するものとす。」と規定した。これは大體に於てフォージュの所説を採つたものと思はるが、如何なる線を以て航空自由帯と空下國の勢圍帯との分界と爲すかには觸れてない。

一四六三 第三は、空下國は上空に對し高さの如何に拘らず絶對の主權を有すと爲す所の上空無限主權説である。これは最後に擡頭したる主義で、今日では各國の立法の上に於て治く執られ、國際條約の上に於ても略々基本的の原則となつてある。その由来には一應の回顧に値するものがある。

一四六四 第一次大戦に先だつ四年前の一九一〇年、巴里にて始めて航空に關する國際會議が開かれた。

而してその際、上空の管轄問題は當然討議に上つた。けれども上空自由説と主權存在説とが半々に分れ一致せず、彌縫の末に一法規案は作成されたけれども、その儘高閣に東ねられて效力を發するに至らなかつた。

一四六五 次で翌一九一一年の年マドリッド開會の萬國國際法學會にては同じ問題を討議し、是より先き同學會の一九〇六年のセント會議に於て採擇したる國際無線電條約案の第一條の『空中は自由にして、國家は平時戰時共に上空に對し單に自國の存立に必要な權利を有するに止まる。』とあるその後段を多少改め、航空機の法律的性質に關する條項に於て『第三。國際航空は自由とす。但し空下國は自國の安全及びその住民の生命財産の安全のために必要なる特定手段を執るの權あるものとす。』とし、更に空戰の一般的原則として『空戰は平和的民衆の生命財産に對し陸戰及び海戰に於けるその以上の損害を與ふるを得ざるものとす。』とした(Annuaire, 1911, XXIV, p. 346)。即ち右の第三は、上空は何人にも公開さるべきものであるが、同時に空下國は或種の取締規則を制定するの權を有すと云へるもので、つまり實質に於ては空帶分界主義の外に出でなかつたものである。

一四六六 然るにその翌々一九一三年、同じマドリッドにて開會の萬國國際法協會の大會に於ては、豫て上空管轄權問題の審査を附託せられたる特別委員會の之に關する報告があつた。この報告は世界の有力なる斯學者の各所見を要約且綜合したる有益の文字で、且各國の立法の由來を示す所の一資料でもあるから、既に述べたる所と多少重複する點あるも、左に之を抄譯するの價値ありと信ずる。

萬國國際法協會の航空委員會報告

空間の國際法典の問題を考究するに方りては、先づ以て該法典を築上ぐべき根本的基礎に關し意見を明確に定むる

に非ずんば満足なる結果は得られない。然るにこの基礎に關しては意見區々に亘り、且その孰れも各國法曹界の各派の有力に支持する所であるので、今に歸一を得ない。

蓋し考究を要する第一點は、空下國の上層の空間は誰に屬するか、特にその空間は如何なる性質のものなるかにありて、難問解決の鍵は實に之に對する解答如何に存する。而してこの點に關しては、所說大體二派に別れる。第一は空間はその性質上自由たるべきものと爲すの說、第二は空下國はその上層の空間の主權を有すと爲すの說是れである。この第一説は更に(イ)無制限的自由説、(ロ)空下國の或特別の權利(高さに關しては制限なく)の制限を受くる自由説、(ハ)領空層の制限を受くる自由説に細分すべく、第二説も亦(イ)無制限の完全主權説、(ロ)無害航空の權利を認むる完全主權説、(ハ)或高さの所までを限る完全主權説とに相別れる。これ等各種の見解を持つる各派は今に至り尙ほ且その間に一致が無い。

故を以て空間自由説の一雄將たるフォーシユ博士は、空下國に認むるに自存に必要な諸般の權利を以てすると同時に、難問解決の最も實際的方法は空間の主權その他に關し何等觸るる所なく、單に空間の『使用』の權利を認むることとするに在りとの説を提した。空間の使用に關する協定の達成は最も望ましきことなるも、問題の核心を避くことを基礎とする一協定が果して實際的なるや疑なきを得ない。

想ふに上掲の空間自由の諸説を分析するの結果として見逃し得ざる事實は他なし、その殆ど總てが空下國に認むるに自國、自國の住民及び財産の保護に必要な或權利を以てすること、並に空間自由説は空氣(空間に非ず)隨つて思想の混雜が多分にある)は自由物にして、之を占有するを得ざるものと主義に基く純乎たる學究論に過ぎざることと是れである。且空間自由説を支持する論據は、一は國際通商の近代的必要の實際的考量と認めらるべき要求の上にも存するが、之を少しく精密に検討すれば、大部分は空間自由主義を確立するに非ずんば空下國はその上空を航空事業の前に閉鎖すべく、又は閉鎖せんと企つるなるべしとの憂懼に因るやうである。けれども上空主權主義を認むる

の結果は必然斯くなるべしと斷ずるの杞憂であることは追て述ぶる通りである。

一九一一年五月巴里開會の國際航空法律委員會及び同年マドリッド開會の萬國國際法學會にては「航空は自由とす。但し空下國は自國の安全及びその住民の生命財産の安全のために必要なる特定手段を執るの權あるものとす。」との決議を採擇した。けれども、この決議は從來の所説の範圍より一步も踏出せるものでなく、又何等實際的解決に役立つものでもあるまい。蓋し謂ふ所の特定手段は當該空下國に於てその裁量に依り自由に取捨決定するものとせば、右の決議は事實に於て上空の絶對主權を承認するに均しく、之に反しその手段は各國間に協定せらるべきもの若くは或法廷に於てその要否を判定すべきものとすれば、混雜及び牴觸は不可避的たるを免れまい。故に上空自由の主義を假に採擇するとせば、その規則には必然例外例が多々加はり、難題續出し、而して之を償ふに足るべき利益は一も之を見ざることになるであらう。

之を一般の問題として云へば、輒近各國の政治家及び法曹界の意見は漸次完全なる主權説を採るに傾きつつあること近時の諸資料に徴し得べく、又之を各國近時の立法に見るも、既に法規を設けたる國にありては、孰れもその基礎を完全主權主義の上に置かざるはない。英國の一九一一年及び一九一三年の航空法を始め、佛露兩國の最近の法律も亦この主義を採り、又最近締結せられたり傳へらるる佛獨航空條約に於ても、若干條件の下に各締約國の上空に於ける私航空機の航空を許し且各締約國に認むるにその適當と爲す所の法規を制定するの權を以てしたるに於て、これ亦同様の主義を承認したるものと謂へる。

のみならず多數の文明國の民法に依れば、或場合に於ける若干の制限を除き、土地の所有者に認むるにその地上の空間に於ける財産權を以てする。英國の普通法則も然り。佛、獨、瑞西、伊、蘭、白、西、葡、澳、日、土の諸國亦然りである。米國に於ても、その少なくとも一州(コンネクチカット州)には同様の法規がある。これ即ち全空間に對する國家主權の主義が文明國の一般に認むる所たることを示すものである。蓋し個人の『天まで』の所有權を認むるこ

とは、當然國家の主權を同一の程度に認むることを意味するからである。

本委員會は現行國際法上空間は自由なりと主張することの困難を感じる。又國家は空間自由説を承認するに意あるものとも思考し得ない。本委員會の所見に依れば、航空は空下國がその課する適當と認むる制限を條件として好意上より許さるべきものに屬する。國家がその上空を外國の航空機が通過することに對し不法に干渉することあるべしと豫斷するは當らない。これ猶ほ領土領水内を外國の船車が通過せんとするを不法に干渉すべしと豫想するの當らざると擇ぶない。斯かる不法の干渉は宜しく相互的利益を考慮して必然之を豫防するを要する。

故に本委員會は左の決議を採擇せんことを提議する。即ち(一)各國はその領土及び領水の上空の航空機通過に關しては、その適當と思惟する禁止、制限、及び規定を制定するの權あること。(二)空下國の右の權利を條件とし、上空の自由通過權を各國の航空機に認むべきこと是れである。

ホッフマンスタール博士(Dr. E. von Hofmannsthal)は右の提案に對し大體同意を表せるも、その(一)にある『適當と思惟する』の語は濫用の虞あり、隨つて之を『空下國及びその住民の保護及び福祉のために必要なる』と改むるを可とすとの見地から、無害通過の權を認むる以外に上空の完全主權を主義として肯定すべしとの意見を提出し、又本委員中の或者、殊にフォーシユ博士、ストルツ博士(Dr. Karl Strupp)、ヘンリー・クアンニエル及びニーマイエル兩教授(Prof. Henry-Cotnamier; Prof. Niemeyer)は本報告も本決議案も共に不同意で、寧ろ前述の萬國國際法學會及び國際航空法律委員會の決議に則りたる航空法を可とすとの論である。ヘンリー・クアンニエル教授は國際航空法典の基礎たるものは宜しく『空下國に認むべき限られたる若干の權能を條件とする無害航空の自由』たざざる可らず、空下國には何等『權利』を認むべからずと主張する。

(Lawrence, Doc. Illus., p. 52 以下に據る)

之を要約すれば、凡そ國家はその上空に對し完全なる主權を有する、既に然るが故に空下國は、その上空

の飛行に關し必要と認むる禁止、制限、その他取締の法規を制定するの權を有する、但し空下國はその主權の許す範圍内に於て能ふ限り各國航空機に對し通航の自由を與ふることにすべしといふにありて、即ち國家がその公權の行はるる道路の上に内外人の通行を許すのと同じ主義を採つたものである。この報告所載の決議案は本會議に於て二十一對二の壓倒的多數にて可決となつた。空下國の上空主權のことは右のマドリッド開會の萬國國際法協會の決議に於て始めて斯學者の大體一致を得たのである。

一四六七 丁度その頃、上空主權主義を條文の上に肯定したる國內法規及び國際法規が始めて世に實現した。一は英國政府の一九一一年及び一九一三年改定の航空法の制定である。この兩航空法は孰れも政府は公衆の危險防止及び國土の防護の目的に於て英國の領土及び領水の上空の全部又は一部を指定し、外國航空機の通航を禁ずることを得ること、禁令を犯し航空する機に對しては射撃を加ふることを得ること等を規定せるもので、上空主權主義の國內立法の上に謳はれた蓋し濫觴たるものであらう。尤も兩法共に上空の主權の字句は特に用ひられてなく、第一次大戦中、瑞西政府が英國軍用航空機の瑞西の上空を飛行したることに就て抗議するや、英國政府は操縦士の訓令違反に由るものとして遺憾の意を表したが、同時に『この遺憾表白は上空の主權の存在を英國政府が肯認したるものと解せられざるべきを要す。』と特記し、即ち空下國の上空主權問題に就ては留保的態度に出でたものである。然しながら空下國の主權を肯定するに非ずんば必要に應じ無限の上空の全部又は一部に外國機の通航を禁ずるを得る筈は無いから、少なくとも自國の上空の關する限りに於ては、自國の主權を主張する推定に基く立法と見るに妨げあるまい。(英國の第一次大戦後の一九二〇年に改正の航空法に於ては、英國の領土及び領水の上空に對する完全且絶對の主權の存在を明確に規定して

大戦前の上空主權
肯定の法規
と條約

ある)。

二は一九一三年に獨佛兩國間に締結せられたる航空條約である。この條約に於て兩締約國は各自の上空に主權を有することが明規せられた。而してその翌一九一四年の七月、獨逸は佛國の航空機が獨逸領土の上空に飛來せりと稱して之を主權侵害なりと爲し、それをば開戦の一理由にしたものである。

斯の如くにして當年の少數派に屬する學説は兎に角とし、右の英國航空法及び獨佛航空條約は孰れも上空主權主義を肯定したもので、乃ちこの主義の下に歐洲は間もなく第一次大戦の舞臺に驀進した。

一四六八 第一次大戦中にありては、交戦諸國及び中立諸國は上空主權主義を覆へすべき何等理由を認めざりしのみか、却つて之を強化するの必要を實感した。されば同大戦直後の一九一九年巴里調印の國際航空

條約はこの主義を高調し、その開卷第一の條文として

第一條 締約國ハ各國ガ其ノ版圖上ノ空間ニ於テ完全且排他的ノ主權ヲ有スルコトヲ承認ス。

本條約ノ關スル限リ一國ノ版圖ハ本國及殖民地ノ國土、竝之ニ接スル領水ヲ包含スルモノトス。

と規定して先づ空下國の主權を無限の上空に認むる所の根本原則を明かにした。従前の上空自由説その他空下國の主權を制限する諸説は『完全且排他的ノ主權』(“complete and exclusive sovereignty”)の文字に依りて悉く一掃せられ、空下國の主權には疑惑の餘地なきものとなつた。而して更に第二條に於て特定條件の下に於ける各國航空機の無害航空の自由に關し左の規定を設けた。

第二條 各締約國ハ他ノ締約國ノ航空機ガ本條約ニ定ムル條件ヲ遵守スル限リ、平時ニ於テ之ニ自國版圖

上ニ於ケル無害航空ノ自由ヲ許與スルコトヲ約ス。

第二款 空戦の準則に關する第一次大戦後の考究

一九一九年
巴里調印の
國際航空
條約

締約國ガ他ノ締約國ノ航空機ノ自國版圖上ニ於ケル航空許可ニ關シ制定スル法規ハ國籍ノ如何ヲ問ハズ適用セラルベシ。

斯く他の締約國の航空機の自國版圖上に於ける無害航空の自由を約するも、同時に締約國は軍事上又は公安上の必要に鑑みて自國內の一定の地域上に於ける飛行を禁ずるを得ることを明かにするため、第三條第一項に於て『各締約國ハ他ノ締約國の航空機ガ自國版圖内ノ一定ノ地域上ニ於テ飛行スルコトヲ軍事上ノ理由ニ因リ又ハ公安ノ爲、自國法令ノ定ムル罰則ノ下ニ禁止スルコトヲ得。但シ右ニ關シ自國ノ私ノ航空機ト他ノ締約國ノ私ノ航空機トノ間ニ差別ヲ設クルコトヲ得ズ。』と爲し、又同第二項に於て『前項ノ場合ニ於テハ禁止地域ノ位置及範圍ヲ公示シ、且豫メ他ノ締約國ニ通告スベシ。』と規定した。この第二項は、その後十年を經たる一九二九年に巴里にて開催の航空國際委員會第十六回會議に於て、第二項乃至第五項として左の如く改正せられた。

『各締約國ハ自國の航空機ガ右地域上ニ於テ飛行スルコトヲ例外トシテ且公安ノ爲許可スルコトヲ得。

『禁止地域ノ位置及範圍ハ豫メ公示セラルベク、且前項ニ依リ與ヘラレタル例外ノ許可ト共ニ他ノ一切ノ締約國及國際航空委員會ニ通告セラルベシ。』

『各締約國ハ又平時ニ於テ例外ノ場合ニ自國ノ版圖又ハ版圖ノ一部ノ上ニ於テ飛行スルコトヲ臨時且即時ニ制限又ハ禁止スルノ權利ヲ留保ス。但シ右ノ制限又ハ禁止ハ他ノ一切ノ國ノ航空機ニ對シ國籍ノ如何ヲ問ハズ適用セラルベキコトヲ條件トス。

『右決定ハ公示セラレ、他ノ一切ノ締約國ニ通告セラレ及國際航空委員會ニ通知セラルベシ』

即ち一九一三年の萬國國際法協會のマドリッド決議は一九一九年の國際航空條約に於て世界の主要國——比較的少數ながらも——を含む國際條約の上に具體化されたもので、同時に上空の法的性質及び空下國の權能に關する公的見解が、少なくとも該條約の締約國の關する限り、茲に一定された譯である。この見解は、重なる航空國にして之を自國の立法上に既に又は新に採擇したるものも少なからずある。英國の航空法のことには曩に述べた。佛國も一九一三年の航空法に於て同様の原則を採擇し、蘇露國も一九三二年四月公布の航空法に於て、蘇露聯邦はその領土領水の上空に就て完全且排他的の主權を有すとのことを規定した（第一條及び第二條）。（序でながら蘇露國の同法に於ては、一切の飛行機は之を國有とし、その私有を認めてない——同國民法第二十三條及び第五十三條）我國の大正十年制定、昭和十一年改正の航空法にも完全且排他的の主權の精神は窺はれる。

要するに右の國際航空條約の下にありては、國家はその領土領水にして陸海軍據地、飛行場、その他軍事上必要と認むる所の上空に他國の航空機の入來るを禁ずるを得ることが明確に謳はれた。平時に於てすら然りであるから、戰時交戰國は自國版圖の一定の上空を他國航空權の前に閉鎖するの權あるは論を俟たない。然しながら、これは自國版圖の上空に關してのことである。この權利を廣く公海の上空に於ける一定の區域に及ぼすを得ざることは、これ亦論を俟たない。第一次大戦中に獨英兩國が交々北海の大部分を擧げて『戰域』と宣言し、事實に於て之を敵國及び中立國の諸船の前に閉鎖したことは既に述べたが、之に倣ふて公海の上空にも一種の戰域を設定し、その上空を事實に於て自國に獨占せんとするが如き、將來或は之を見るなきを保し難い。けれども、その容認すべからざるものなることは問はずして明かである。

一四六九 さるにても當年の國際航空條約は、一國の領空權を確認したるに於て意義あるものであるが、この條約を批准したる國としては、參加約三十ヶ國中の十ヶ國のみで（白耳義、ポリヴィア、佛蘭西、英帝國、希臘、伊太利、日本、葡萄牙、ユーゴスラヴィア、及び暹羅）、新に之に加入したるものとはリベリア、ニカラガ、波斯、及び秘露の四ヶ國のみと承知する。一九二九年巴里開催の國際航空委員會第十六回會議に於て採擇の一九一九年の國際航空條約の一部改正に關する議定書には、批准國は何程か多きを示せるが、それにして未だ以て世界列國を律する普遍的の國際法規と見る迄には至つたものでない。且一國が他國の航空機に對し自國版圖上に於ける無害航空の自由を許與するのは、前掲第二條の示す如く、本條約の締約國に對してである。一國の領水にありては、特定條約の規定を俟たず、何れの國の船に對しても無害航行の自由を認むるのが國際慣習である。故に領空の無害航空の自由を締約國に限りて許與するこの規定は、領水に於ける外國船の無害航行に比すればより制限的である。けれども條約文としては、その自由の許與を當該條約の對手方たる他の締約國に對しと記するのは已むを得ぬかも知れない。

一四七〇 のみならず前掲第二條の他國の上空無害航空自由權は専ら平時に限られてある。随つて戦時とならば、交戰國はその上空に締約國の航空機の航行を絕對に許與せざることを得るのみならず、別に本條約には第三十八條に『本條約ノ規定ハ戰時ニ於テハ締約國ノ交戰國又ハ中立國トシテノ行動ノ自由ニ影響ヲ及ボスコトナカルベシ』とありて、即ち戦時とならば、交戰國は本條約の規定の何等拘束をも受けざることになるのである。故に戦時に於て交戰國はその上空に對し眞に文字通りの完全且排他的の主權を行使し、他國の航空機の前に全然之を閉鎖するを得るのは勿論である。前述の國際航空條約以外に、英國は佛國、丁抹、

及び瑞典との間に、又佛國は瑞西との間に、孰れも個別的に締結したる航空條約はあるが、孰れも國際航空條約の規定を大體に於て踏襲し、且國際航空條約の實施と共に廢棄となるか、又はその實施後の特定期間内に廢棄の通告を爲し得るもので、且その孰れも前掲の國際航空條約第三十八條と同様の規定が設けられてあり、随つて要は平時の航空規定に止まるのである。

一四七一 斯の如く一九一九年の國際航空條約は、戦時には事實的に没交渉となるものであるから、別に戦時に於ける交戰國の航空の行動及びその中立國との關係を律すべき特殊の空戦法規を編案するの要あること、少なくともその望ましきことは、何れの國にも異存のあるべき筈は無い。されど之に關しては、その法規は海戦又は陸戦の一般法規の一部とせば以て足るべきであるか、將た之と離れ、特定の空戦法規を編案するの要あるか、は學者の間に議論もある。然しながら現在及び將來の戦時に於て最も重要な役割を演ずべき空戦は、陸戦又は海戦の普通の法規の傘下に之を羅致するには、航空機も空戦舞臺も既に餘りに長足の進歩を遂げ、過去の交戦法規では到底包摂しきれなくなつた。現代に於ける航空術の日進月歩は實に砲術のそれ以上で、今後十年二十年の間には、偉大の戦闘機が巨量の爆彈を積み、無着陸にて大洋を飛越え紳々餘力を示すといふが如きことなきを誰か保證し得べきぞ、或は人智の豫想し得ざる彌が上の大々發達を遂ぐるに至るかも知れない。之に對しては到底從來の陸戦及び海戦に於ける法規慣例を以て律するを得ざる點多々あるを思はねばならぬ。殊に空戦に於ける加害の手段及び目標、航空機の交戦資格、その他種々の點に於て、航空機は陸の上空にありては陸上軍隊、海の上空にありては艦艇の法則を以て之に擬することは到底不合理である、随つて陸上又は海上の交戦法規をその儘に、若くはその一部として、空戦に適用し得ざるもの多々ある

は言を俟たない。

別して私航空機の取扱方に至りては、陸上又は海上の孰れの一方を以て之を律せんとしても他方との間に扞格を生ずるは免れない。例へば敵の私有財産取扱の關係に於てもさうである。空戦を以て單に陸戦又は海戦の一部なり將た延長なりと爲すに於ては、陸の上空にて遭遇する敵の私航空機は陸戦法規慣例規則の規定に依らば單に一時の押収又は徵發を爲し得るに止まるが、海の上空にて遭遇するそれは海戦慣例に依り之を沒收するを得ることになる。境界なき單一の空中にてありながら、その遭遇する上空の地點如何に依り斯く處分方を異にするに於ては、取扱上に混雜を來さざるを得ない。又例へば交戦國航空機の中立國管轄内に航入するが如き場合に於ても、若し之を陸軍部隊の一機關と見れば中立國の領土及び上空内に入るを許されないが、艦艇の一部と見れば中立國の領水内に入るを得ることになる。故に陸軍及び海軍の各所屬航空機が聯合行動を執る際に於て共に中立國管轄内に航入する場合には、中立國はその一方は抑留し他方は特定時間に航出するを許さざる可らざるの煩雜に直面すべきであらう。

一四七二 故を以て陸戦及び海戦の交戦法規とは特立して別に空戦法規を編成するの必要なること、少なくも便利なること、は第一次大戦の直後よりして斯學者の間に認められ、遂に一九二三年海牙開會の戰時法規改正委員會にて浩瀚の空戦法規案の議定を遂げた。(以下便宜之を海牙空戦法規案と稱する)。勿論特立の空戦法規といふも、全然陸戦及び海戦の法規と沒交渉たるべきものではなく、相互關聯する諸點の極めて多きは言を俟たない。海牙空戦法規案中にも、一九〇七年の第二回平和會議にて議定せる陸戦及び海戦關係の法規及び條約の條項若くは原則に必要な修正を或程度に加へたのもあれば、之を殆どその儘に採擇した所

空戦法規
も陸海戦
法規と大
に關聯す

も少なからずある。例へば追て説くべき海牙空戦法規案の中立國私航空機の拿捕に關する第五十三條の如きは、大體に於て中立國商船の拿捕に關する海戦の法規を踏襲したに過ぎない。又航空機若くはその載貨の捕獲に關する一切の事件を審檢するに方りて捕獲審檢所の適用すべき法規に關しても、同第五十六條に於て商船若くはその載貨の捕獲に關するそれたるべきことが謳はれてある。斯の如く航空機の行動も一般の交戦法規の原則に依り支配せらるる所少なからずあるが、同時に空戦には空戦特有の事態もありて、之を律するには自ら特立の法規を以てせざる可らざるもの多々あるから、別に空戦法規の編成を要する理由は明かに存する。されど之を別に編成するにもせよ、空戦の陸戦及び海戦に共通する事柄は一々之を空戦法規の條項に編入するに及ばず、要は特に空戦法規に反對の規定なきものは陸戦及び海戦に關する法規慣例に依ることとするに妨げない。これ即ち海牙空戦法規案の最後に

第六十二條 本規則に特別の規定ある場合、及本規則第七章の規定又は國際諸條約に於て海上法及其の手續の適用せらるべきことを示す場合を除く外、敵對行爲に従事する航空機乗員は國際法の慣例並關係國の加盟したる諸宣言及條約に基き、陸上軍隊に適用せらるる戰時法規及中立法規に遵ふべきものとす。の規定ある所以である。

この規定の結果として、陸戦に於ける加害行爲に關する諸規定(一八六八年の聖彼得堡宣言、特定目的の投射物及び特定彈丸の使用禁止に關する第一回海牙平和會議の宣言、並に陸戦法規慣例規則の當該諸條項等)、交戦軍間の陣中交渉、俘虜及び傷病者の取扱、敵の一般常人との關係、その他中立に關する一般原則等は、空戦法規中特に反對の規定なき限り空戦に於ても適用せらるべく、又海戦に關する法規慣例も、空戦法

規中に特別の規定あるに非ざる限り、例へば航空機に依る臨検、搜索、拿捕、及び之に關する捕獲檢定等に就ては、均しく之を空戦に適用すとの趣旨である。陸戦法規が各種交戦法規の基本法であることは曩に述べた。陸戦法規は海戦法規の基本法であり、而して陸戦及び海戦の兩法規はこれ亦空戦法規の基本法であるから、その基本法中の基本法たる陸戦法規は、取別け空戦を論ずるに方りて閑却するを得ない。將た陸戦法規慣例條約の前文にある『明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレザル總テノ場合ヲ軍隊指揮官ノ擅斷ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非ザルナリ』の一節は、空戦に於ても亦同様なること論を俟たずで、即ち特に明文の指示することなきものにありては、交戦國航空機は國際法の一般原則を經とし、人道主義の要求を緯として、自らその行動を律すべきである。のみならず一九一九年の國際航空條約は、戦時には事實的に沒交渉のものたること前に云へる如くであるが、謂ふ所の沒交渉とは、例へば交戦國が同條第二條の保障する締約國航空機の自由航行をばその保障に反し許與せずして可なるが如きを意味するので、その以外にありて締約國中には相互の間依然平時状態にあり、且交戦國に對して中立關係に立つ國もあるべく、隨つて同條約に規定する航空機の類別、國籍等に關する規定は、戦時を律する空戦法規に於ても能ふ限り之と一致せしむるに便多きこと、これ亦論を俟たぬのである。

一四七三 空戦法規を編案するの要は萬國國際法協會及び前に一寸記したる巴里の航空國際法律委員會にても夙に認められ、前者は一九二〇年ボーツマス開會の第二十九回大會に於て、又後者はその翌一九二一年モナコ開會の第四回大會に於て、孰れも試案起草のことが決議せられた。けれども格別その業の進めるを見なかつた。その中に一九二一・二年の華盛頓會議となつた。同會議に於ても空戦法規のことは亦問題に上つ

海牙空戦
法規案の
由來

た。而してその審査を附託せられたる委員會にては、一月七日(一九二二年)長文の報告書を總會に提出したが、その結論は、

『本委員會の所見に依れば、航空機に關してはその商用たるを問はず、航空機の數若くは性質の上にも有効的制限を課することは不可能なりと認む。その理由は(一)各國に割當つべき航空機の比例の基礎を見出すの困難なること、(二)斯かる制限を課すべき技術的方法を案出するの困難なること、(三)斯かる方法を厲行するの困難なること、及び(四)空戦と商用航空機工業の相關關係の密接なるに於て之を制限するの不可能なることにある。本委員の意見にては、戦時に於ける航空機の使用を律するには、追て別に會議を開催して航空機に適用すべき交戦法規を立案するを可なりとす。』

といふにあつた。而して同會議に於ては、空戦法規に關する參考案の提出もありたるが、英佛伊の三國代表は之を討議するの用意を有せずと聲明したので、遂に正式の討議に上るに至らず。斯くして航空機關係の問題は他の新式交戦手段に關するそれと共に、追て開かるべき戦時法規改正審査委員會、一名『法律家委員會』(日、米、英、佛、伊の五國を代表する各國二名以内の委員より成るもので、委員は必しも法律家のみではなく、陸海軍専門委員も之に加へられた)に移し、『(イ)國際法の現存規則は一九〇七年の海牙會議以來新なる戦争手段の採用又は發達に依り生じたる攻撃又は防禦の新方法に適用するに充分なるや。(ロ)若し然らずせば其の結果現存規則に對し如何なる變更を國際法の一部として採用すべきや。』の問題を審議せしむることになつた。これが海牙空戦法規案の議定に導ける由來である。

一四七四 この委員會は和蘭國政府の招請の下に一九二二年末より翌二三年に互り海牙にて開かれ、米國の主席代表ムリア博士を議長に推して討議を進めた。會議は元と交戦の新手段に關する國際法規を一般的に

成案の議
定

研究するにあつたが、米國側の意見にて特に従来の交戦法規にて律し難き空戦（及び無電）の法規の立案を緊急と認めて議題を之に限ることにし、その結果全文六十二條より成る空戦法規案（及び十二條の戦時無線通信取締案）を議定した。空戦法規案は米英兩案殊に米國案を討議の基礎とし、伊國案をも参考し、それに各國委員の隨時の意見を取捨して洗練を加へたもので、即ち世界有数の國際法學者が第一次大戦中の各交戦國航空機の行動を参考とし、陸海軍専門委員の意見を商量し、理論と實際を能ふ限り調和せしめて立案したる、よしんば最善でないにしても、次善の尤たるものと認めらるべき好法典である。

一四七五 然るに上述の華府決議には、別に『前記諸國は右報告の受諾に關し及其の勸告に付他の文明諸國の考量を得る爲に執るべき方法に關し商議すべし』とあるが、右の二法案の報告に接したる五國政府は、その受諾に關しても、將た他の諸國への受諾勸告に就ても、爾來今日まで何等商議を開かない。何故に之を開かず、折角の二法案を條約として受諾するに意なきかと云へば、その有力なる少なくとも一理由は、同法案中に含まるる作戦上の必要と人道主義の要求とを比較し、その前者よりも後者の方に餘りに勝味あるかの如くに軍事當局者、殊に空軍優勢國の彼等の眼に映じ、殊に空下爆撃の適法の目的物と認むべき軍事的目標を稍々狭範圍に制限し、且之に對する爆撃の上に種々拘束を加ふる所少なからざるに鑑み、空軍優勢國はその採擇に氣乗りしない故と云はれてある。蓋し第一次大戦以來、軍事的必要の前には凡ゆる人道的要求を無視するも可なりといふ思想は極めて強烈になり、その一つの現はれとして古來の戦闘員と非戦闘員の區別の如き、事實に於て没却せらるる風となつた。これには一應も二應も理由あること既に述べた如くであるが、兎に角その區別の分界が不鮮明化し來りたるは事實である。別して空襲に於ては、到底この區別に關する従前

各國の受諾を得ざる理由

の觀念を株守することが許されない。然るに空戦法規案に於ては、依然この區別を認むるの精神が隨處に現はれてあるから、空軍優勢國は戦時に及んでそれだけ自國空軍の活動上に不利の拘束を受ける。それでは面白くない、といふ思想が則ち爾後その批准を躊躇せしめた所以であらう。よしんば關係各國之を批准し一の國際條約となつたとしても、英國の國際法の一權威が『將來戦時に際し、歐洲戦役の末期に於て可能的と思惟せられたるその以上の大規模に行はるべき空戦に於て果して斯かる諸規定の遵守が確保せらるべきやは疑問である』(Birkenhead, *Int. Law*, 6th ed., p. 227) と豫斷したるが如く、その忠實なる遵守は疑問である。と云へば云へる。交戦法規(のみに取て限らぬが)は如何に理想的の條文を編案するにもせよ、それが實際の要求に副はず、戦時に直ぐ崩れて了ふやうでは寸效も無い、といふ懸念も手傳ひ、遂に高閣に束ねられて了つたのである。故に議定の空戦法規案は戦時に於て交戦國の準據すべき空戦に關する最有力なる一法典たるものには相違なきも、形に於ては尙ほ學者の机上法（フックホルム）たり、實戦者の參考案たるに止まるのである。

一四七六 右の海牙空戦法規案の外、今一つ有力の學會案がある。そは一九二四年瑞典のストックホルムにて開催の萬國國際法協會第三十三回大會の報告案である。是より先きその前々年即ち一九二二年、亞爾然丁の首都ブエノス・アイレスにて開催の萬國國際法協會大會に於ては、空戦法規案を起草して次回の同大會に報告することが決議せられ、二十有餘名の起草委員を選びたるが、翌年前述の如く海牙にて空戦法規案が議定せられたので、該委員は之をも参照したる末、その補足の意味に於ける十三條の空戦規則案(註)を立て、之を一九二四年九月ストックホルムの同大會に報告し、多少の修正が加つた上採擇となつた。このストックホルム案は、前年の海牙空戦法規案の長短を比較研究して取捨を加へただけありて、海牙案に比し更に

一九二四年萬國國際法協會案

一步進んだ所もある。然しながら、これとても一の参考案に過ぎず、且海牙空戦法規案の如き兎も角も各國政府の公的代表者の正式に會同して議定したものは異なり、私的の純乎たる一學會案に外ならぬから、權威の輕重を以て論せば自ら兩者の間に逕庭ありで、交戦國政府の参考案といふよりは寧ろ教壇の講義資料と稱すべきものであらう。

註。一九一四年のストックホルム案の内容を参考のため左に抄譯する。

空戦規則案 ("Suggested Regulations for War in the Air")

第一條 本則中に於ける軍なる語は陸海軍及び空軍をも含むと解すべし。

第二條 空戦とは戦時に於て交戦國が何等種類の航空機に依り陸上、海上、又は空中の目標に對して加ふる攻撃又は爆撃をいふ。

第三條 空戦は第七條に規定する以外の都市村落その他居住の場所に向つて之を行ふことを得ず。

第四條 常人に恐怖又は危害を與へ、又は軍事的性質のものに非ざる財産を破壊又は毀損するの目的を以て行ふ空戦は之を禁ず。

現品徴發又は現金取立を強要するの目的を以てする空戦も亦之を禁ず。

第五條 空戦は下記の目標に對して行はるる場合に限り適法なりとす。即ち(イ)軍隊、軍事工作物、軍事建設物、(ロ)宿營、軍事貯藏場及び彈藥庫、(ハ)軍事的基地として使用せらるる港津、(ニ)軍需品製造工場、(ホ)主として軍事上の目的に使用せらるる交通線又は運輸線。

上記の目標にして常人に對し無差別的の爆撃を爲すに非ざれば爆撃すること能はざる位置に在る場合には、航空機は爆撃を避止することを要す。

第六條 交戦國の航空機はその軍隊の軍事的行動に於て該軍隊の一部として適法に之を使用するを得べし。但し交戦

國の陸海軍に適用すべきと同一の交戦の法規慣例及び空戦の法規慣例に遵由するを要す。

第七條 交戦國の陸軍が有效的に占領するの目的を以て都市村落又は居住の場所を適法に攻撃又は砲撃し得るものたる場合に、その攻撃に對し抵抗を受くるときは、攻撃軍はその攻撃又は砲撃を援助するため航空機を使用することを得。但し第六條に記載せると同じ法規慣例に遵由するを要す。

禮拜堂、技藝、學術、及び慈善の用に供せらるる建物、軍事上その他の病院、竝に傷病者收容所は、それが軍事上の目的に使用せらるるに非ざる限り、交戦者は之を保存するために必要なる一切の手段を執ることを要す。

第八條 交戦國に屬する商船に對しては、該商船が先づ航空機を攻撃するに非ざる限り、之に對し空下攻撃又は爆撃を加ふることを得ず。但し該航空機は商船に臨檢搜索を行ひ、且之を抑留するの權を留保す。商船にして武力を以て抵抗し、若くは臨檢搜索又は抑留を避け又は逃れんと企つる場合には、之を攻撃するの權をも有するものとす。

第九條 海上捕獲に適用すべき捕獲法は航空機に依る捕獲にも適用せらるべし。

第十條 航空機は病院用の列車その他の輸送具、又は救護に従事する人員、傷病者の集團又は運送船、若くは病院船に對しては攻撃又は爆撃を加ふることを得ず。

第十一條 本則に定むる外、陸戦及び海戦の法規慣例はその適用し得る限り空戦に適用すべきものとす。

第十二條 本則中の何等條項又は空戦に適用せらるべき交戦の法規慣例に違反したる交戦國人は戦律犯として之を處罰すべし。

第十三條 前條の交戦國人は右違反に依り生命又は財産の上に加へたる損害に對し賠償の義務を負ふものとす。その賠償は被害者の屬する國家之を海牙の常設國際司法裁判所に提起して決すべく、該裁判所は反對の條約規定あるに非ざる限り、その目的に關し專屬的管轄權を有するものとす。

(Int. Law Association, Report of the 33rd Conference, 1924, pp. 118—120)

一四七七 之を外にし近時世に出でたる學會案として比較的綿密のものは、米國ハーヴァード大學の國際法研究會にて討議立案したる『海戦及び空戦に於ける中立國の權利義務に関する條約案』である。その中の海戦に関するものは措き、空戦に関する部分に於ては、主として航空機と中立國の權利義務との關係規定に止まるけれども、かなり詳細の條項を有し、採りて參考と爲すに足る所もある。その全文は追て中立を説く所に譯出すべく、以下『ハーヴァード大學案』として隨所に引抄することもあらう。

一四七八 斯の如く空戦に關しては、既に公的の國際會議に於て議定し將た私的の協會學會等に於て立案したる若干の條約案はあるも、現實國際法規としては今日未だ一も存在して居らぬのである。さればとて、それが成立を見るまでは空戦に就て全然據るべきものなしと爲すに於ては、それは空戦に於ては害敵手段に今日何等制限なし、如何なる手段を取るも法規の禁するものなきが故に違法に非ず、といふが如き論理を誘ひ易く、斯かるは戰時國際法の根本義の許さざる暴論たるに庶い。空戦の現實國際法規は今日尙ほ未だ存在して居らざるにもせよ、現在に於て空戦行動及び空戦に於ける交戦國と中立國の關係に就ては、陸戦及び海戦の法規慣例並に中立權利義務條約中にありて空戦にも準用し得るものは之を準用すべく、同時に海牙空戦法規案を有力なる根據法——寧ろ唯一且最有力の——とし、尙ほハーヴァード大學案等をも一の權威ある學說とし、彼此參照して是非を判定すべきである。その外、これは國內法規ではあるけれども、別に述ぶる一九三八年の伊國の交戦法典の如き、その第二百二十八條乃至第二百七十九條に包羅せらるる空戦關係規定は、亦以て好個の參考條規たるを失はない。要するに海戦に關しては倫敦宣言は國際條約となるには至らなかつたけれども、第一次大戦の少なくも當初に於ては權威ある根據法としては取扱はれたと均しく、現在及び將

來の空戦は、大體海牙空戦法規案に準據して行はるるものと見るに妨げない。又之に準據して行ふ限り、交戦國は自己の行動を辯護するに有力の根據がある譯である。況して同法規案には前にも云へる如く、軍事的必要よりも人道主義の要求が過分に加味されてあるから、之に準據しての行動は遣り不足の憾こそあれ、遣り過ぎの非難は先づあるまい。昭和七年春の上海戦に於ても、將た昭和十二年初夏以降の支那戦に於ても、講者の兩役共にその帷幄に參與するの光榮を荷へる帝國海軍の空中活動殊に空下爆撃は、大體同法規案の條項を標準に取りて行はれたものと承知する。隨つて不可避の特殊事情の場合に處しての過失に由れる外、故意の交戦法規違反を以て問はるるが如き行動の一も無かりしことは、講者の之を裏書するに躊躇せざる所である。

第二章 一九二三年の海牙空戦法規案

第一款 概論

第一項 航空機の類別

一四七九 海牙空戦法規案には、その劈頭に『空戦法規は一切の航空機に對し、其の空氣より軽きと若は重きとを問はず、又は水上に浮び得ると否とに關せず、之を適用す。』とある(第一條)。これは本法規を適用すべき航空機の範圍を規定したもので、航空機そのものの定義ではない。然らば航空機とは何であるか。之に就ては本法規案には定義は載せてなく、又航空機の稱呼の下に入るべき諸機の種目も擧げてない。空戦法規案の起草委員會の報告には『航空機の定義を立て又この語に包掩せしむべき諸機の種目を擧ぐることは敢て試みられなかつた。本法は一切の航空機に對し之を適用すとの概括的原则を掲記すればそれにて充分なりと認められ、第一條はその意味にて起草せられた。』(Moore, *Int. Law & Some Curr. Illus.*, p. 226)とあるが、果してそれにて足るべきであるか。

米國の一九三一年九月二十二日發令の巴奈馬運河地帶航空取締規則には、航空機を『現に知られ又は將來發明せらるべき案出物にして空中の航行又は飛行に用ひられ又は用ひらるべき設計のもの、但し落下傘その他空中の航行用に設計せられたるも主として安全の装置具として使用せらるるものを除く。』と定義してある

何をか航空機といふ

(第十一章及び附屬第二)。一九一九年の國際航空條約の附屬書丁號及び一九二三年の英國航空法に依れば、航空機とは(一)輕氣球、(二)風式氣球、(三)飛行船、(四)飛行機の四者を含むものとしてある。これは航空機の稱呼に屬する諸機の範圍を示したるもので、定義としては的確に當嵌まらない。別に記載するハーバード大學案には『航空機とは空氣より軽きと重きとを問はず飛行し得る一切の機を包含す。』とある(第一條のj)。これは簡單ながら一好定義であらう。殊に現に飛行すると否とを問はないで飛行し得る ("capable of flight") としたのは、航空機の定義として善い着眼である。要するに航空機とは、廣く云へば上空に浮揚し又は飛行し得る一切の機を總稱し、狭く云へば推進器の作用にて上空を飛行し得る飛行船以外の機と解すべく、少なくとも常識的にはこの定義にて差支あるまい。

我國の大正十三年制定、昭和十一年改正の航空法にては、

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乘シ得ル飛行機、航空船、氣球、滑空機、其ノ他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ。

本法ニ於テ航空トハ陸上又ハ水上ノ滑走ヲ、離陸又ハ着陸ニハ離水又ハ着水ヲ包含ス。

とありて、即ち凡そ航空機とは、苟も航空の用に供する機器であらば、その一切を汎稱することになつてゐる。

一四八〇 輕氣球の類は暫く別にし、専ら飛行の機能を特色とするものに就てその機體の性質、使用の動力、従事する任務等から見れば、更に種々の分類が立つ。先づ之を機體の性質より大別すれば、空氣より輕い機即ち飛行船と空氣より重い機即ち飛行機(航空機)とに見るを得べく、之を動力の種類よりせば、特別の

航空機の種類

動力を使用する一般飛行機と單に空氣の氣流を利用し無發動機にて翔走する滑空機 (glider) とに別け得るであらう。特別の動力を使用するものにも、發動機に依るものと火藥の爆發力を利用するロケット飛行機とがある。更に發動機に依るものにも陸上飛行機、水上飛行機、水陸兩用飛行機、艦上飛行機、飛行艇等、その構造上に特殊の差等あるは世上周知の事に屬する。

飛行船

一四八一 飛行船は普通にいふ航空機に比し一日の長者で、夙に獨逸の誇りとする所となり、第一次大戦の開始と共にゼッペリンの名は兒童走卒の間にも知られ、同大戦の初期にありては空襲の雄であつた。然るに一方には航空機がその後著しく發達し、飛行船に劣らざる上昇性と殊に速力の大を示し、他方には高射砲の進歩は飛行船に大なる脅威を與へ、將た航空機と上空にて相闘ふ場合に飛行船は種々の弱味を有する所から、その空襲機能は漸次低下し、加ふるに建造費の嵩まることも亦航空機の比ではなく、旁々一九一七年十一月頃までは時にその巨體を敵地の上空に現はすことありしも、爾後は戰雲の間にその形を没し、今日では稀に夜間に出動することあるべき以外には、空襲の機能は全然之を航空機に讓るに至つた。

一四八二 更にその従事する任務の上から云へば、航空機は前述の國際航空條約に於て、大別して之を國の航空機と私のそれとし、國の航空機も更に(イ)軍用航空機と(ロ)郵便、税關、警察の如き國務に専用せらるる航空機に細別し、この以外の航空機は總て私の航空機と看做され、將た國の飛行機にしても軍用、税關用、及び警察用に非ざるものは、これ亦私の航空機として取扱はるることになつてある(第三十條)。この分類は、國際航空條約の批准國間には共通的に行はるるけれども、同條約は未だ以て世界各國の恰く加入せる普遍のものではないから、批准國としても戰時區々の法規を取捨せざるを得ざるが如き不便もある。殊に

國際航空條約に依る航空機の類別

國に依りては、航空機に依る税關の監視を軍用航空機に委任するものありて(例へば伊太利の如き)、國際航空條約の分類も文字通りに行はれてない點もある。

一四八三 されば海牙空戦法規案にては、これ等の事情をも商量に加へ、航空機をばその用途上から別つて公航空機 (public aircraft) 及び私航空機 (private aircraft) の二類とし、公航空機は更に之を軍用航空機 (military aircraft) と公務に専用せらるる非軍用航空機 (non-military aircraft exclusively employed in the public service) とに別ち、他の一切の航空機は之を私航空機と看做すとした(第二條)。國際航空條約にては國の航空機 (State aircraft) とすひ、空戦法規案にては公の航空機 (Public aircraft) とすも、兩語の各意義に格別の差ありとは思へない。且公(又は國)の航空機と私のそれとを別つの標準は、軍用及び公務専用の非軍用とその以外の一切の用務とにありて、國家の所有すると私人の所有するとの差ではない。即ち私人所有の航空機にありても、政府が之を軍用若くは公務専用の非軍用に充當すれば、それは公の航空機である。故にその區別の標準は、所有者の如何にあらすして使用方法の如何にある。

一四八四 軍用航空機とは、國際航空條約に

(第三十一條) 『航空機ノ指揮ヲ命ゼラレタル軍務従事者ガ指揮スル一切ノ航空機ハ之ヲ軍用航空機ト看做ス。』としてある。即ち軍用航空機の性質を機の形狀又は構造に取らないで、軍務の従事を標準としたのは注意すべきである。ハーヴァード大學案に於ても軍用航空機を『軍事上の目的に使用の航空機』 ("aircraft used for military purpose") と解する(第一條のk)。海牙空戦法規案には軍用航空機に關し特に定義としては無きも、宜しく右の定義に従つて解すべきである。尙ほ軍用航空機にも戰闘に従事するものあり、直接

海牙空戦法規案に依る航空機の類別

軍用航空機の性質

には従事せざるものもある。戦闘に従事するものにも、専ら敵機を撃墜するのを本務とする戦闘機もあり、主として空爆の任を司る爆撃機もあり、將た敵情の偵察、着弾の観測等に當る偵察機もあり、又直接に戦闘に従事せざるものにも運送機、給需機、衛生機、傳令機等もあらうが、通じて軍指揮官の隷下に屬する航空機は、戦闘に直接従事するものと間接關係するものたるを問はず、將た特に軍用として製せられたると商業用として造られたるとを論ぜず、擧げて軍用航空機と稱するに妨げない。軍用即ち *military* なる語は國際法上極めて廣義に用ひられ、普通には常に陸軍のみならず海軍部隊までも含めて汎稱する。軍用航空機の『軍用』、その他海牙空戦法規案中に現はるる『軍用』、『軍事』等の『軍』なる語も亦然りで、敢て海軍即ち *naval* の語に相對するものに非ざることを明かにするため、空戦法規案に於ては末尾に『「軍事」、「軍用」等に於ける「軍」なる語は本規則を通じて一切の兵力の種類即ち陸上軍隊、海上軍隊、及航空軍隊に關するものと解すべし。』(第六十一條)との解釋的條文が設けられてある。

第二項 外部標識、機性變更、及び國籍

一四八五 軍用航空機は非軍用航空機と一見區別し易からしむるため、その國籍及び軍事的性質を示す所の外部標識(*external mark*)を掲げねばならぬ(第三條)。税關用又は警察用に充當せらるる非軍用航空機も、その公務専用の事實を證明する書類を携帯するの外、國籍及びその軍用に非ざる公の資格を示す所の外部標識を掲ぐべきである(第四條)。これは孰れも義務的である。外部標識は、例へば佛國の航空機ならば *Militaire* と書くが如く、國名の頭字に適當の番號を連記するなどは往々見る所である。軍用航空機に外部標識を掲ぐ

外部標識
は義務的

ることは第一次大戦の當初よりして各交戦國の疾く行ひたる所で、後に參戰せる諸國も悉く之に倣ひ、戦後も概して一般に行はるる所であるから、既に一の國際慣例となつたものと見るを得べく、空戦法規案にては言はば之を成文にしたに過ぎない。

中立國の非軍用公航空機は、私航空機として取扱はるべきものを除き、右の書類檢證のため臨檢を受くることがある(第五十一條)。税關用又は警察用のものに非ざる非軍用公航空機、例へば郵便用、通信用の國有航空機の如きは、戦時に於ては私航空機と同一の外部標識を掲ぐるを要し、且本規則の適用に關しては私航空機と同様に取扱はれる(第五條)。これ等以外(第三條及び第四條規定以外)の航空機にして私航空機と看做さるべきものも、特定の書類を携帯するの外、その國籍及び資格を示す所の外部標識を掲ぐるを要すること第六條の規定する所である。

一四八六 軍用航空機の外部標識は、第一次大戦中その識別上かなり不便の點もありて、ために同志打をやつた例など幾たびかあつた。佛國は機の下側部に三色旗、獨逸は黒十字を標識に用ひ、英國は初めはユニオン ジャックの旗章を描きたるが、遠方よりの識別に難かりしものか、毎度同志打が行はれたので、後には佛機の色旗を逆に色取りせる三色旗を以て之に代へた。米國は星章を機側に表示せしも、往々獨逸の黒十字と見誤られ、これ亦同志の射撃を受けたこと稀ならざりしとある。故に空戦法規案に於ては、標識は(一)『成るべく大にして且上方下方及各側より見得べきものたるべし。』と爲し、且それが容易に變更し得るやうでは弊害が伴ふから、(二)『航空中變更し得ざる様固着せらるべき』を要すとした(第七條)。然しながら外部標識は航空中(*in flight*)とて、機體又は翼に綴帳を張るか塗料を撒布するまで一時變更を爲す

外部標識
は鮮明な
るを要す

こと絶対不可能ではあるまいが、概して航空中の變更は困難であらうから、本條の要件は實際的には格別の問題であるまい。さりとして本條は着陸中に於ける變更を禁ずるものでないから、この點に於て本條約が實際幾許の價値を示すべきや疑問である。

各國への
通告

一四八七 外部標識は各國に於て右の二點を條件とする以上は任意に之を制定するを得るも、その制定したる標識は必ず速に之を各國に通告するを要する(第八條第一項)。平時標識を變更したる場合もその施行前に通告すべきであるが(同條第二項)、殊に開戦の際又は戦時中に於ける變更は、對手國及び第三國との間に何等行違の生ずることを防ぐため、且萬一の背信の非難を豫め避けしむるため、『成るべく速に且遅くとも自國戦闘部隊に通知する時迄に之を他の一切の國に通告』すべきである(同條第三項)。國際航空條約の加入國間にありては、私航空機の登録及び抹消登録の寫を毎月交換し、且之を國際航空委員會に送附することになつてあるから(第九條)、私航空機の外部標識に關し特別に之を通告するに及ぶまいが、軍用航空機及び非軍用公航空機のそれにしては、又私航空機にありても國際航空條約の未加入國にありては、空戦法規案第八條に依り悉く他の國々に通告するを要するのである。

虚偽標識
使用の禁
止

一四八八 第一次大戦中、二三の交戦國の間には敵機が虚偽の標識を使用せりとの非難が互に交換せられた。事實果して然ることありしや、又如何なる程度にありしやは詳でないが、中には鹵獲せる敵機をば、その標識を外さず又は塗替ゆることなく、その儘使用した例などは稀にはあつたやうである。鹵獲せる敵機を使用することの適法なるは論なきが、敵の標識をその儘使用するの違法なるはこれ亦論を俟たない。その他の場合に於ける虚偽の標識の使用とは戦闘中でありしか、戦闘前でありしか判明せぬが、戦闘中でありしな

その違反
に對する
制裁

らば、それは適法の奇計として許すべからざる背信行爲たること問はずして明かである。故を以て空戦法規案にては『虚偽の外部標識を使用することは之を禁止す』(第十九條)と明規する。謂ふ所の虚偽の外部標識とは専ら機の性質又は國籍に係るもので、自國限りの特殊の且珍奇の標識を使用するのは本條の敢て妨ぐる所でない。

一四八九 本條の規定に違反して虚偽の外部標識を使用したる場合に、之に對する制裁はどうか。之に就ては本條案の討議の際にかなり議論もありて、中には潜水艦(及び毒瓦斯)に關する華府條約第二條の『海賊行爲に準じ審理處罰せらるべく』の規定を此にも採擇すべしとの説も出た。けれども多數國の賛成を得ず、結局は制裁は調印國各自の國內法規に於て然るべく規定すべし、といふことに歸着した。さりながら内國法規のみに任せて置くのでは、右の禁止履行に不徹底の嫌あるを免れぬから、能ふべく之を國際的に律定するに若くはない。別に記するハーヴァード大學案は之に關し(一)交戦者は自國の國籍を有する航空機が中立國の標識を使用することを防止するため、その執り得る手段を盡すべきこと、(二)交戦者が自國の國籍を有する航空機に中立國の標識を使用することを許可又は容認したるときは、中立國は交戦期間中該交戦者の一切の航空機の自國領域に入るを禁ずるを得ること、(三)交戦者の國籍を有する航空機が許可又は容認なしに中立國の標識を使用したときは、中立國は自國の領域にて該航空機を拿捕且沒收し、その乗員を抑留するを得ることの規定を設けた(第九十三條)。これは交戦國商船の中立國旗の使用を禁ずる同大學案第二十條とその精神を同うするものなるが、斯かる商船に對しては當該中立國は自國港に入るを禁ずるに止まるに反し、右の(三)に依れば該航空機を沒收し且乗員を抑留すといふ一層苛重の制裁を加ふることにしてあ

る。これは航空機にありては中立國の標識の伴用に依り商船の中立國旗伴用以上の弊害を伴ふべしとの見地に基いたものである。制裁の國際的規定を立案するに方りては多少の参考ともならう。

戦開開始
前虚偽
標識使用
の當否

一四九〇 交戦國航空機は、戦開開始前にありては、恰も海戦に於て軍艦が敵對行爲開始前には虚偽の旗章を奇計として用ゆることが慣例上認められてあると均しく、虚偽の外部標識を用ひて敵機に接近するが如きことは許さるべきか。尤も航空機の外部標識は機側に概して塗描してあるのだから、軍艦が航海中に旗章を變更するが如くに航空中に標識を變更するなどは容易ではあるまいが、それでも例へば虚偽の標識を描寫したる捲開きの自由なる布地なり滑り板なりで一時外部を捲ひ、戦開開始の際に之を外づして固有の標識を表はすが如き方法は不可能であるまじく、随つて虚偽標識の使用は必ずしも不可能とは云へまい。斯かる方式の虚偽標識使用は奇計として適法視すべきものであらうか。前掲の空戦法規案第十九條は戦開中と戦開前とを問はざる絶對の規定と解すべきが、本條は特に『第四章、敵對行爲』と題するの中の一條であるから、或は敵對行爲の語を狭意に解し、専ら現に戦開中の場合に係ると説かるるかも知れない。さすれば海戦の慣例より推し、戦開の開始前ならば虚偽の標識使用苦しからずとの論も立つであらう。

それは爲す
べからざ
るものと
解したい

さりながら軍艦が戦開開始前に虚偽の旗章を使用することの當否は追て海戦の所にて論ずるとし、要するに講者は、海戦の該慣例そのものをも一の陋劣手段として排斥すると同じ理由から、空戦に於ても之を適法と肯定するに躊躇するものである。

機に迷彩
を施すこ
との當否

一四九一 虚偽の標識を使用するのは非なりとし、然らば敵の眼を眩惑せしむるため航空機に迷彩を施すことの是非は如何。之に對しては、その施す所の迷彩の性質如何に由ると答ふべきである。即ち恰も軍艦

が水色と紛はしむるために舷側を灰色に塗るが如くに、機を空色に塗りてその飛翔の狀を隠さしむるが如き、將に進んで敵機と色合を同じにして彼我の識別を曖昧ならしむるが如き、孰れも適法なること勿論である。けれども例へば一見別國の標識に酷似するそれを用ひ、又は全然標識なきもの如くに装ひ、依つて以て己れの標識を敵をして判別する能はざらしむるが如き類の迷彩は、適法の交戦資格者として軍用航空機に特定の外部標識を要求する所以の精神に悖るもので、違法行爲を以て論すべきものと思ふ。要は特定の標識は標識として之を具有する傍ら機の行動を敵眼より遮避するを目的とするか、將た標識そのものを紛はしめて、敵をしてその識別に惑はしむるのを趣意とするか、に依りて當否が別るるのである。

非軍用航
空機を軍
用航空機
に變更

公海に於
ては變更
を行ふを
得ない

一四九二 交戦國はその公私の非軍用航空機を軍用航空機に變更するは妨げない。軍用航空機は登録を要しないから、その變更は單に外部標識を易え、且私乗員に代ゆるに軍乗員を以てすれば足りる。尤も變更の場所としては自國の管轄内に於てのみに限られ、公海に於ては變更を行ふを得ない(第九條但書)。随つて公海に於て普通軍艦なり航空母艦なりにて非軍用航空機に變更することは許されないのである。海牙空戦法規會議に於て佛國代表は、軍用航空機への變更はその所屬國の管轄内に於ては勿論、公海に於ても或は軍艦上に於て、或は商船上にて、將た水上飛行機の如きは獨自にて、之を爲すも妨げざることすべしとの意見を固持したが、多數國の賛成を得ずして第九條の但書となつた(故に佛國代表はこの但書を留保した)。商船を公海に於て軍艦に變更するを得るや否やは古來議論のある所で、第二回海牙平和會議に於ては之に關し意見遂に一致せず、ために同會議にて議定せる商船軍艦變更條約も、變更の場所の問題には何等觸るる所なく、又一九〇九年の倫敦海戦法規會議に於ても妥協を得ないで、随つて倫敦宣言の上には何等定則を立つるを得な

かつた。然るに空戦法規案にありては、軍用航空機への變更は公海に於ては之を爲すを得ずと明確に規定し、斯くして軍艦に關し多年意見の一致を得ざる所のものを航空機に就ては爾く規定せしむるを得たのは、空戦法規會議の成功と稱すべきであらう。

中立國管轄内に於ける變更
それは爲すを得ざるものと解したい

一四九三 然らば交戦國非軍用航空機の中立國管轄内に於ける軍用航空機への變更はどうであるか。斯かることは減少にあるまいが、しかも例へば中立國領水内に一時碇泊の交戦國軍艦がその艦上に於て之を爲すことあるべきは想像し得られる。之に關しては空戦法規案には何等規定が無い。けれども非軍用航空機を中立港に於て軍用航空機に變更することは或は戰鬪部隊の編成とも見られ、或は敵に對し作戰根據地として利用するものとも解釋せらるるの餘地あるから、陸戦及び海戦中立權利義務條約に牴觸するものとして、之を爲すことを得ざるものと見るのが穩當であらう。殊に公海に於けるその變更を禁ずる以上は、中立港に於てならば變更差支なしと特に主張し得る論據の乏しきのみならず、他國の主權の及ばざる公海の自國軍艦上に於てすら變更を許されずとせば、中立國管轄内に於ては尙さら許さるべきに非ずとの論も立つべく、旁々これら爲し得ざるものと解したい。

軍用機を公海に於て非軍用機に變更

一四九四 右は非軍用航空機を軍用航空機に變更する場合であるが、反對に軍用航空機を公海に於て非軍用航空機に變更することは如何。(自國の領土領水内に於ては適法に之を爲すを得ること論を俟たない)。若し公海に於けるその變更が差支なしとあらば、軍用航空機は公海に於て非軍用航空機に變更し、中立國の上空に入りて或は對戦國軍艦の該中立領水内に於ける動靜を偵察し、將た着陸して燃料その他の須要物資の供給を受け、本國の管轄内に歸還して再び軍用航空機に變更するといふ便宜が得られる譯である。公海に於て

否定すべき理由あるまい

航空機の國籍

一國以上の國籍を有するを得ない

商船を軍艦に變更することに關して矢釜ましい議論や規定のあるのは、それが戰鬪力の増大手段に弊の伴ふが故で、軍艦の商船への變更は交戦國自身戰鬪力の縮小を行ふに過ぎぬから、たとひ公海にて之を行ふとも國際法規慣例は敢て之を問はない。この理から推せば、軍用航空機の非軍用航空機への變更は、敢て之を否定すべき理由も無いやうである。但し一旦非軍用航空機に變更したるものを再び軍用のそれに變更することは、前述の理由からして自國の管轄内に於ては妨げなきも、公海に於ては爲すを得ない。

一四九五 航空機は孰れも當該國の國籍を有する。帝國航空法に依れば、日本航空機とは左の一に該當する者の所有する航空機を指す。即ち(一)日本國又は日本の公共團體、(二)日本臣民、(三)日本法令に依り設定したる會社にして合名會社にありては社員全體、合資會社及び株式會社にありては無責任社員全體、株式會社にありては取締役の全員が日本臣民たるもの、(四)前號所掲の法人以外の法人にして日本法令に依り設立し、その代表者の全員が日本臣民たるもの(第二條)。他の諸國の規定も大體同様と察する。

一四九六 國際航空條約第八條には、航空機は二國以上に於て有効に登録せらるることを得ずとの規定がある。空戦法規案も亦この主義を取り、第十條に『航空機は一箇より多くの國籍を有することを得ず。』と規定する。尤も國際航空條約には、

第七條 航空機ハ締約國ノ一國ノ國民ニ全部屬スル場合ニ非ザレバ當該國ニ於テ登録セララルコトナカルベシ。

會社ハ其ノ航空機ガ登録セララル國ノ國籍ヲ有シ、社長及取締役三分ノ二以上ガ之ト同一ノ國籍ヲ有シ、且當該國ノ法令ニ依リ定メララルコトアルベキ他ノ一切ノ條件ヲ充スニ非ザレバ、航空機ノ所有者

何れの國
籍なるか
の規定が
無い

トシテ登録セラルコトヲ得ズ。

となつてあるが、空戦法規案にはこの類の規定は無い。航空機が或國に於て登録せられ、随つてその國の國籍を得るのは、右の第七條の結果として、その國の國民に屬するものに限られ、外國の航空機は之を爲すを得ない。故に航空機の國籍は則ち當該所有者の國籍たると同時に所有者の屬する國のそれである、且登録の爲されたる國のそれである。然るに國際航空條約の批准國及び加入國は今日尙ほ割合に少なく、随つて右の規定は普遍性が尙ほ充分でない。されば國に依りては、事實外國人所有の航空機にして之を自國人のそれとして登録を爲し得る所が無いとも限らず、その結果として航空機の國籍とその所有者の國籍とが一致せず、例へば蘇露國人の有する航空機にして獨逸に登録せられ、獨逸の國籍となれるものも無きを保しない。この類の航空機を戰時拿捕する場合は、恰も第一次大戦中に於て敵國人の所有し而して中立國の國籍を有する商船を拿捕せしに伴ふて問題の起りたると同様に（即ち別に記する事實獨逸人經營の米國の The American Transatlantic Co. 所有船を英佛兩國軍艦の交々拿捕したる場合の如き）、將來問題を惹起することなきを保し得まい。故に空戦法規案第十條の如く單に『航空機は一箇より多くの國籍を有することを得ず。』の規定だけでは、その有する一箇の國籍は果して登録國のそれであるか將た所有者の屬する國の國籍であるかの問題を取残せる憾がある。國際航空條約に世界の主要國が洽く加入するに至らば右の懸念は自然消滅すべきも、さもない限りは將來一問題となる餘地あるものであらう。

第三項 航空の自由とその取締

一四九七 交戰國の軍用航空機は中立國の領土（及び領水）の上空を飛行するの權あるや、將た中立國は之を禁ずるの義務あるや。陸戰に於ては、交戰國軍艦は中立國の領土を通過することを得ず、中立國はその通過を禁ずるの義務を有する。然るに海戰にありては、中立國はその領水を交戰國軍艦が通過するのを禁ずべき義務は無い。一國は平時その領水を他國の軍艦が通過するのを禁ずるの權利はある。況して戰時交戰國軍艦に對しては尙ほさらである。けれども、それは禁じ得るの權利たるに止まり、禁ぜねばならぬ義務があるのではない。随つて之を禁じなかつたからとて、敢て中立義務違反を構成するのではない。斯の如く陸戰と海戰とでは軍隊、軍艦の中立國の領土、領水の通過に於て取扱上に差別がある。然らば航空機に就てはどうであるか。

一四九八 第一次大戦當時にありては、航空機に關しては特定の國際法規も慣例も無く、又學者の所説にも定解は無かつた。随つて交戰國軍用航空機の中立國上空の飛行に關しても、學説は區々であつた。之を妨げずと爲す論者は、その飛行は許されずとあれば、敵國との間に中立國が挟まり且公海に向つての海口を有せざる交戰國は、敵國に對し進んで空戦を行ふを得ざることになるべく、それは公平に非ずと説く。之に對しては、それは敢て空戦に限らず陸戰に就ても同じ理である、交戰國が斯かる地理的位置にあればとて、その陸兵の中立領土の通過が許さるべきに非ざる以上は、軍用航空機にしても亦その故を以て中立國の上空通過の許さるべきに非ざるは當然の論理で、兩者の間にその取扱を異にすべき理由なしと駁する。又中には、例へ

交戰國の軍
用機の上
空飛行

第一次大
戦前に於
ける否

はフォーシユの如きは、中立國の上空に於ける戦闘は禁すべきも無害の通過はその權を認むべしと説くが、戦時に於て交戦國航空機の中立國上空の航行にして無害の通過と認め得る場合があらうか疑はしと論ずる者もある(Garnier, *Int. Law & the W. W. I.*, § 307, p. 423)。兎に角第一次大戦以前にありては、これ等肯否兩説共に學者の机上論を出でなかつた。

一四九九 されば第一次大戦當時は交戦諸國も中立諸國も、専ら國際法の一般原則に常識判断を加味して自國の方針を定めた。而してそれが對手方に依りて默認せられたる所のは自然に先例となつた。即ち瑞西、和蘭、丁抹、瑞典、諾威の中立諸國は、孰れも自國の上空を交戦國航空機の飛行するを禁じ、場合に依りては之に射撃を加ふることあるべき旨を聲明し、殊に瑞西政府は交戦國航空機が之を犯して自國の上空を飛行し、甚しきはその上空にて戦闘し、爆彈の落下することあるや、嚴重の抗議を以て之に臨み、陳謝と損害賠償を要求し、而して交戦國も概ね之を尤のこととして承諾した。故に第一次大戦に於ては、中立國は自國の上空に於ける交戦國航空機の戦闘は勿論、その單なる飛行をも禁ずるの權ありと爲すことの先例は成立した譯である。この先例を確定的のものとして支持するスペイトは『大戦後に出でたる國際法學者の一説に「交戦國航空機が中立領土の上空を横断することは果してその中立を侵害するものなるや、又中立國は之を禁すべき義務を有するものなるや疑はし」(P. H. Winfield in 7th edition of Lawrence's *Int. Law*, 1923, p. 325)とあるのは驚かざるを得ない。この問題は大戰中の先例に鑑み既に疑問の餘地なく、既に國際法の確定法則となつたものである。』とまで論断する (Staught, *Air Power*, pp. 421-2)。

空戦法規

一五五〇 空戦法規案に於ては則ち一般原則として、第十一條に『交戦國たると中立國たるとを問はず一

案の採擇
したる一
般原則

切の國の管轄外に於ては總ての航空機は空中通過及着水の完全なる自由を有す。』と規定する。即ち交戦國又は中立國の管轄外例へば公海の如きに於ては、航空機は通過及び着水の完全なる自由を有するものとの原則を立てた。然しながら交戦國なり中立國なりは對戰國の航空機は勿論のこと、中立國のそれにも自國の管轄内への進入等は之を禁止又は制限を加ふるを得ること、これ亦一般原則として第十二條に『戦時に於ては交戦國たると中立國たるとを問はず一切の國は其の管轄内に於ける航空機の進入、移動、又は滞在を禁止し又は制限すところを得。』と規定する如くである。

一五〇一 右の第十二條では交戦國又は中立國は規定の取締を爲すことは任意的で、義務的とはなつてないが、別に第四十條に於ては『交戦國軍用航空機は中立國管轄内に入ることを得ず。』又第四十二條第一項に於て『中立國政府は交戦國軍用航空機が其の管轄内に入ることを防止する爲、及其の管轄内に入りたるときは之が着陸又は着水を強制する爲、施し得べき手段を用ゆることを要す。』と規定し、即ち少なくとも中立國としては、その取締は權利たると共に義務的としてある。のみならず同四十二條第二項には『中立國政府は原因の如何を問はず其の管轄内に着陸又は着水したる交戦國軍用航空機を其の乗員、及若し乗客あるときは其の乗客と共に、抑留する爲施し得べき手段を用ふべし。』と規定し、即ち着陸又は着水が機の故障、天候の不良、その他の不可抗力に由ると敵の追撃より逃るるためにするとを問はず、一切抑留の措置を要するにとした。これは第一次大戦の實例を商量したものである。

因みに記す。第十一條その他本法規案を通じて用ひらるる『管轄』(“Jurisdiction”)の語に關し、英國提出の原案には本法規に關しては一國が保護權若くは受任統治權を行ふ所の土地及び保護諸國はその國の本土と同様に看做す

管轄の語

規定の取
締は中立
國として
義務的

との一條があり、我が日本代表も、この條文にして採擇せらるる場合には租借地も亦同様に認むべしとの意見を提した。けれども右の趣旨は Jurisdiction の語にて當然了解のこととし、故さら同語に定義を下さざる方却つて便利なるべく、現に海牙平和會議議定の海戦中立權利義務條約にも同様の文字あれど、實際的に何等不便を感じるありしを聞かず、との論にて右の英國案は撤回となつたとある (Moore, *Int. Law & Some Curr. Illus.*, pp. 283—5)。

伊國提出の上空管轄權十哩延長案

一五〇二 中立國の上空飛行に關しては、空戦法規案の審査委員會に於て伊國代表は、各國の沿岸の上空管轄權は航空の關する限り、即ち領水の三哩制はその儘とし、別に之を十哩に延長すべしとの案を提出した。

抑も一國に領空權ありとせば、その高さに關する種々の異説は暫く措き、巾さに於ては空下國の領土領水權に伴ふものたるの理論は動かさるべく、隨つて一國の沿岸三哩(假に領水三哩制を周認の法則とするとして)以外の既に領水なき上空に於けるその國の領空權なるものは之を肯定し得られない。暫く理論を離れて實際的に見るも、領水の管轄區域とその上空のそれを殊別することは徒らに混雜を生ずるのみである。例へば中立國は交戰國軍用航空機がその管轄内に入ることを防止するため、及び之に入りたるときはその着陸着水を強制するため、施し得べき手段を執るべきこととなつてあるが(第四十二條)、航空機にして公海の上空より飛び來りて中立國の沿岸を距ること十哩以内に入つたとした場合に、それは既に航空機の關する限り管轄内に入つたのであるから、中立國は右の規定に従つて之に着水を命ずる。けれども領水としては尙ほ管轄外に屬するから、之を抑留するを得ないといふ扞格は必然生ずるであらう。

一應廢案となる

一五〇三 これ等の異論がありたるがため、伊國代表はその後右の提案を多少變形せしめ、中立國たると交戰國たるを問はず、凡そ一國は戰時に於て、若し欲するに於ては、且開戰の始めにそれを各國に通知す

伊國代表の再討議を要す

るに於ては、その沿岸の特定地點に於て管轄權を十哩まで延長するを得、といへる修正案を提した。これは十哩延長を義務的とすれば中立國の責任は加重となるとの異論を顧念し、ただ之を欲する中立國のみにその權を認むることと爲せる折衷案である。けれども多數は尙ほ賛成しなかつたので、伊國代表は尙ほ本提案の必要を重ねて聲言し、他日會議の再開ある場合には再び本問題を考慮せんことを要望すといふ大要左記の陳述を爲し、それにて同案は打切りとなつた。

(一)既に小委員會に於て回を重ね細目に互りて討議を盡せる問題を再び總會の討議に提出することは伊國代表團の欲せざる所なるが、伊國代表團は依然本案の重要性と且之を國際條約中に採擇するの必要を認むること。(二)沿岸より十哩に達する上空を一國の管轄内とすることの權利を各國に認むるの須要は、交戰國及び中立國の双方の見地よりして、最高の法律的及び技術的重要性ありと爲すに理由あること。(三)領空と領水の各幅員に差あることより生ずる難題は、本案の實行を不可能ならしむるほどの重大なるものと思へざること。(四)孰れにしても伊國代表團の所見にては、一般承認の國際法には一國がその領水を沿岸より十哩先きまで延長することを禁ずる法則なきが故に、領水のそれと同一に領空の範圍を定むることに對し法律的障害あるを見ざること。(五)伊國代表團は、この最重要の問題が近き將來に於ける國際會議に於て再び議題に上り、討議の再開あるに至らんことを懇願すること。

一五〇四 第二次大戦中にも、交戰國軍用航空機の時には中立領空を飛行せることありて、その場合に該中立國は之を黙過せざりしこともあつたやうである。例へば一九四〇年八月、瑞西の上空に英國軍用航空機の侵入せることあるや、瑞西政府は英國政府に向つて嚴重に抗議したるに、倫敦政府は同月二十日深甚なる遺憾の意を表し、且今後瑞西の上空飛行を回避するの注意方を部内に訓令せりとの旨を申添へて將來の保障を言明する所あつたと報ぜられた(同月二十日ベルヌ發「同盟」)。

第二次大戦中に於ける中立國の領空侵害

第二款 空戦に於ける交戦者及び敵對行爲

第一項 交 戦 者

交戦資格
者は軍用
航空機に
限らる

一五〇五 私艦が巴里宣言に依り廢止となりて以來、海上の交戦者權は一に國家の直接の任命、指揮、監督、及び責任の下にある公的戦闘機關たる軍艦に依りてのみ行はるることとなり、又陸戦に於ても交戦者は多少の例外を除き、主として正規兵たるべきに鑑み、空戦の交戦資格者も専ら之を軍用航空機及び軍人たる乗員に限らしむるの當然である。軍人とは戦闘員及び交戦者たる非戦闘員の總稱である。交戦者たる非戦闘員——例へば軍醫官、主計官の如き——が軍用航空機の乗員たることあるに至るや否やは豫言し難きも、斯かる場合を見る日には、その非戦闘員は無論適法の交戦者である。空戦法規案は第十三條及び第十四條に於て、空戦の交戦資格者を左の如くに規定した。(第十三條にある「交戦權」即ち原文の "belligerent rights" は宜しく「交戦者權」と譯すべきものたること既に前卷第二六五節に述べた所を参照ありたい。)

第十三條 交戦權は軍用航空機に限り之を行使することを得。

第十四條 軍用航空機は國の軍務に關し正式に任命せられ又は軍役に編入せられたる者の指揮の下に置かるべし。其の乗員は軍人たることを要す。

中立人の
交戦國軍
用機乗員

一五〇六 軍用航空機の乗員は第十四條に規定さるる如く軍人たるを要するが、その軍人は必しも交戦國の所屬國人たるを要せず、中立國人とても妨げない。又中立國政府も、追て中立法規の所にて説くが如く、

自國人の交戦國の軍役に就くの禁ぜざる可からざる國際法上の義務があるのではない。國に依りては、自國人の交戦國の軍務に服するのを國內法規にて禁ずる所もある。けれども、これはその國の特殊の理由なり必要なりに因るもので、國際法上の要求に出づるものではない。ただ中立國人にして交戦國の軍務に服する者には、對戦國は之に中立國人たるの資格に伴ふ利益を認めないで、均しく之を敵國人として取扱ふ迄である。而してその本國政府は、彼が軍務に服する所のその交戦國の軍人に比し特に苛嚴の取扱を對戦國より受くるに非ざる限り、之に抗議するを得ないのである。昭和七年春の上海事變に際し、杭州の上空の戦闘に於て米國の航空兵中尉シヨルト (Lieut. Short) なるものが支那機を操縦したのも、將た支那事變に於て多數の蘇露國人その他第三國人が支那軍用航空機の操縦に當りたるも、孰れも彼等の任意の行動として、國際法上に於ては問題となるべきものではなかつた。

軍用機乗
員の特
殊
徽章

一五〇七 軍用航空機の乗員は、その乗機に従屬する者であるから、機そのものに國籍及び軍事的性質を示す外部標識のある以上は、乗員は機上にある間その交戦者たる資格に疑惑は無い譯であるが、着陸の場合には自然航空機より離れることにもなるから、その場合には陸兵に要すると同じく「遠方より認識し得べき性質を有する固着の特殊徽章を帶ぶ」ることを要する(第十五條)。如何なる距離を以て遠方より認識し得べきかと爲すかは、既に陸戦に就て説ける所のものから推論すべきである(第八〇五節参照)。

一五〇八 軍用航空機の乗員は必しも特定の制服を着用するを要しない。航空機を操縦するには、詰襟の窮屈な制服を着したのでは左右前後の間斷なき展望、機械の取扱等に不便を感じる所から、第一次大戰に於ては各交戦國航空機の操縦者にして制服を着用した例としては極めて稀で、しかもそれが敵手に陥つた場合に

必しも制
服着用を
要しない

も、その故を以て交戦者たるの資格は非認められず、特別の場合の外概して俘虜たるの待遇を受けたやうである。又制服を着用せずとも、機を離れ敵手に陥つた場合に、その交戦資格者たることを證明するため、別に身分證明書、謂ゆる *Carte d'identité* を懐中するなど第一次大戦中多くの場合に見た所である。けれども身分證明書を懐中するだけでは勿論のこと、身分證明用の特殊徽章を胸に吊し又は頸に懸けるにしても、『以て遠方より認識し得べき』にならぬから、それだけでは第十五條の要求には合格しない。

一五〇九 第二次大戦に於て獨軍の落下傘部隊が蘭白領内に侵入したる折、彼等は敵兵の服装を爲し又は私服を着用し居れりとて、佛國政府側にては大に之を非難し、斯かる獨逸兵を捕へた場合には俘虜とせずして軍律に依り之を銃殺すべしと聲明した(一九四〇年五月十一日)。之に對し獨逸國防軍總司令部にては『獨軍落下傘部隊が外國兵の制服又は私服を着用せりとの佛國首相の言明は全然事實無根である。彼等の制服が同部隊特有の戦闘方法に適合するが如くに出来て居るのは一般周知のことである。佛國にて獨逸落下傘部隊員を銃殺するが如き場合には獨逸は最苛酷の報復に出で、彼等の一人に對し佛兵の俘虜十人を銃殺すべし。』との旨を中立國を介して佛英蘭白諸國政府に申入れたとある(同月十六日『報知』記事)。假に獨軍落下傘部隊員にして果して敵兵の制服を着用したとしたならば、そは奇計を逸脱したる背信欺瞞の行爲として恕し得られざることであるが、私服着用であれば、問題は自ら別であらう。尤も彼等は事實敵兵の制服を着用したるに非ず、ただ獨逸の謂ゆる『第五列』が敵兵同志を互に相疑はしめんがため、ラヂオを藉りて態と斯かる流言蜚語を放つたに過ぎずとの説もあつた。それならば國際法上適法の奇計として咎むべきであるまい。但し國際法上では適法であつても、國內法上では違法を構成すべく、即ち流言蜚語を放つ者は軍の不利を謀る

敵兵の制服の着用

者として、捕へて之を軍律に依り處断するを得ることは勿論である。

一五一〇 交戦者權にも種々あるが、第十三條に謂ふ交戦者權(交戦者權)は主として敵對行爲(*hostilities*)を意味する。即ち敵對行爲を爲すを得るものは軍用航空機に限るの意を明かにしたものである。凡そ交戦者は對戰國の非交戦者に對し特定の免除を認めるのであるから、代價的に非戰闘者は敵對行爲に従事せざるべきの義務を守らなければならぬ。この理は空戦に關しても均しく適用せらるべきで、即ち敵對行爲を爲すの權を軍用航空機に限り認むるのであるから、非軍用航空機には之に従事するを許さるべきでなく、隨つて如何なる形式に於ても敵對行爲に従事することを得ないので、これは明文を俟たずとも當然のことであるが、次の第十六條に於ては之に就て特に左の如く明規してある。

第十六條 交戦國軍用航空機以外の航空機は如何なる形式に於ても敵對行爲に従事することを得ず。

「敵對行爲」なる語は交戦者の直接使用の爲にする軍事情報の航空中に於ける傳達を含む。

私航空機は戰時其の本國の管轄外に於ては武装を有することを得ず。

一五一一 既に非軍用航空機をして敵對行爲に従事するを許さずとすれば、之をしてその航空中自國の利益のために軍事情報の傳達に従事することの許さるべきでないのは當然である。蓋し非軍用航空機を戰時に利用するの要ありとせば、そは主として軍事情報の傳達の任務にあらう。然るに之を交戦國に許すとすれば對戰國の受くる不利は測り知れず、隨つて對戰國は之に非軍用航空機たるの免除を認むるに同意する筈はない。これ右の第二項の規定ある所以である。尤も『軍事情報』("military intelligence")とは極めて廣い語で、將來の作戦計畫に關する眞個重大なる情報は勿論、さほどでなくとも苟も軍事に關係ある情報ならば悉

非軍用航空機の敵對行爲の禁止

敵對行爲には軍事情報の傳達を含む

軍事情報の範圍

く之を含むのであるが、取捨はその時の事情に鑑み常識判断で決するの外ない。且たとひ軍事情報であつても、交戦者の『直接使用の爲にする』(“for the immediate use”)とあるが如く、それが目前に用立つものたるを要し、随つて交戦者の差當り必要な後日の参考資料たる類のもの傳達はその中に入らない。更に又その傳達も『航空中に於ける』(“during flight”)もの、即ち機上より信號又は無電にて通信し又は通信文を落下するが如きものに限られ、航空終つてから傳達するものは亦その中に入らない。故に既了の偵察監視等の行爲をも溯つて非とする意味ではない。要するにこの禁令は、軍の安全と兩立する限り範圍を能ふだけ狭め、特に直接作戦上に用立つ軍事情報の傳達を航空中に行ふものに限り之を不可とするものである。

一五二 交戦者の直接使用のためにする軍事情報の航空中に於ける傳達をば敵對行爲と稱する中に含ましむる結果として、非軍用航空機の乗員にして捕へられ、その傳達に従事したものと立證せられたる場合には、當然戦律犯として處罰せらるるを免れない。之に關しては、空戦法規案と同時に海牙の戦時法規改正委員會に於て議定せる戦時無線通信取締規則案の左記第六條の(一)乃至(三)を併せて参照するを要する。

- (一) 敵國の又は中立國の船舶又は航空機が公海又は其の上空に於て交戦者の即時使用の爲軍事情報を無線通信に依り傳送することは之を敵對行爲と看做すべく、右船舶又は航空機は射撃せらるべきものとす。
- (二) 中立國船舶又は中立國航空機にして公海又は其の上空に於て軍事行動又は軍隊に關する交戦者に仕向けられたる情報を傳送するものは捕獲せらるべし。捕獲審檢所は沒收を正當ならしむる事情ありと認むるときは該船舶又は該航空機を沒收することを得。

(三) 第一號及第二號に掲ぐる行爲に因り中立國の船舶又は航空機の捕獲せらるることは、右船舶又は航空

軍事情報
戦時無線
通信取締
規則案

機が當時從事したる航海又は航空の終了に依りて消滅することなく、當該行爲ありたる後一年間存続するものとす。

尤も戦時無線通信取締規則案の前記第六條の規定は、空戦法規案第十六條にありては、何等の方法に依るを問はず交戦者の直接使用のためにする軍事情報の航空中に於ける一切の傳達に係るに對し、専ら無線通信に依る情報傳達のことを規定するに止まり、又空戦法規案第十六條に謂ふ傳達は、上空及び海陸を通じてのそれであるに對し、戦時無線通信取締規則案第六條の規定は専ら公海又はその上空に於てするものに係るといふ差はある。けれども兩者相關聯する規定であることは、兩條文を併讀すれば瞭然で、特に前掲の(三)に於て、普通には船の捕獲の效力を現航海限りに消滅せしむるに反し、之を一ヶ年存続せしむるの規定にしたのは、船又は航空機の短かき航海又は航空期間内にては、關係書類の綿密なる調査を行ふことは覺束なく、大約一ヶ年位は之に要せらるるものと見地に出でたものである。

一五三 前掲の第十六條第三項には『私航空機は戦時其の本國の管轄外に於ては武装を有することを得ず』とある。抑も敵對行爲に従事するを得ざる非軍用航空機にしても、税關用や警察用のそれにありては、その任務の遂行上戦時或は武装を爲すことの必要を見る場合もあらう。然るに私航空機にありては、戦時之に武装を許すとせば、それは敵對行爲に従事せしむるの意圖の下に許すものと推定せられても已むを得ない。商船は戦時に自衛のため小砲一門を裝備するの要もあらんが、航空機は敵から不法襲撃の一發をだに受くれば、自衛的に對抗する迄もなくその瞬間に墜落し易いものであるから、商船並みに小砲一門を裝備したからとて役立たず、随つて特に敢て武装を爲すの要も無い譯である。のみならず武装を許すに於ては、それを濫

私航空機
の武装問
題

用して突如敵の航空機を撃つといふ不誠實の行爲を誘致せしむるの虞も無しとは云へない。尤も自國の管轄内に於ての武装にまで故障を挟むのでは、その國の主權に干渉するの嫌ともなるから、武装不許可は自國の管轄外に於けるそれに止むるのが當を得たるものであらう。第十六條第三項は右の理由に於て説明するを得るのである。別に記するハーヴァード大學案にも『戦時に於て武装の私航空機は、自國の管轄外にありては私航空機としての性質を失へるものと看做し、爾後交戦國の軍用航空機と同様に取扱はるべし。』（第八十八條）としてある。尤も軍用航空機と同様に取扱ふといへばとて、武装の私航空機に認むるに軍用航空機に認むる所の臨檢搜索權までを以てするの意ではなく、ただ私航空機の主張し得る無害性の特權を主張せしめずといふ迄である。

一五一四 赤十字條約を海戦に應用する一九〇七年の海牙條約の原則は空戦にも適用せらるべく、随つて救護航空機も病院船に擬し、大體に於て（多少の差はあるも）病院船に關する條件の下に取扱はるべきである。即ち救護航空機を何等軍事上の目的に使用せざること、戦闘者の運動を妨碍すべからざること、戦闘中と戦闘後とを問はず自己の危険を以て行動すること、交戦者の監視及び臨檢搜索を受け、離隔を命ぜられ又航行すべき方向を指示せられ、又機上に監督員を乗込せしめらるることのあること、且事情重大なるため必要なるときは抑留せらるることもあること等の條件である（赤十字原則海戦應用條約第四條参照）。而して救護航空機は、傷病兵後送のため中立國の管轄内を通過することは許さるることとなるべく、この點に於て救護航空機は、病院船よりも寧ろ陸上の傷病者輸送車に擬して取扱はるべきであらう。凡そ軍用航空機は中立國管轄内に入ることを得ずとなつてあるから（空戦法規案第四十條）、交戦國軍艦の中立國領水内に入るを得

赤十字海
戰應用條
約にも適用

ることを認むる海戦の法則は航空機には適用せられざるもので、随つて救護航空機は陸上の傷病者輸送車に擬し、中立國の裁量にてその管轄内を通過するを許すを得るものと解するのが妥當である。勿論救護航空機にしてその搭載する傷病者を中立國の管轄内に卸さば、該傷病者は陸戦中立權利義務條約第十四條第三項の謂ゆる『自己ニ委ネラレタル』ものとして、中立國政府之を留置すべきである。交戦國の救護航空機にして對戦國即ち敵國の傷病者を搭載するあらば、これ亦同第十四條第二項に準じ、之を通過せしめずして留置すべきものと解すべきであらう。

第一次大戦に於ては、戦闘機にて傷病者を運搬したる例が塞耳比の戦場にあつた（他にもあつたかも知れない）。即ち塞耳比軍が塹壕の前に大退却を爲せる折（一九一五年十一月）、塞軍の勤務に従事の佛國の戦闘機若干は、重傷病者五名を乗せて戦場より百八十軒を距るアルバニアのスクタリ市まで飛んだとある。面白いのは、その中の一病兵は肺炎の危篤患者であつた所、スクタリに着すると共に全快して居つた由で、このことを記せるモルタヌは『航空機は他日或は肺炎治療の要具として認めらるるに至るかも知れない。』と云へるが（Mortane, *Histoire illustrée de la Guerre Aérienne*, II, p. 17）、醫學上の意見はどんなものか。

然しながら第一次大戦中には、赤十字記章を掲ぐる救護航空機の利用は未だ例が無かつたやうである。（第二次大戦に於ても本節執筆の際までは是れありしを聞かない）。されど將來の空戦に於ては、その利用の可能性はあるものと見て可からう。これ空戦法規案に於て

第十七條 千九百六年のジュネヴァ條約及前記條約を海戦に應用する條約（千九百七年の條約第十）中に定められたる原則は空戦及救護航空機に之を適用すべし。交戦國指揮官が救護航空機に對し行使する監

督に付亦同じ。

千九百六年ジュネヴァ條約に依りて衛生上の移動機關に許與せられたる保護及特權を享有する爲には、救護航空機は通常の識別標識の外赤十字の殊別記章を掲ぐることを要す。

の規定を設けた所以である。尙ほ一九〇六年の赤十字條約は、既に第九二七節に於て述べた如く、一九二九年に更正となつたので、本條文は舊新相参照し、且舊條約の術語にして新條約に於て改まつたものは（例へば『衛生上の移動機關』は『移動衛生部隊』といふが如き）、その新稱呼に易えて讀むを要する。

救護航空機は赤十字條約（新）に謂ふ移動衛生部隊の享有する保護及び特權を享有するが、之を享有するためには、通常の識別標識即ちその國籍及び軍事的性質を示す外部標識と、外に赤十字の殊別記章を掲ぐるを要すること移動衛生部隊に於けると同じである。尤も移動衛生部隊にありては、一時敵の權内に陥りたる場合には赤十字條約の特殊旗のみを掲ぐべきこととなつてあるが（新赤十字條約第二十二條第二項）、救護航空機の外部標識は國旗と異りて固着的のものであるから、假に敵の權内に陥ることありても、一々之を取外すには及ばぬことであらう。

一五一五 空戦に於ける俘虜の取扱方に關しては、空戦法規案に特定の條項なく、隨つて第六十二條の『本規則に特別の規定ある場合……を除く外、敵對行爲に従事する航空機乗員は國際法の慣例並關係國の加盟したる諸宣言及諸條約に基き、陸上軍隊に通用せらるる戦時法規及中立法規に遵ふべきものとす。』の規定に依り、陸戦法規慣例規則中の俘虜に關する諸條項、又一九二九年の俘虜待遇條約の批准國は同條約の規定を適用するものと解すべきである。

空戦に於ける俘虜の取扱

第二項 空戦用の武器

空戦用の武器は事實的に無制限

一五一六 交戦の法規慣例上從來禁止となつてある特定の害敵手段（聖彼得堡宣言、海牙平和會議の若干宣言、陸戦法規規則第二十三條のイ及びホの如き）は、空戦にありても理に於てはその禁止を遵守すべきものたること論なきが、事實空戦の性質それ自身既に従前の禁止項目を墨守するを許さず、即ち空戦の關する限り、少なくとも武器に關しては特定の禁止若くは制限なしと見るの外ないのである。

一五一七 航空機の具有する武器は當初は極めて粗末のものであつた。例へば英國の空軍が始めてその航空機に裝備したる武器は、敵の航空機に落下せしむべき手榴弾及び鋼製の投筒（Incendiary）位のものであつた。機關銃の效用は夙に想到せられぬではなかつたが、機手一人にて航空機と機關銃とを同時に操縦することは至難と見られた。その後銃の裝置に種々の考案は加はり、今日ではその困難に打勝ち、孰れも相應の口径を有する機關銃砲を裝備せざるはなきが、事實空戦の特異性に鑑み、機關銃砲は今日機上の有力なる武器として認められてある。

爆發性投射物

一五一八 更に輓近偉大の進歩改善を示すに至つたものは、上空より投射する爆發性の武器である。

海牙空戦法規案の第十八條は、爆發性（及び燒夷性）の投射物の使用を適法と認め、且その使用を以て聖彼得堡宣言と抵觸せざるものと規定する。空戦法規案の各國政府の採擇を得るに至らざりし一の參考案に過ぎざること毎度述べた所であるが、その採擇を得たと否とに論なく、又たとひ右の規定なしとするも、戰場に於ける爆發性（及び燒夷性）の投射物の使用は、如何に之を違法と謳へる従前の條約宣言類の尙ほ餘幅を

航空機裝備の發達

保ちつつあるにもせよ、第一次大戦の試練の結果として既に適法の加害手段と認めらるるに至りたること疑ふの餘地なき所である。

空戦法規案第十八條に謂ふ所の爆發性の投射物 (explosive projectiles) とは獨り爆彈 (bombs) に限らず、他の爆發性の彈丸をも含むのである。爆發性の彈丸 (explosive bullets) は第一次大戦の末期には各交戦國盛に之を使用した。嘗に末期のみならずその初期に於ても、獨軍の射撃を受けて負傷したる白耳義の兵士中には、爆發彈に依つたものと云へる白耳義軍の軍醫官の證明などもある (Phillipson, *Int. Law & the G. W. P. 200*)。けれども前後の文意より推し、これはダムダム彈のことであつたかも知れない。英軍にては、爆發性の彈丸殊にその中の "Pomeroy" と稱せる彈丸は、主として倫敦の防備用に使用したに止まり、戰場にて使用したことは無かつたと聞けるが、その果して然りしや否やは詳でない。

この外第一次大戦に於て使用せられたる爆發性の彈丸中には、敵の航空機の特に機關部その他装甲の重要部の破壊を目的とする甲鐵貫通彈 (armour piercing bullets)、甲鐵貫通曳尾彈 (armour piercing tracer)、甲鐵貫通燒夷彈 (armour piercing incendiary bullets) 等もあつた。これ等の新武器が爾後尙ほ如何に發達し、如何に現在及び將來の空戦に應用せらるべきかは逆睹するを得ない。

一五一九 しかも凡ゆる種類の爆發性投射物の中において、爆彈は敵の勢力を破壊する具として最強烈であり、隨つて最有效のものたること世上周知の通りである。而して爆彈を上空より投下する謂ゆる空爆が空戦に於て最主力の注がるる所たることも、これ亦敢て辯を須るない。空戦は必しも爆彈投下のみに限らず、機上に裝備する機關銃若くは輕砲を以て敵機に、又は地上及び水上の敵軍に、攻撃を加ふることに依りても

爆彈はそ
の中の最
有力具

行はるるが、その最も大規模に且有效的とする所の方法は空下爆撃で、空襲といへば主として空爆を指す。今日及び將來の戦は、概して先づ敵國の重要都市に對する空爆を以て始まる。歐洲諸國間の如き、國境より敵國の重要都市への飛行行程眞に一瞬時に過ぎざる所において、例外は別とし大體の定石としては、開戦と同時に上空は眞先きに戰闘舞臺となること現に第二次大戦の證する如くである。必しも歐洲諸國間のみとは限らず、飛行根據地にして重要島嶼に基布せられ、航空母艦にして洋上に横行濶歩するに於ては、太平洋とても千里一瞬で、世界何れの國とても敵機の前に安全地帯を見出すは至難である。勿論敵の空襲來に對する防禦術も年々進むに相違ない。けれども攻撃具は防禦具よりも常に一步先きに進みつつあるの狀勢なるに鑑み、後者に甘んじて前者を忽せにせば國を擧げて癒すべからざる慘害に直面すべきは言を俟たない。

一五二〇 空襲用の爆彈は第一次大戦以來、科學の驚異的進歩に伴ひ今日頗る斬新奇抜の新發明が現はれた。一九〇四年の開戦當時に於ける彈爆は、今日から見れば極めて幼稚のもので、多くは砲兵の廢物とせる小彈丸に多少の改造を加へたものに過ぎなかつた。その投射の標準も極めて不正確で、隨つて命中率よりも不命中率の方が遙に高かつた。殊に砲彈にありては、着彈距離の關係上、砲口を離れたる際の初速に力を與ふるに必要なる高壓力抵抗のため彈の鋼皮を厚くするの要があるので、彈内の爆發物は比較的少量なるも、投下用の爆彈にありては敢て高壓力抵抗の要なく、隨つて彈皮を特に厚くするの要なく、又隨つて内容の爆發物の多量たるを妨げざる理であるが、第一次大戦初期の爆彈にはこれ等の取捨が極めて乏しく、その多く使用せる十五封度彈の裝量は精々一封度半内外ものであつた。然るに同大戦中、爆彈の大きさは次第に加はり、遂には少なきも一百封度、多きは一千封度内外の巨彈が使用せらるるに至つた。第一次大戦の末期に使用せ

爆彈の大
進歩

られし最大の爆弾は英國の製造せる一千六百五十封度のそれなるべしとあるが (Spright, Air Power, p. 8)、大戦後十年を過ぎざるに既に四千封度の巨弾は現はれた。その後試練に試練を重ねたる今日に於ては、事實幾千封度の巨々弾が空軍優勢國の廣庫に深く藏められてあるか測り知れない。往年の華盛頓條約にて主力艦の噸數及び砲口徑の制限を協定したるが如く、空爆彈の大きに就ても國際的に制限を立つべしとの論も無いではないが (Spright, *Ibid.*, p. 276; *Wiles*, pp. 221-2)、又將來その類の協定の斷じて出來ぬとは保し得ないが、その何れの日かは素より豫想し難く、當分は五にその大を相競ふものと見ねばなるまい。

一五二一 されば爆彈の威力に至りても、今日は到底第一次大戦當時の比でない。同大戦の終れる一九一九年頃の爆撃の活動區域は精々五百哩と云はれたが、今日はその三倍の千五百哩を優に馳驅し得ると聞く。それだけ爆彈の投下量も増加した。蘇露國の空軍の副司令官キルピンが一九三六年十一月或所にて爲せる演説中に『大戦に於て佛、英、及び露に投下せられし爆彈は總計一萬七千五百噸を算せるも、この位の數量は今日我が蘇露國の爆撃中隊の五回の飛行にて投げ盡すこと易々たるのみ。』と傲語せるが (Pierce, *Air War*, p. 115)、その必しも誇衒の言でないことは第二次大戦に於て獨軍の敵地空爆に於て現實に示された。爆彈の破壊力の強烈性に至りても、第一次大戦後二十有餘年を過ぎざるに眞に隔世の感がある。第一次大戦當時にありては、その破壊力は怖しかりしとは云へ、眞の危險區域は落彈の側近十數歩を出でなかつた。然るに今日にありては、百封度の比較的小爆彈にても圓の直徑半町餘り、四千封度の大爆彈にありては七町内外の範圍は危險區域に屬すと稱する。海牙の空戦法規會議に米國の専門委員シャーマン少佐の提出したる左表は、以てその一端を示すものであらう (Major W. C. Sherman, *Air Warfare*, p. 159) に據る。

その威力の増大

爆彈重量(封度)	爆彈破裂に由り生ずる地上の大穴徑(呎)	同上大穴の深さ(呎)	加害區域徑(呎)
一〇〇	一二	六	二〇〇
三〇〇	二〇	六	三〇〇
六〇〇	二五	七	四〇〇
一、一〇〇	三〇	七	六〇〇
二、〇〇〇	四〇	一四	一、二〇〇
四、〇〇〇	六五	一六	二、四〇〇

然しながら今日にありては、爆彈の威力は更に増大し、最早や右様の數字を以て推すを得まい。第二次大戦に於て獨逸空軍の使用せる爆彈中には、敵の意表外に出でたものも少なからず、特に叫クライレンツボム鳴爆彈(恐ろしき唸り聲を立てつつ上空より怪物の如くに落下し來るもの)、時限爆彈ツァイトボム(落下後一定の時間を経たる後轟然爆裂するもの)、火焰放射彈(地上に近づくと共に猛烈火焰を吹出し周圍の物體を燒拂ふもの)等は、倫敦大空襲以前には蓋し何人も夢想だにせざりし極めて斬新の武器である。しかも今後尙ほ如何なる新意匠がその破壊力の増大の上に考案せらるるに至るべきか逆睹するを得ない。

一五二二 昔に物體の破壊を目的とする尋常の爆彈のみに止まらず、更に生物の死滅を目的とする化學彈 (Chemical bombs) の活用も、今日は各國共に銳意研究に研究を進め、將來の空戦に於ける最有力の一武器たるべき使命を示しつつある。化學彈にも大體三種の類別がある。一は燒夷彈で、二は放煙彈である。外に曳尾彈を之に加ふるも可い。曳尾彈及び燒夷彈のことは別に述べるとし、放煙彈の白燐その他の用劑より發する煙は、五十封度彈にありて半徑約一百米突を掩ふべく、之を煙幕にし、一時間十哩の風力の下にありて

化學爆彈の作用

長さ約八百米突、約一百米突のそれを約十分間支ふるに足るとある。第二次大戦に於て獨軍の活用せる新式放煙弾は、蓋し之に倍蓰する有効性を證したことであらう。

毒瓦斯弾

一五二三 その三は瓦斯弾 (Gas Bombs)、即ち毒瓦斯填装の爆弾である。

第一次大戦に於ては、獨英佛諸國が戦場に互に毒瓦斯を利用するに至れる頃にも、それは主として砲弾又は工兵隊の作業に依つたもので、上空より投下する爆弾の毒瓦斯填装には未だ想到しなかつた。(獨軍は上空より最猛烈の液体イペリットを投下したことがあるが、これは爆弾と共に投下したので、爆弾そのものに装置したものではないとある)。或は爆弾の装備の關係もあり、或は特定地點に對する命中の能否の懸念もあり、將た或は瓦斯を散布すべき敵の陣地は概して砲弾の射程内にありて、特に力を航空機に藉るの要も薄かりし事情にも由りしならんが、兎に角爆弾に依る毒瓦斯の投下は、第一次大戦にはその例無かつたやうである。エチオピア戦には伊軍之を行ひたること既に述べた。

上空よりの毒瓦斯投下は、將來は必然行はるものと覺悟せねばなるまい。上空よりする毒瓦斯散布には爆弾に依ると噴霧式に依るとの二方法があるが、非繼續性の毒瓦斯、例へば鹽素瓦斯やフオスゲンの如きは直に蒸發し、且之にて作れる雲煙は風と共に散して了ふから、高所より散布しても效なかるべく、是非共爆弾に填装して地上に破裂せしむるの外あるまい。之に反し蒸發の度合が緩で、且氣壓にて液體と爲し得るものは、爆弾にても噴霧式にても孰れも利用し得るであらう。噴霧式に依る毒瓦斯散布は三百呎以上の高飛行にては效薄く、最有效なるは百呎乃至百五十呎と稱する。故に高射砲の達する所では之を行ふに甲斐なきも、敵に防禦の装備なき所ならば十二分の效力を發揮するを得べく、伊軍のエチオピア戦に於けるは則ちそれで

あつた。しかも或種の混成毒瓦斯を以てすれば、以て即時蒸發の短を補はしむるを得るであらうから、高所よりの散布に相當有效性を期待することは不可能であるまじく、隨つて噴霧式の毒瓦斯投下もその効果を全然無視するは當らない。

然しならが毒瓦斯投下に最有效を期するのは、何と云つても毒瓦斯填装の爆弾であらう。而して毒瓦斯散布のためには破壊を主たる目的とするが如き大爆弾を要せず、比較的小型の爆弾にても足るから、爆弾活用の餘地は一層廣い譯である。填装の毒瓦斯も細菌であれば、爆弾の破裂の際に發する高度の熱にて直ちに死滅すべく、將た日光の下にありては紫外線にて效力の失はるることをも想像すべきが、細菌以外の毒瓦斯であれば、爆弾への有效的填装は不可能であるまい。毒瓦斯弾は敵の陸上部隊に對し有效なること論なきが、海上の敵艦に對しても亦效果の大を示すと思はる所以は他なし、軍艦の換氣法は空氣を上甲板より送風機にて艦内各所へ壓送するのであるから、毒瓦斯弾が甲板上に落下せば、送風機は純潔の空氣を送ると同様の作用にて毒瓦斯を最迅速に艦内の隅々に送り、瞬時を出でずして艦内の空氣を毒化すべきが故である。

更に毒瓦斯弾の敵の常人に對して與ふる危害に至りては、兵に對するそれに倍蓰すべきは想像し得られる。蓋し何れの國にありても、一般常人は戦場の兵の如くに防毒の訓練は行届いてない。マスクは萬遍なく行渡り居るとするも、緩急の際に洩れなく之を着するや、又着する用意を整へて居るや、將た警報至ると共に迅速に避難坑に潛り入るべきや、警報を聞いて周章狼狽、却つて不覺の災害を招くなきや、疑問と云へば確に疑問である。將た非繼續性の容易に蒸發する瓦斯なるにもせよ、狭き街衢にありては原野の戦場に於けるよりもより長く地上に匍匐し居るものと見ねばなるまい。別して曇天で濕氣多き日にありては、尙ほさら

そうであらう。一般常人にして防毒訓練に馴れ、又その馴れて居ることを敵が承知せば、毒瓦斯填装の爆弾を投下するも效なしと感ずべきであるから、或は無益の投下を差控ゆるならんが、その訓練に缺くと見れば、一般常人の間に恐慌を惹起さすため進んで之を行ふに躊躇せざるべく、ために受くる損害の大なる推して知るべきである。一九二五年のヂネユーブ議定書の批准國は毒瓦斯弾不使用の拘束の下にあるけれども、戦時果して常時の拘束力を之に期待し得べきかは問題で、いざといふ場合には毒瓦斯は遠慮なく使用せらるるものと推定し置くのが安全である。

一一三四 曳尾弾 (Tracer bullets) は爆弾といふよりも銃弾である。これは陸上の機關銃にも用ひられぬではないが、特に軍用航空機にありては、既に第一次大戦の試練に由り、今日では須要の一武器となつてある。而して海牙空戦法規案では、焼夷弾と共にその使用を違法としてない。曳尾弾も普通の機關銃弾であるが、ただその一端に燐が附着してあり、之に依り弾丸の發射後、燐が尾を曳いて標的に達するまでの弾道を指示する作用のものである。蓋し陸上にありては、銃手は弾丸の落下せる地點の砂煙を見て命中の有無を判断することが能きる。然るに上空にありてはその便なく、随つて機上發射の弾丸の當りし物體が堅硬なものでない場合には、それが果して命中したるや否やを機上から見極めること時に困難なるべきも、曳尾弾であると、その曳尾に依りて弾道を稍々正確に——肉眼にて約六百米突の距離までは——判知するを得るといふ便宜から考案せられたものである。曳尾弾の敵に對する加害の効果は普通の機關銃弾と變りなく、随つて格別慘酷性のものでないから、その使用は從來の交戦法則に何等抵觸する所なきものとなつてある。

焼夷弾

一一三五 之に反し焼夷性の發射物、即ち簡單に云へば焼夷弾 (Incendiary bullets; Soft-nosed bullets;

Flat-nosed Buckingham) となると、その着想は曳尾弾より出たものであるが、敵に與ふる加害の程度は曳尾弾の比でない。焼夷弾は第一次大戦中、輕氣球又は飛行船の破壊具として發明せられたる機關銃弾で、これには強度の灼熱劑を用ひて焼夷すべき目標に集中せしむるのと、比較的小型の灼熱物質を廣き面に散布するのとの二種あるが、その特定目標を焼夷するの目的に於ては一である。第一次大戦に於て始めて之を用したる英軍は、普通の弾丸では輕氣球の球體に命中してもその部分を貫通するだけで、それ以上に有效的の損害を與ふることが覺支ない。然るに焼夷弾であると、球の氣囊に命中すれば有效的に球體を破壊するを得る所から考案したものである。英軍にては當初専ら敵の偵察用の繫留氣球に對してのみ之を使用すべく、航空機に對しては使用せざるべきことにし、その旨を特に英機の上に掲記し、以て敵地に着陸するの已むなきに至つた場合に敵に對して右を證明せしむることに爲してあつた。

然るに英軍は、爾後その目標を獨り繫留氣球のみに限らず、敵の飛行船に對しては勿論、飛行船以外の敵機に對しても亦之を使用するに至つた。蓋し焼夷弾を以て繫留氣球なり飛行船なりを襲撃しつつある間に敵の航空機の來襲に遭へる場合には、急に焼夷弾を普通の機關銃弾に代ゆるの餘裕が無いといふ所から、勢ひその儘之を以て敵機を撃攘することになつたのであらう。獨逸の航空機は之がため大分損害を受けたので、獨逸政府は之を以て交戦法規違反と爲して大に英軍の行動を非議し、焼夷弾を有する英機を打落したる場合にはその乗員を普通の俘虜とせず、軍事法廷にて戦律犯に問はんとしたこともある（之に關しては獨逸の捕へたる英國の飛行中尉 Walker 及び同 Smith に係る事件がある）。然るに一九一六年の末頃からは、獨逸その他の諸國も亦英軍の擧に倣ひ、殊に之を敵機のガソリン槽に命中せしむれば最も有效と認められた結果

として、交戦國双方共に遂に之を敵機に對し、同時に敵機の操縦者に對し、憚らず之を使用するに至つた。而して他方焼夷彈の研究改善も益々進み、今日にありては、その猛烈なるものは命中物の周圍を攝氏五千度の超高温にし、河川は鎔火と化し、消防全然その力なからしむるものすらありと聞く。

一五二六 焼夷彈と一八六八年の聖彼得堡宣言との關係は既に前編に於て述べた(第一〇一七節)。抑も空戦に於ける焼夷彈使用の目的は、敵機の乗員を殺すよりも主として敵機そのものを破壊するにあるから、既に航空機を戦闘機關として適法視する以上は、空戦の性質としてその使用を是認するに理由ありと説かれる。この説に對しては、凡そ機は乗員の操縦に依りて動くのであるから、敵機の行動を奪ふには先づその操縦者を仆すに若くはなく、隨つて射撃の目標は必しも敵機そのものと云ふを得ず、却つて乗員その人といふを當れりとすべきで、右の説はその前提に於て既に首肯し難しといふ見方もある。更に又、既に敵の繫留氣球又は飛行船の氣囊に向つて發射するを許す以上、目標の如何に依りて取捨すべき性質相異なる各種彈丸を戦闘中に遣別けするが如きは機上の操縦士として實際上不可能に屬するから、他種の敵機に對しても亦之を許さざる可らずとの説もある。この説蓋し一理あると思ふ。上空にて敵の飛行船に對し焼夷彈を以て戦闘しつつある際、敵の他種航空機が突如飛翔し來りて我機を攻撃せんとする場合に、之を撃攘するには急に普通の彈丸に易えざるを得ず、而して同時に敵の飛行船に對しては復た急に焼夷彈を以てせざる可らず、然らずんば我機は敵より打落さるるといふ場合に臨んでは、彈丸の遣別けをするなどは言ふべくして行ふべからざることであらう。但しこの説は、一步を進むれば敵の雷に航空機に對してのみならず、陸上の敵兵に對しても亦使用し、將た陸上の兵も上空の敵機に對して使用し、遂には陸上の彼我兩兵の間にも之を使用するの端

燒夷彈の
使用の當
否

緒となり、遂に聖彼得堡宣言の無視となると云へば云へぬでもない。けれども空戦に於て次に述ぶる海牙空戦法規案第十八條を採擇することになれば、陸戦に於て獨り該宣言の拘束を認むべき理由はあるまいから、焼夷彈の關する限り地上の戦闘に於ても該宣言は效力なきものと見ねば論理一貫しまい。

空戦法規
案はその
使用を禁
ぜず

一五二七 海牙の戦時法規改正委員會に於て焼夷彈(及び曳尾彈等)のことを討議するに當り、その基礎となつたものは英國案第三條の『海軍、陸軍、又は空軍に於て飛行船の骨格に對し發射する焼夷性の投射物の使用、及び飛行機に對し發射する曳尾彈の使用は、一八六八年の聖彼得堡宣言若くは一九〇七年の陸戦法規の何等禁する所に非ざるものとす。』といへる案であつた。(他の諸國代表からは之に關する原案の提出は無かつた)。而して審議の結果は空戦法規案の左記條項となつた。

第十八條 航空機に依り又は航空機に對し曳尾彈、焼夷性、又は爆發性の投射物を使用することは之を禁止せず。

本規定は千八百六十八年の聖彼得堡宣言の當事國及然らざる國に對し均しく之を適用す。

即ち焼夷彈(及び曳尾彈、爆彈)は、地上の部隊が相互の間に之を使用することは暫く措き、航空機が航空機(飛行船の外に氣囊なき飛行機をも含む)に對しては勿論、航空機が陸上の兵に對し將た陸上の兵が航空機に對して之を使用するは妨げずとしたのである。同時に聖彼得堡宣言の拘束を受けざること、別言すれば、航空機の關する限り同宣言は不適用といふことに爲したものである。この規定に對しては、之をば國際法の退歩と爲して非難する論者もある。例へば

之に對す

『この退歩の規定を作れる唯一の理由は、聖彼得堡宣言の禁止的法則は事實既に破れたること、且交戦者の行動を抑

止する法則は遵守せらるべき見込なき限り之を作るも無益なること、といふにある。けれども華盛頓條約の毒瓦斯使用に關する條項が示す如く、交戦國は交戦法規を無視することの不慮の或結果を實驗したる後に於て、將來は之を遵守することにすべしと決意せんとすれば爲し得るではないか。孰れにしても交戦法規が無視せられたるの事實は、その無視を許容するのみならず將來は之を繰返へすべし、一層無視すべし、といふが如き理由にはならない。……交戦法規の無視を獎勵するは國際法の全機能を弱むるに至るべきであるから、この一事のみにも現行宣言の遵守は望ましい。而して該宣言は人道と將た空戦上の必要と共に兩立するものである。爆發彈及び焼夷彈の使用にして禁ぜられ、その使用を寛恕すべき何等拔穴が設けられてないとすれば、その濫用の弊も自から狭まるべく、又陸兵が之を使用するの機會も少なくなるであらう。』(Nokes and Bridges, The Law of Aviation, pp. 148-9)

と云へるはその一である。又焼夷彈(及び爆彈)の使用範圍は之を制限し、『空氣より輕き機』(即ち飛行船及び輕氣球)に對してのみ用ゆるを得ること、但し之に對する攻撃の從事中に於て空氣より重い機『即ち飛行機』の攻撃を受くるに至りたるときは、必要の場合には焼夷彈(又は爆彈)を以て己れを防禦するを妨げざることを爲すべしと主張するスベイトは、本條を評して『本條起草の任に當れる各國法律家は當該各國の言はば公的代表者で、各本國政府の訓令に羈束せらるべき地位の者である。その己むなく妥結するに至れる本條に彼等自身果して一般に満足したるものなるや疑はし。』と云ひ(Spaight, Air Power, p. 104) 即ち本條は起草者自身も個々には衷心賛成でなかつたであらうと見るのである。然しなから既に『必要の場合には焼夷彈(又は爆彈)を以て己れを防禦するを妨げざることを』の例外を設くる以上は、防禦者は必要の場合なるものを己れの判斷にて自由に擴張すべく、ために濫用の道は大に開かるるを免れまい。故に或場合に之を許すと爲す以上は、結局總ての場合に之を許すも同じことになりはしまいか。苟も或場合に之を許すべきものとす

れば、結局は本條の如くにするの外あるまい。

第二次大戦に於ける
英軍の焼夷
カードの
創用

一五二八 第二次大戦に於て英國空軍は、獨逸に空襲を行ふに方り『焼夷カード』(“fire cards”; “self-igniting leaf”)と稱する新發明の自動發火爆藥を使用し、農家、穀物倉庫、森林等かなり損害を與へた由で、獨逸側では認めて以て違法と爲し、之を非難する陳述書を發表したと聞く(一九四〇年九月十日伯林發『同盟』)。然しながらこの新武器は、詳細の點は未だ判らぬが、要するに焼夷彈の一種と見るべく、隨つてその使用の果して違法なるや否やは、一般焼夷彈のそれに鑑みて判斷すべきであらう。

第三項 航空機に依る宣傳流布

宣傳流布の
意義及び
手段

一五二九 宣傳流布 (“disseminating propaganda”)とは、敵の軍隊又は民衆の士氣を沮喪せしめ、その敵愾心を挫折せしめんがため、別して敵に敗兆が萌し、殊に敵國內に革命亂の兆候あるが如き場合には之に乗じて民心を彌が上に攪亂せしめ、依つて以て戦局を有利に疏導せんがため、有實若くは無實の事柄を敵の軍隊又は民衆の間に傳播せしむること(中立國人の間に行ふ宣傳流布のことは本條の範圍以外に屬する)、その手段としては、或はラヂオの放送を以てし、或は空中文字(スカイ・インプレ)の作用に依り、將た或は宣傳ビラを投下するが如く、方法は多々あらう。けれども最も多く利用せらるるのは航空機に依る宣傳ビラの投下である。

一五三〇 第一次大戦に於ては、航空機に依る宣傳は凡ゆる目的に利用せられた。抵抗の見込なきを説いて敵の將兵に降伏を勸告するもの、土民軍に對して本國軍への離叛を教唆するもの等は勿論、國民を塗炭の

その大
利

苦みより救ふには現在の政治的羈絆を脱するに若くはないと記して革命及び現元首の廢位を鼓吹せるもの、その他敵國攪亂のためにする凡ゆる宣傳が試みられた。露國の革命の如き、將た中歐諸國の崩壞の如き、孰れも一は之に動かされた結果であつた。航空機に依り斯かる宣傳を爲す者に對しては、露獨諸國にては之を捕へたる場合に戦律犯を以て問ひ、多くは之を銃殺に處した。殊に埃太利にては『敵の飛行士の檄文宣言類の投下は國家に對する犯罪を構成す。之を投下したる場合は勿論、單に之を所有する場合にありても、該飛行士は死刑に相當する犯罪人として取扱ふべし。』とした(一九一八年九月在インスブルグ司令官の發したる軍令)。英佛諸國は直ちに之に抗議した。英國政府は、埃國にして果して右様の舉に出づるあらば英國は直ちに報復手段に出づべしと告げ、佛國政府も、埃國にして宣傳ビラ投下の故を以て佛國の飛行士を殺害せば、その一人に對し埃國將校二名を殺害することにすべしと警告した。その結果であつたか、埃國にては遂に右の軍令を實行するに至らなかつたとある(Spaight, *Air Power*, p. 305)。

右は軍令を發したのみで實施を見るに至らなかつたものとし、實際に矢釜しい問題となつたのは、獨逸軍の捕へたる英國の飛行大尉シヨルツ大尉(Capt. Scholtz)及びウーキー中尉(Lieut. Wooley)の處分であつた。この二將校は英國に收容中の獨逸兵俘虜の受くる優遇のことを記せるビラを投下しつつありし折に飛機が打落され、その儘捕へられた(一九一七年十月十七日)。是より先き獨逸政府は英佛側に對し、航空機より宣傳ビラを投下するを違法と爲し、之に従事する飛行士は軍事法廷に於て審問の上銃殺に處する旨を通告した(一九一七年四月)。そこで彼等兩名は戦律犯として、銃殺は免れたるも十年の禁獄に處せられた。之を聞ける英國政府は、上空よりの宣傳ビラ投下は國際法違反と認むる能はずと論じ、在伯林和蘭公使を経て獨逸

政府に對し、右の宣告にして實行せらるれば英國政府は報復手段に出づべしと強く抗議した。それが利いたものか、彼等兩名は間もなく獨帝の勅命に依り釋放となり、普通の俘虜收容所へ移されたとある。

兎に角宣傳流布は第一次大戰に於て各國の盛に行つた所であり、その後の戦に於ても亦同様である。乃ち支那事變に於ても、我軍の上空より幾たびか之を行つたことは、當時新聞紙上に於て公然報道せられた。第二次大戰に於ても、英國は開戦の翌日の九月四日(一九三九年)より八日までに航空機をして獨逸工業地帯のルーア流域その他附近の上空に四回に互り宣傳ビラを投下せしめたとあり、而して一回に三百萬枚乃至三百萬枚とあつたから、四日間に一千五百萬枚内外は投下したことになるべく、獨軍も察するに負けず劣らず之を五十やつたであらう。敵地への爆彈投下は開戦後旬日に互り兩軍共殆ど之を行はなかつたから、つまりは英獨の戦闘は當座専ら宣傳ビラの投下戦であつた譯である。普通に外國の文書が流れ込む敵國の門戸は、嚴重なる檢閲制の下に固く鎖さるるから、國境を突破して宣傳を敵國に侵入せしむるは容易でなく、寧ろ上空よりするの比較的に樂であり、有効でもある。随つて航空機に依る宣傳ビラの敵國內への散布は、今後とも戦時に於ては交戦國双方共に有力なる一戦術として愈々盛に試むるものと想像すべきである。

一五三一 想ふに宣傳ビラの散布に従事する飛行將校を捕へて戦律犯に問ふが如きは、戦律犯の意義に副はざる不合理であると云はざるを得まい。戦律犯はその國に於ける内外人が戦時その國の不利を計る行爲に就て論すべきもので、敵國の戦闘員には適用すべきものでない。稀には敵國人(及び中立國人)をも之に問ふこと間諜の如きがあれど、それは隱密に又は虚偽の口實の下に行動する場合で、即ち變装して密かに對手國の不利を計る者に就て云ふべきである。飛行將校が交戦手段の一として公然宣傳ビラの投下に従事する場合

之を戦律
犯に問ふ
ことの當
否

には、戦律犯は之に當嵌らない。それも交戦法規の禁する例へば暗殺の鼓吹でもやるならば別であるが、交戦法規の容認する、格別人道悖戻を以て目すべからざる所の内容の宣傳ピラを投下すればとて、之を戦律犯を以て論ずるは妥當を缺きはしまいか。

一五三二 空戦法規案は宣傳流布の目的を以てする航空機の使用(宣傳ピラの投下の如きも當然含まれる)を違法の交戦手段とは認めず、之に従事したる者はその故を以て俘虜として遇せらるるの權利を剝奪せられずと規定すること左の如くである。

第二十一條 宣傳流布の目的を以てする航空機の使用は不適法なる戦争手段として取扱はるることなかるべし。

右航空機の乗員は前記行爲を爲したるの理由に因り其の俘虜たるの權利を剝奪せらるることなし。蓋し空戦に於て曳尾彈、燒夷彈、及び爆彈の使用を適法の交戦手段と認むる以上は、直接加害のより少なき空下宣傳を敢て違法と爲すべき理由も無いといふのが本條の趣旨であらう。

一五三三 尤も第二十一條には、宣傳の目的に關し何等の限定なく、隨つて如何なる種類の宣傳ピラを投下するも違法とせずと解せらるが、如何なる目的の宣傳ピラにてもその投下は總て違法のものとして認めざるべきに就ては、由來必しも異論の無い譯ではない。オッペンハイムは『交戦者が利を以て敵の要塞司令官を降伏に誘ひ、敵兵の間に離叛を鼓吹し、重要な情報を得んがために敵の將校を買収し、敵國人民を教唆して正當政府に反旗を翻さしめんとするが如きことの適法如何は議論のある所なり。』との見地から多少の疑を挟むも、更に語を繼ぎ、『國際法の諸法則が學者の机上論よりも交戦國の實際に行ふ所のものが基となりて

空戦法規案は宣傳流布を違法とせず

宣傳の内

編成せらるるものとすれば、上叙の諸行爲は不道德であり忌むべきものであるにもせよ、國際法の現實の法則の上にては敢て違法に非すと云はざるを得ず。』と論じ(Oppenheim, II, § 162, p. 216)、即ち道徳的には議すべきも法律的には違法を以て問ふに及ばずと爲し、スベイトは『敵の軍隊に向つて離叛を鼓吹するは可なるも、敵の國民の間に政治的叛亂を教唆するの當否は疑はしい。敵國に擾亂起つた場合に之に乗ずるは何等咎むべきに非ざるも、我れ主動して擾亂を起さしむるを得るやは疑問なり。』と云ふ(Spaight Land War, 140-150; Air Power, p. 322)、空戦法規案の審査委員長たりしムーアは『本條は一切の宣傳流布の目的を以てする航空機の使用を適法とする結論を伴ふものでない。例へば殺戮暗弑の鼓吹の如きは、依然違法の宣傳と認むべきであらう。』と説く(Moore, Int. Law & Some Corr. Illus., pp. 239-240)。想ふに徳義上の是非を以て論ぜば、戦時國際法の容認する幾多の交戦行爲中にも議すべきものに頗る多く、交戦法規の適法と認むる謂ゆる奇計の如きも、大部分は非難を免れぬものであらう。されど苟も無辜の常人を漫に殺傷するが如き人道悖戻のことをせずして作戦の成功を期し、敵國を屈服せしめて速に和を乞はしむることを交戦の主眼と爲す以上は、敵國民の間に革命を鼓吹することとも、特に之を非とすべき理由あるまい。陸戦法規慣例規則には『敵國又ハ敵軍に屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト』を禁じてあるから(第二十三條ロ號)、謂ふ所の殺戮暗弑をば背信の行爲を以て殺傷することに該當するとせば、それは交戦法規の禁する所のものを鼓吹することと論ぜられ、隨つて之を違法とするに一理なくもないが、しかも戦時航空機より敵地に投下する宣傳ピラは、之を敵國から見れば、敢て獨り殺戮暗弑の鼓吹の如きに限らず、如何なる目的のものにても不都合のものに非ざるはなく、殊にその常套手段に屬する叛亂や革命の鼓吹は最も甚しき不都合な

ものに相違ないから、内容から云へば一として不當に非ざるものはあるまい。假に或種の宣傳は適法なり或種のそれは違法なりとせば、何を標準にして之を取捨すべきか。そこに尙ほ一條の疑惑が存する。

降伏勸告
状の投下

一五三四 支那事變に於て南京の攻略に先だち、我が松井軍司令官の南京防衛司令に對し上空より降伏勸告状を投下したことは前に述べた(第一一九九節)。同じ事變中の青島占領に際しても、我が陸軍航空機は青島の上空より豫め同様の勸告状を投下したと聞く。以前は敵將に對して行ふ降伏の勸告には一々軍使を仕立てたものであるが、航空機の活用し得る限りは之をその目的に活用するを便とすべく、随つて將來とても、開城勸告その他謂ゆる陣中交渉の端緒は、多くは上空よりの文書投下に依りて行はるるに相違あるまい。

敵將への
挑戦状

一五三五 敵將に會戦を促す謂ゆる挑戦状も、これ亦上空より投下することは有り得るのである。支那事變中、南支那派遣軍最高指揮官は昭和十三年十二月十二日、蔣中正に對し左記の挑戦状を發したとあるが、これは航空機を利用せるものか否か詳ならざるも、多分さうであつたかと思ふ。

『それ天下の大道は炳燿として大日輪の如し。風雲何ぞ恐れんや。茲に蔣介石批暴天下を毒し、無辜の民衆塗炭の苦に落す。その罪萬死に償せずんばあるべからず。我が大日本帝國南支派遣軍はパイアス灣敵前上陸に於て世界の列強を驚倒敬服せしめ、破竹の勢を以て鎧袖一觸惠州博羅增城を薙り、數日にして大廣州を攻略、更に掃蕩の陣を東江南岸地區に進めて第五百十三師並に第五百十師の敵數千を殲滅せり。その戦鬪に於ける、廣東の陥落は我軍僅に一二箇大隊を以て當れるのみ。眞に脾肉の嘆に堪へず。今や此に集れる我軍精銳三十萬、銳氣新に陣翼を羽撃かんとす。蔣將軍にして名譽を重ずる武將ならば、速に百萬の大兵を率ひ進へ撃て。時正に嶺南の沃野に秋色深し。軍を進め颯爽の風を驅りて決戦に見えん。これ武將の本懐に非ずして何ぞ。長期抗戦と稱し徒らに背を見せるは卑劣卑怯の誇を招くのみ。何時の日か武將の面目を保持し得んや。疾く來り會して雌雄を決せん。秋風落葉、將軍にして一敗地に塗れ』

第三國
への避難
勸告ピラ

んか、懼伏して罪を父祖に謝すると共に、天下萬民に恕を乞ひ、潔く武人の面目に於て處決せんことを。』(同十三日)『上海毎日』所載)

一五三六 嘗に降伏勸告や挑戦のためのみならず、その將に行はんとする戦鬪に先だち當該地方居住の第三國人に立退方を勸告する場合にも、ピラ投下に依ることが有效であり、又勿論適法である。これも支那事變中、我軍に於て一再となく試みた。例へば昭和十三年八月末、皇軍の黄河北岸の清掃を終へ次期作戦に移らんとするに方り、隴海線及び京漢線の沿線並に陝西省内居住の第三國人に對し避難を勸告する支那文及び英文の左記ピラを投下し、これ亦彼等の好感を博したと聞及んだ。

『隴海線、南京漢線沿線、及び陝西省内の第三國人に告ぐ。
『日本軍の敵人視するは即ち抗日の黨軍にして、無辜の中國民衆に非ず。特に第三國人の生命財産に對しては萬難を排除し、極力之を擁護保障す。然れども戰場中の波瀾は交戦地帯の第三國人に對して危害の及ぼさることは保障し難く、このことたるや武士道の精神より日軍の默視し得ざる所なり。故に切に第三國人の迅速に避難して戦禍より免れんことを勸告す。若しこの勸告に従はずして交戦地帯に残留し、萬一危害に遭ふも同情の餘地なきは勿論、日軍に於てその責を負はざるべし。』

宣傳用の
航空機は
限るべし

一五三七 本法規案第二十一條には單に宣傳流布の目的を以てする航空機とあるが、謂ふ所の航空機とは専ら交戦國の軍用航空機を指すものたること論を俟たない。なぜならば、宣傳流布を適法の交戦手段とすれば、その交戦手段を行ふことを得るものは獨り適法の交戦者のみであるからである。随つて交戦國の非軍用航空機及び私航空機(並に中立國の航空機)にして宣傳流布に従事するならば、そは之に従事するの資格なきものが従事する譯であるから、之を捕へたる敵は俘虜を以て遇することを拒み、相當の處分を之に加ふるを

得るものと解すべきである。

第四項 行動の自由を失へる敵機

行動の自由を失へる敵機への攻撃

乞降するに妨げない

一五三八 戦闘力を既に失ひたる敵兵に對して無益の殺傷を行ふべからずとは、交戦法規の根本的の一法則である。この法則より推し、既に行動の自由を失へる敵の航空機に對しても亦攻撃は許されざるべきか。仁慈主義から云へば、之に尙ほ攻撃を加ふるは避止すべきことたるに相違ない。けれども陸戦に於て武器を捨て又は自衛の手段盡きたる敵兵を殺傷すべからざることは、敵兵がその理由にて降を乞へる場合である。(陸戦法規慣例規則第二十三條ハ號)。故に降を乞へる敵の航空機に尙ほ攻撃を加ふれば違法となるが、その之を乞はざる限りは、依然攻撃を加ふるに妨げない理である。のみならず機そのものは假に行動の自由を失つても、その乗員にして尙ほ抵抗を試みんとすれば爲し得る場合もあらう。第一次大戦中、佛獨兩機の戦闘に於て獨機の乗員二名中一名は重傷を負ひ、機は行動の自由を失つたが、他の一名は佛機に對して尙ほ射撃を續け、遂に佛機の操縦者を射落したことはある(一九一六年八月二十四日)。又北海の上空にて英機に打落されたる獨逸の一飛行船は、その水中に陥没するまで依然英機に向つて射撃を續行した。故に機が行動の自由を失つたのみでは、未だ以て乗員が必しも抵抗の意思を抛棄したものとは見るを得ない。のみならず敵機が果して行動の自由を失つたものか否かの事實も、時には之を突止むるに困難の場合もあらう。例へば敵機が火煙に包まれたとする。その火煙は敵機が行動の自由を失へることを装はんがため、奇計として自ら作り揚げたものに非ざるなきか、火煙を揚げながらも甚しき損害なくして逃走を遂ぐるに非ざるなきか、將に火煙は程なく鎮止せらるべき類のものでなきか、これ等の疑惑を狭み得る場合が必ずあるに相違ない。第一次大戦中、空戦に於て劣勢に陥れる敵機が突如垂直の錐採的急降下を爲し、全然行動の自由を失へるものと對手をして推測せしめ、油断せしめつつある間に急に原形に復し、大速力にて逃走するの奇計の演ぜられたこともあつたと聞く。故に敵機の乗員にして眞に乞降の誠意を示すまでは、之に對する攻撃を緩むるには及ばぬ譯である。

航空機に對して爲す乞降の意思表示

地上の敵兵が乞降する場合

一五三九 空戦に於て敵は優勢なる相手方の航空機に對し、白旗又は白布類を掲げて乞降の意思を表示することもあらう。その乞降は地上の敵兵が上空よりする相手機の爆撃又は射撃を怖れて爲す場合と、空中に於て敵機が對手機の優勢の前に爲す場合との二つに別けて見るを得べきが、その孰れの場合に於ても、對手機は直ちに攻撃を中止せざる可らざる義務あるか。陸戦法規慣例規則第二十三條ハ號の『兵器ヲ捨て又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト』及び同ニ號の『助命セザルコトヲ宣言スルコト』の禁止規定は、この場合に如何に之を適用すべきか。

一五四〇 先づ地上の敵兵の攻撃航空機に對する乞降の場合に就て云へば、この場合には陸戦法規慣例規則の當該條項の規定する如く、之を殺傷せずして助命するのが原則である。然しながら陸戦と多少趣を異にする所以は、陸戦にありては助命は概してその敵兵が既に降伏の意思を表示したるに加へ、既に身柄が現實に攻撃軍の権内に陥つた後の問題である。然るに空戦にありては、地上の敵兵が上空の對手機に向つて乞降の意思を表示しても、該機はその敵兵を直ちに捕虜と爲し得るものでない。且なまじに着陸して之を捕虜にせんとすれば、忽ち多數者たる敵兵(その場合には乞降の意思を翻へすものと見ねばなるまい)のために逆ま

に殺害せらるべきは火を賭るよりも明かである。故に地上の敵兵にして乞降の意思を表示したる場合には、機は之を味方の前線の地上部隊に通信し、地上部隊をして乞降の敵を俘虜として收容するの手續を執らしむるのが本筋であらう。而してその間航空機にして攻撃を中止すれば、敵は乞降の意思を表示したとはいへ、その間を利用して急ぎ退却し又は陣地を固むることあるものと見ねばならぬから、之を妨害するの必要上、敢て攻撃を中止すべき義務は無い。けれども、その懸念あるに非ず、乞降は誠意のものと判定し得る場合には、暫く之を中止するのが人道上の要求にも副ふ所以である。要は時の實況に鑑み、作戦上の機宜を失はざる範圍に於て適當に措置すれば可い。

一五四一 次には空中にて敵の航空機が、即ち敵機の乗員が、乞降する場合である。これも陸戦に於けるが如くに簡單には行かまい。陸戦にありては、兵が銃器を抛ち白布でも振りながら両手を揚ぐれば、以て乞降の意思を表示したるものと爲し、近づいて之を捕ふること容易であるが（陸戦に於ては乞降を装ふて急に反噬を試みるなどは稀には有らんも常には無い）、空中にありては、白布を振り手を揚ぐるにしても遠く離れての業であるから、うかとは信ぜられず、軽々しく近づけば計略に乗せらるる懸念もある。故に第一次大戦中、敵機の降を乞ふものありし場合には、之をして我が指命する航路を取らしめ、射撃を加ふるの姿を緩めずして漸次之を我が戦線内に誘導し、特定の地點に着陸せしめて然る上その降を容るるのが多くの例であつた。空中の乞降に對しては、少なくともその位の注意は必要であらう。斯くして降を容れたる以上は、之を殺傷せずして俘虜とするのが勝者の義務である。

敵機を離

一五四二 敵機の乗員がその機を離れたる後、即ち着陸したる後、尙ほ且之に對して攻撃を加ふることを

空中の敵機が乞降する場合

れたる乗員に對する攻撃

得るや。之に就ては、その着陸地點の敵地なると味方の地なるとに依り取扱を異にすべきである。即ちそれが敵地であれば、その尙ほ抵抗し得る敵兵であるに鑑み、之を殺傷するも何等違法でない。然るにそれが味方の地であり、而して該乗員にして逃げもせず抵抗もせざるに於ては、當然之を俘虜と爲し得るものであるから、之を殺傷するは無益のことであり、隨つて違法となる。勿論彼にして逃走せんとし又は抵抗を試むれば全然別問題である。

該乗員が機を焼殺する場合

一五四三 右に謂ふ抵抗とは、必しも該乗員が武器を操りて相手に双向ふ場合のみとは限らず、着陸後己れの機を焼殺せんと試むるが如き場合も亦之に含まるのである。國に依りては、敵手に陥れる乗員は必ずその乗機を焼殺すべしとの訓令が部内に出してある所もある。第一次大戦中、獨逸の軍部内にはその訓令があつたと聞及んだが、英國の空軍法（一九三二年改定の Air Force Act）にも、現に空戦に従事する英機の乗員にして『陛下の航空機を怠慢に由り（negligently）敵をして拿捕又は破壊せしめたる者』は懲役に、又『叛逆的に又は恥辱的に』（treacherously or shamefully）同様爲さしめたる者は死刑に處すとの旨が規定せられてある（第四條第八號及び第五條第五號）。これは一は當該機の裝備上の機密を保持せんがためでもあらう。第一次大戦中に獨逸がその航空機の推進螺旋機を通じて機關銃を發射する裝備を作つたのは、同様の構造を夙に有したる佛國の一航空機を奪つて知り得たる所の結果であつた。反對に、英佛諸國が藥筒そのもので接續する鏈環にて作れる機關銃の彈帶を機に装置するに至つたのも、元はその入手したる獨逸の一機に學んだものである。斯の如く各國軍用航空機の裝備には夫々機密もあらうから、之を敵手に渡したくないのは當然で、隨つて乗員にして敵手に陥つた場合には先づその機を焼殺せしむることになつてゐるのは怪むべく

もない。

されば敵手に陥れる機の乗員は、その責任上よりして當然機を焼毀せんと試むるであらうが、反對に敵も之をして焼毀させまじと試むるは必然なるべく、従つて強て之を焼毀せんるする乗員に對しては武力を以て之を脅し、聽かずんば射殺するも咎むべきでない。第一次大戦中にはその例多々ありしも、多くは脅しただけで効果があつた由である。

一五四四 軍艦が撞角を以て敵の艦艇に突貫することは、今日の海戦に於ては最早や豫想すべからざることになり、隨つて昔日の軍艦にありしが如き撞角は今日の見ざるに至つた。空戦に於ても、双方の航空機が誤つて衝突するのは別とし、敵機を故意に撞撃するが如きは、少なくとも歐米人間には、稀には有らんも常には有り得ないことであらう。尤も第一次大戦中、その稀有の例は一二あつた。露機がセロドスの上空に於て墮機を撞撃したる(一九一四年九月六日)、英機がミュールホイゼンの上空にて獨機に試みたる(一九一六年三月十八日)、則ち僅に屈指すべき武勇傳たるものであつた。

一五四五 されど皇軍にありては、この類の壯烈なる行動は格別異とするに足らない。機上の弾丸盡くるや機と諸共に敵機に體當りし、之を粉碎すると共に自機も自身も自爆して空中の花と散るといふ最壯烈の肉弾的動作は、支那事變に於て幾回となく實演せられた。即ち上海戦の初期に我が海軍の一機は大場鎮の上空にて敵の戦闘機四基と闘ひ、その二基を撃墜したるが、折から機銃弾を全部既に打盡したる我機は轟然殘敵機に向つて突貫し、餘の一基の機關部を突破りて之を墜落せしめ、己れは轉じて無事着陸したのがあつた(昭和十二年八月二十一日、操縦士矢野海軍一等航空兵曹)。別の海軍機は南昌の上空にても之を行ひ、これ

敵機の撞

支那事變に於ける皇軍機の壯舉

も美事成功した(十二月九日、操縦士樫村三等航空兵曹)。降つて昭和十三年四月二十九日の漢口大空襲に於ては、我が海軍航空隊の銀翼約五十基は棚町、小園兩少佐の指揮の下に敵の戦闘機八十有餘基と會戦し、その五十一基を撃墜し、漢口政府が當時最大の努力を以て再建せる空軍に致命的打撃を與へたが、この大會戦に於て、我が一基(海軍二等航空兵曹高橋憲二操縦)は蟻集せる戦機中に突入してその數基を撃墜し、弾丸盡きるや正面より猛射を浴びせる敵の一基に向つて機體を轟然突貫せしめ、敵機と諸共に壯烈の最後を遂げた。我が陸軍機にありても、昭和十三年四月十日の歸徳空襲中に於て之に劣らざる勇伎を演じた。敵機撞撃の壯舉の如きは文字通りの決死の上ならでは能きぬことで、皇軍の確に一の誇りであり、他國間の空中戦にありては、兩度の大戦中の一二の稀有の例以外には減多に見んとして得ない。

一五四六 敵機が行動の自由を失ひ、或は之を失ふに先だち、乗員が機を棄てて落下傘その他類似の方法にて下降して身を全うせんとするは有り得べきことである。第一次大戦に於ては、航空機より乗員が下降せる例は少なからずあつたが、それは主として同盟軍側にありて味方に武器彈藥糧食類を供給し、若くは敵の背面地方との情報連絡のためであつた。その以外に比較的多く行はれたのは、偵察用の輕氣球からの下降であつた。それも多くは輕氣球が火を發し焰に包まれたといふ場合であるが、その際の落下は、落下傘の下降するよりも輕氣球の燃焼物の落下する方の速力が早いから、それに打たれて下降中に大怪我をするもありて、たいした有効の結果もなかつたやうである。兎に角航空機よりの下降は何故に輕氣球のそれに比し割合に少なかつたかと云へば、それは主として落下傘そのものの考案に手間取りたるためとある。何故に手間取つたかと云へば、一はその用材たる絹地の供給が足らなかつた關係もあるが、一は落下傘が出來ると、之を利用し

敵機乗員の落下傘に依る避難

て餘りに早く下降する乗員があるやうになりはしまいかといふ懸念から、製作に氣乗りがしなかつたといふ事情もありしやに聞いた。然るにそれが出来ぬと、實際下降すべき必要の起つた場合に困るといふ所から、愈々その考案の着手となつた。けれども右様の工合であつたから、落下傘らしきものの出来揚つたのは、英佛共に漸く大戦の末期、寧ろ休戦に入つてからのことであつた。(獨逸ではそれより少し早く之を使用した由である)。當初の落下傘は、乗員が機を離れてから五十呎位下降する間に傘が開く仕掛で、時には開かぬこともあり、極めて不完全のものであつたが、その後落下傘に改善は加はり、遂には操縦の自由を失へる機體そのものをも無難に落下せしむる直徑一百呎の大傘まで發明せられ、之に依り五千呎の高さから機を無事地上に降下せしむるに成功したとある(J. Goldstrom, *A Narrative History of Aviation*, p. 274)。その問題は、乗員が行動の自由を失へるその機を離れて下降中、即ち尙ほ空中に在る際に於て、相手方は之に攻撃を加へて可なるかである。(第二次大戦に於て始めて實現を見るに至れる落下傘部隊の敵地進撃のためにする故意の下降の場合は全然別問題である)。

一五四七 この問題に對しては、之を二つの場合に別つて答へねばなるまい。その一は(甲)下降せんとする場所が我方の地域である場合で、二は(乙)それが敵地の場合である。甲の場合にありては、前にも一應述べた如く、下降の上は我方にて之を俘虜と爲し得る者であり、又爲さねばならぬ者であるから、之を殺傷するは無益の殺傷に過ぎず、隨つて攻撃するを得ざるものと見るべきである。(下降中に已れ銃を發射して對手を狙撃すれば無論別である)。敵が輕氣球から下降する場合には、球は元々その陣地に繫維さるるものであるから、相手方の地域内に下降するやうなことはない筈であるが、それでも時には繫維を離れて遠く上空に

その下降
中の攻撃
の當否

押し流さるることもあらうから、相手方の地域内に下降することも絶無なりとは云へない。現に第一次大戦中ヴェルダンに於て、或日大暴風のため(一九一六年五月五日)、佛國の輕氣球二十四臺は繫維を離れ、中若干は獨軍の上空に押し流されたこともあつた。(球上の乗員は概ね落下傘にて下降した由であるが、獨軍の陣地に下降した者が射殺せられたか俘虜となつたかは詳でない)。航空機からの下降にありては、相手方の地域に下降することは頗々あり得ることを想像すべく、その場合には多くは之をその儘俘虜と爲し得るのであるから、之に攻撃を加ふるは適法に非すと云ひ得るのである。

之に反し乙の敵機の乗員が己れ自身の地域内に下降しつつかある場合に於ては、該乗員にして下降し得たる上は再び敵軍に参加する者と推定すべく、隨つて敵の戦鬪力を増大する一要素であるから、之に攻撃を加ふるを非とすべき理由は無い。或は之を攻撃し得ることにすれば、下降せんとする者も下降中は一層射的の標的となり易いから身却つて危しと感じ、機に飽くまで嘴付いて抵抗するの決心を固めしむることにもなるべきに鑑み、己れの地域内に下降中の場合にも攻撃し得ざるものと爲すに若かず、との論もあらんが、それは爾爲すに若かずといふ利害の論で、その故を以て攻撃は違法なりと斷ずるは當らない。

一五四八 空戦法規案にては、航空機がその行動の自由を失ひ、乗員が落下傘にて避難せんとする場合に於て、その下降中之に對し攻撃を加ふるを得ざることとし、第二十條に『航空機が其の行動の自由を失ひたる場合に機上に在りたる者が落下傘に依り避難せむと試むるときは、其の下降中攻撃せらるることなかるべし』との規定を設けた。この規定の下に於ける保障は、航空機が『行動の自由を失ひたる場合』に限られてある。行動の自由を失ひたる場合 ("When an aircraft has been disabled") とは、狭く解すれば機體に損

之に關す
る空戦の
法規案の
規定

機が行動の自由を失へる場合のみ

議すべき餘地がある

害を受けて行動不能となつた場合で、操縦士が死傷して機の操縦が一時できなくなつた場合の如きはその中に入らぬであらうが、廣意に解すれば、この場合をも『行動の自由を失ひたる場合』と見ることも必しも不可能であるまい。兎に角乗員が敵の攻撃を免かるるのは機が行動の自由を失ひたる場合に限られてあるが、同時に下降せんとする地點に關し、それが敵地たるか否とに區別がしてない。蓋しその未だ行動の自由を失はざる場合に乗員が下降するのでは、必しも力盡きて避難するのではなく、或は他に何等かの意圖を有する者との推定の下に、たとひ對手方の地域内に下降中の者にしても、之に攻撃を加ふるを妨げずとしたものであらう。然しながら對手方の地域内に下降せんとする場合には、どの道前述の如く之を俘虜とするを得るのであるから(下降中に抵抗するに非ざる限り)、機が行動の自由を失つた場合に非ざるにもせよ、例へば特別の意圖を有し若くは單に逃走するの意思の下に下降せんとする者であつても、敢て之を攻撃するには及ばぬ理であるまいか。反對に、敵機の乗員が己れ自身の地域内に下降中の場合には、たとひ機そのものは既に行動の自由を失へるものなるにもせよ、その下降に成功したる曉に於ては、彼は再び別機を操縦して對手方に抵抗する者と推定し得るから、避難のため下降中と雖も之に對する攻撃を斟酌すべき理由は無いやうに思ふ。この點に於て本條は、大體に於ては善い規定なるも、尙ほ多少議すべき餘地があるやうである。

第五項 航空機搭乗者の間諜行爲

陸戦に於ける間諜の規定を準用する

一五四九 航空機の搭乗者の間諜行爲に關しては、空戦法規案には第二十七條以下に於て左の規定が設けられてある。

第二十七條 交戦國又は中立國航空機の搭乗者は、交戦國管轄内又は交戦者の作戦地帯内に於て對手交戦者に通報するの意思を以て隱密に又は虚偽の口實の下に行動して航空中情報を蒐集し又は蒐集せむとする者に非ざれば、之を間諜と認むることを得ず。

第二十八條 航空機の乗員又は其の輸送する乗客が航空機より去りたる後犯したる間諜行爲に關しては、陸戦の法規慣例に關する規則に従ふ。

第二十九條 第二十七條及第二十八條に掲げたる間諜行爲の處罰に關しては陸戦の法規慣例に關する規則第三十條及第三十一條に依る。

右の第二十七條は、陸戦に於ける間諜の性質をその儘移して空戦のそれに準用するもので、即ち陸戦法規慣例規則第二十九條を大體踏襲し、ただ航空機の多少の特異性に鑑み、特に之を適用し得るやう少しく文字を變へたに過ぎない。米國提出の原案にては、航空機に依る公然の偵察を間諜と認めざることを意味を明かにする趣旨を以て、陸戦法規慣例規則第二十九條の第二項に對應せしむるやうに別に『公航空機たる私航空機たるを問はず正しき標識を有する敵機の乗員の航空中の行爲は間諜と認むることなし。』との一項があつたけれども、これは當然のことであるから不必要なるべしとの論もありて、委員會に於て削除となつたのである。

乗員乗客の去機後に行へる間諜行爲

第二款 空戦に於ける交戦者及び敵對行爲

一五五〇 航空機の乗員又は乗客がその機を去りたる後に行へる間諜行爲は、最早や航空機の搭乗者としての間諜行爲でなく、陸戦法規慣例規則に依る普通人のそれを以て論すべきで、前掲第二十八條はその趣旨の規定である。然るに航空機の操縦士が間諜の任務に従事する乗員乗客を陸上に卸し、それが任務を果した

その間諜
を再乗機
せしめた
る操縦士

る後、即ち間諜行爲の遂行後、再び之を機上に收容したる所又は收容せんとしたる所を敵に捕へられたものとする。この場合に於て該乗員乗客が常人であり、又は軍人の變裝者であり、而して彼にして對手交戦者に通報するの意思を以てせる情報蒐集の證據あらば(他種の特別任務に關すること暫く別問題とし)、彼は間諜を以て論ぜらるるを免れないが、操縦士も亦その行爲に與れるものとして同じ制裁に問はるべきか。

之を問諜
に擬せる
第一次大
戦中の例

一五五一 之に關しては、第一次大戦中には法規慣例の據るべきものが無かつたので、交戦諸國の方針は自然區々であつた。而して獨逸にては、敵機を捕へたる場合に乗客が軍服着用者であれば、操縦士と共に之を間諜として取扱はざるも、乗客が私服の者であると、操縦士をも共に間諜として處分するの方針であつた由で、この方針の下に獨逸に捕へられて危く死刑に處せられんとし、證據不充分にて辛うじて免れ、俘虜として三年以上の收容で終つたものに佛國航空機二基の各操縦士(内一名は佛軍に勤務せる米國人の義勇操縦士)があつたとある (Spaullé, *Air Power*, p. 221)。それがため英佛側にては、特別任務の者を機より陸上に卸す場合には之を軍服に改裝せしめた由である。獨逸の『陸戦慣例』には『間諜行爲に參與し、之を幫助し、又は間諜を庇護したる者は間諜その人と同一に之を處罰す。』とあるから (Morgan's *Eng. trans.*, p. 26) 獨逸は之を航空機の操縦士に適用したものであらう。(米國も亦一九一四年の陸戦法規第二百一十一條に同様の規定を設けた)。空戦法規案の第二十八條はこの點明晰を缺くに於て不備の感がある。

この點に
關する空
戦法規案
の不備

第三款 空 下 爆 撃

第一項 概 論

空爆の當
否に關す
る學說

一五五二 空下爆撃が空戦法規案に於て或制限の下に適法と認めらるること、又同法規案の規定なしと雖も今日之を適法と認むるの外なきことは曩に述べたが、茲に第一次大戦の前後に於て國際法學者が如何にこの問題を取扱ひたるかを少しく検討して見る。

第一次大
戦前

抑も第一次大戦に於て、交戦諸國の一般民衆は敵國航空機の不斷の來襲に由り極度の恐怖を感じ、又無害の私有財産が甚大の危害を受くるの苦き經驗に鑑み、自然空下爆撃の禁止を要求するの聲が高まり、延いてその違法説が一部の國際法學者に依り強調せられたのは怪むべくもない。尤も空下爆撃違法説は必しも大戦の經驗に因りて始めて現はれたのではなく、その以前にありても既に二三の學者に依りて提唱せられた(例へば Mallet, *La Conquête de l'Air et la Paix Universelle*, 1910; de Staal-Holstein, *La Réglementation de la Guerre des Airs*, 1911 の如き)。又萬國國際法學會に於ても、既に一九一一年マドリッドの大會に於て、航空機の使用は將來之を偵察、通信、信號等に限らしめ、爆彈投下の如きは之を禁ずることにすべしとの論が若干の有力なる學者に依りて唱へられた。その重なる理由は、爆彈投下は目標を正確に定め難いものであるから、非戦闘者及び私有財産に危害を與ふることなしには之を行ふこと殆ど不可能なりと云ふにありて、殊に絶対禁止論者の一人たりしホルランドの如きは、航空といふが如き科學の進歩を大に痛歎したものである

(Annuaire, XXIV, p. 137) けれども他の一方には、既に機雷や潜水艦にして適法の加害の具として認めらるる以上は、特に航空機に限り戦闘に之を使用するを違法とすべき理由なく、ただ陸戦の法規慣例の禁ずる行為を爲さざるの条件を附すれば可なりと爲す論者もありて、採決に至り凡そ航空機は何等且一切の目的に向つて、たとひ観測、搜索、及び通信の用途にても、總て之を禁ずべしとのホルランド案は五對十七票にて否決せられ、又これ等の用途以外には之が使用を禁ずべしとのウェストレーク、アルベリック、ローラン、及びフィオレの案も、これ亦九對十五票にて否決となり、結局『空戦は陸戦及び海戦の既定の方法の下に平和的住民の生命財産が曝さるべきその以上の危険に曝されざるべしとの条件の下に於てのみ之が適法なるを認む。』といふ決議となつたのである。

第一次大戦以後にありては、一方には空爆の將來に於ける倍層の必然性及び不可避性に鑑みてその適法説が相當勢力を示せると同時に、他方には同大戦當時の不斷の恐怖と苦き経験からして、空爆の絶対禁止を一層強く主張する學者も輩出した。中にもニッポルド——元と獨逸の學者で、獨逸(帝政時代の)に於ける國際法の觀念が動もすれば偏狹の愛國心や政治論のために左動右搖するを慨し、法は法として嚴正に立論すべきを主張し、後年自ら望んで瑞西に歸化したる一學者——の如きは空爆の非を痛論し

『航空機は今日偵察上に缺くべからざる具ならんも、航空機よりの爆彈投下が單に民人を恐怖せしむる以外に、交戦の目的を達成する上に於て重要な効果あるに非ざることは大戦の経験が立證した所である。犠牲者の大部分が無辜の常人である所の空爆は、軍事上の必要なるものを以て之が辯護の論據に引用するを許さざるものである。』(Olfried Nippold, *Development of Int. Law after the World War*, trans. by Dr. Hershey, pp. 144-5)

第一次大戦後

國際聯盟
軍縮會議
の空爆禁
止論

と論じて空爆禁止の要を力説した。

一五五三 降つては國際聯盟の軍備縮小會議に於ても、空爆は加害の及ぼす所莫大であり、悲惨であり、常人の災害測られずといふ見地から、その禁止又は制限に關する種々の案は試提せられた。一九三二年七月のベネス決議案(The Baner Resolution)は、若干の条件の下に空爆の適法を認めんとするものであつたが、英國の同年十一月の同會議に提出せる意見は反對に『空爆の戦慄すべき慘禍に對し常人を保護する最有效の方法を採擇するより急なる國際的軍備縮小は無し。』との理由の下に、空爆は勿論、警察の目的にする以外に陸海軍用航空機を全廢すべしといふのであつた(英國提出の軍備縮小條約案第三十四條及び第三十五條)。

一五五四 その後程なく我國も軍縮一般委員會に於て空爆全廢案を提議した(一九一三年、昭和八年、六月八日)。即ち我が代表佐藤大使(尙武氏)の同日の會議に於て爲せる聲明左の如くであつた。

『日本政府は二箇の留保を絶対的條件として空爆の全廢に同意するに吝でない。第一の條件は航空母艦の全廢並に艦艇の發着甲板の禁止であり、第二の條件は非軍用機を軍用目的に使用するを阻止する協定の成立これである。非軍用航空機を軍事的目的に供することを阻止するため明確な處置が講ぜられぬ限り、航空の發達未だ幼稚な域を脱しない國家は航空事業の發達著しい國家の思ふままとならう。殊に日本は上空よりの攻撃に對し抵抗力極めて薄弱である。就中航空母艦、飛行機發着甲板を有する軍艦からの空爆は最も恐るべきもので、殊に航空母艦、發着甲板を有する艦艇は、その可動性速力並に航續範圍に依り、特にその威力絶大である。昨年空軍委員會に於て各國代表の大部分は航空母艦を以て國防に對する最有效の攻撃的武器であると宣言した。然るに英國の軍縮條約案は此種艦型の廢棄問題を全然無視してある。單なる空爆の全廢棄は聊かも問題の解決に資する所ない。日本代表部は屢々化學的戰爭方法の完全且無條件の廢棄を主張した。蓋し報復手段として化學的戰爭方法を許すならば、交戦國はこの手段に訴へる強い誘

我國提出
の條件附
空爆禁止
案

惑を不斷に受けるからである。更に毒瓦斯戦に於ける犠牲は戦闘員、非戦闘員の區別なく、この點より日本政府は毒瓦斯戦を空中戦よりも一層恐るべきものと考へる。然るに幹部會の大多數は日本代表部の主張を無視し、報復手段並に防衛手段としての毒瓦斯使用を容認した。戦争方法に關する禁止條項が一朝有事の際果して十分尊重されるか否かは萬人の齊しく懸念なき能はざる所であると言ふまでもない。禁止條項侵犯の危険は不斷に存在する。艦艇が飛行機を搭載する限りは危険は絶えない。これ等艦艇は八吋砲を有し、裝備堅牢を極め、特に有力な巡洋艦の如きは排水量二萬七千噸、速力三十ノットに及んでゐる。しかしこれ等の艦艇の弱點は一に飛行機、發着甲板にある。而して空爆はこれ等の艦艇に對する最有効の報復手段である。日本政府は空爆に依る防衛手段を廢棄するには之に對し代償を要求するものである。華盛頓條約は航空母艦を制限したが、倫敦條約は華盛頓條約に基く情勢に殆ど何等の變更をも加へなかつた。余は倫敦條約に依る不幸な結果を擧げざるを得ない。倫敦條約は締約各國間に安全感を確立すべきものと期待されたにも拘らず、不幸却つて不安と危惧の雰圍氣を誘致したに過ぎなかつた。倫敦條約の締結に引續き行はれたる各國政治家の亂暴なる演説に鑑み、日本政府は重大なる決定を爲すに先立ち躊躇せざるを得ない。日本は空爆禁止の原因を全面的に受諾し得ないが、既に非戦闘員に對する空中攻撃の全廢に同意した。之に依り一般人員が空爆の危険に曝されることを阻止するため最善を盡す用意を有する。(「ヂュネーヴ同月八日發「聯合」」)

即ち我が代表提議の空爆禁止案は上叙の二條件を附したものであるが、その中の特に航空母艦全廢の條件は、これは既に會議の討議基礎案として決定せられたる軍縮條約案を覆へし、新に海軍政策の新討議を要求するものである、殊に倫敦條約が不安と危惧の雰圍氣を誘致したとは解し難し、といふ反對論が空爆禁止賛成者たる米國代表側から起り、遂に有耶無耶の裡に葬られた。

想ふに問題の難關は、英國が前記の提出意見中に記せるが如く、たとひ爆撃機を全廢しても、他種の機に

有耶無耶の裡に葬らる

問題の難關

て空爆を行はんとせば行ひ得ざるに非ざるの點にある。これ英國が軍用航空機の全廢と共に私航空機を嚴重の監督の下に置くべしと主張せる所以である。佛國は私航空機を何等かの方法にて國際化せしむるに非ざる限り、如何なる空軍の縮小又は全廢をするも效なしとして、私航空機國際化の要を力説した。その後軍備縮小會議に於ては大體右の英國提案を骨子とする決議案を採擇し、之を常設委員會の一層の審査に附託することにしたが、爾後その以上に問題は進展せず、事實その儘立消えの姿である。

一五五 由來國際條約に於て或武器の使用を禁止又は制限したる例は多々あるが、その禁止又は制限は多くは當該武器の破壊力の苛烈性に反比例するの事實を見逃し得ない。聖彼得堡宣言は量目四百グラム以下の爆發性又は燃燒性の發射物の使用を禁するが、斯かる發射物は該宣言のありたる當時まで何程も現實に使用されてなかつた。第一回海牙平和會議に於て使用禁止の宣言を爲せる窒息性又は有毒質の發射物なるものも、當時未だ戦場の常用武器とまでは進んでなかつた。輕氣球宣言も、空軍の勢力の未だ認識せられざりし第一回海牙會議の當時には列國舉つて同意したが、その認識の既に高まるに至りたる第二回の同會議の頃には、空勢力に一步進める佛、獨、露の諸國は翕然反對し、遂に之を死文同様の空宣言に化せしめた。知るべし或武器にして破壊力は苛烈性で害敵手段として最有効のものと認めらるるに至りたるときは、その禁止又は制限は容易に成立たず、却つて之が使用を適法化せしめんとすること既往の交戦法規會議が歴々示す所である。將來とても亦同様であらう。空爆の當否も亦之を商量に入れて考察するを要する。

一五五六 抑も無辜の一般常人に危害を與ふるの非人道的なるは勿論で、隨つて能ふ限り之を避くるの望ましきは亦論なき所であるが、そは敢て獨り空爆に限らず、地上の砲撃に於ても同様である。空爆が常人に

苛烈の武器の禁止は實行却つて不可能

空爆の制限は不可能なるも禁止不能

危害を與ふるとせば、それは空爆を適法せしむべき地域若くは目的物の取捨その當を得ざる結果で、空爆そのものの罪ではない。それ既に空戦を適法と認むる以上は、特定の地域又は目的物の破壊も亦適法と認めざるを得ず、既にその破壊を適法と認むる以上は、破壊の目的を達するに最有効なる空爆を禁ぜんとするは論の許さざる所であらう。事實何れの國も空爆に依りて敵の軍隊、軍事工作物、その他謂ゆる軍事的目標を破壊するの最有効なるを信ぜざるはなく、又敵より何時空襲を受くるやも測られざるに於て、先んじて敵に之を加ふるの要をも認めざるはない。故に空爆は、その爆撃を加ふる目標又はその位置に關し相當の制限を加ふるは可なるも、之が絶對禁止は作戦上の必要に鑑みて容易に協定し得ざる關係にある。のみならず一歩進んで云へば、元來科學の進歩に伴ふて當然發達する新戰術の應用を強て禁壓せんとするのは抑も無理な話で、たとひ國際條約にて之を禁じて見た所で、實際に臨んでは直ぐ破れて了ふのは理の賸易き所である。苛烈なる加害手段を以て人道に悖戻すと爲すの見には一理なきにあらねど、加害手段が苛烈であればあるほど戰亂を比較的迅速に收局せしむるに效ありて、それだけ人道主義により多く合致するとの論——必しも正しい論とは首肯し難いが——も立たぬでもないから、人道主義から空爆を禁せんと云ふのも實は論理一貫しない。爆撃が非人道的ならば砲撃とても非人道的と謂ふべく、特に人道主義的見地に於て甲を排して乙を恕するの理由もあるまい。要するに空爆は空爆それ自身に於て故さら排斥すべき理由もなかるべく、ただ無制限の濫用を違法として戒むれば足りるのである。

重ねて言明するが、空戦に於ても人道主義の尊重すべきは勿論である。如何なる空爆適法論者の間にも、人道主義の如きは空襲には之を顧慮するに及ばずと曾て論斷せしものあるを聞かない。ガルナーの所説には

『この問題を深く研究せるスベイトの結論は、如何に學者が航空機の戦時の使用を非なりと論ずるにせよ、その使用禁止論は美なる夢に過ぎざるに似たりといふにありて、即ち「地雷、水雷、榴霰彈等を眼中に置き、將たボロヂノの大堡砦「モスコウの西方約一百軒に位する一小村 Borodino」、一八一二年九月、ナポレオン大に露軍を此に敗り、佛軍の損害三萬に對し露軍のそれは五萬に達せりといふ謂ゆる Moscow 河の役」、ロルト「ハーボアの血戰場」米國ヴァージニア州の一邑 Cold Harbor」、南北戰役に於て南軍が二回引續いてグラント將軍の率ゆる北軍を敗り、約一萬五千の損害を北軍に與へたる激戦地」、若くは旅順の二〇三高地の戦跡を記憶するに於ては、之を現在の戦具に照し、果して航空機をば人道の理由に於て排斥し得るであらうか。たとひ破壊の具として之が使用を禁ずるにしても、果して之を單に偵察用に限り得る實際的可能性があるであらうか。』と云へるが、この所見は航空機そのものの性質とその使用方法を混淆せる嫌がある。上空よりの爆彈投下は地雷、水雷、榴霰彈等の使用に比して必しもより以上慘酷であり非人道的であるとは勿論云へない。けれども兩者の異同は、後者に依る破壊は之を戰闘軍隊及び適法の攻撃目標の上に限るを得るに反し——スベイトの引例せる上叙の戦闘に於ては則ち然りであつた——空下爆撃は多くの場合に於て無辜の非戰闘者及び私有財産を違法の破壊の危険に曝すことなしには、過去の經驗上その目的を有効に達し得られざるの事實にある。航空機も潜水艦と同じく敢てその適法の使用を非なりといふのではなく、ただ國際の條約及び慣例が人道のため且平和的非戰闘者の保護のために立てたる法則を無視するが如き結果を齎す所のその使用を非とするのである。孰れにしても航空機に依る攻撃は、須らく之を戰闘地帯に限るべく、戦線を背後に距ること遠き都市村落へのそれは禁すべきである。』(Garner, *Int. Law & the W. W. I.*, § 308, pp. 486-7)

とある。この説の末段の一句は、相當勢力の陸上部隊その他重要性の極めて大なる軍事施設、軍事工廠等にしても、敵が之を戦線より遠き背面の都市村落等に屯在又は設備すれば、對手は如何に之を破壊することが作戦上絶對必要であつても、之に爆撃を加ふることを得ざらしむるもので、空戦の性質及び軍用航空機の使

命に鑑み大に議すべきの餘地あれど、他の部分には首肯すべき點が確にある。尤も彼が援用せるスベイトとて、必しも空爆の無條件的讚美論者ではないのみならず、追て紹介する如く、軍事的目標以外の例へば鐵道、水道、運河の如き物件に對する爆撃は、常人に與ふる危害を能ふ限り少なからしむるため、特に夜間に限りて之を行ふことを得と爲すべしとの意見を提する位で、常人の生命財産の尊重を要求する點に於ては敢てガルナーに譲る所ないやうである。

想ふに空下爆撃は、如何に人道論者の反對あるにもせよ、作戦上の實際的要求よりして將來の戦闘に於て益々活用せらるべく、しかも管に城砦や野戦陣地に對してのみならず、敵國の資源の中樞たる工場地に向つて最も盛に行はるべく、又之に向つて行ふに非ずんば交戦の目的は迅速に達成するを得ないから、空爆の絶對禁止の如きは迂儒の空想に過ぎない。海牙輕氣球宣言や陸戦法規慣例規則第二十五條の謂ゆる『如何ナル手段ニ依ルモ』が孰れも今日事實に於て死文同様であることは既に述べた如くである。現代の實際問題としては、要は空爆の適法は之を認むると同時に、交戦の法規慣例の根本觀念に於て當然尊重せざる可らざる所ものは努めて之を尊重する、といふその精神より能ふ限り逸脱せざる範圍に於て之を行ふべきを條件とする外あるまい。別語にて云へば、空爆の適法は之を認め、ただ特定の制限的條件の下に嚴にその濫用を取締る注意以外に可能的原則は立て難いであらう。

一五五七 この制限的條件として第一次大戦中に實例として示され、特に大戦後に於て提唱せられたる學說を綜合するに、大別して之を二つに見ることが能きる。一は作戦地域主義で、即ち敵の作戦地域であれば如何なる都市村落にても、所在建物にても、之に對し爆撃を加ふるを妨げずと爲すものである。第一次大戦

中獨逸は主としてこの主義を執り、而してその作戦地域なるものを極めて廣意義に解し、巴里は勿論、倫敦の如き一般に不防守地と目せらるる都市をも、そこに軍需品の蓄積あるの故を以て之を作戦地域と認め、憚らず之に爆撃を加へたものである。

當時英國側にては之を違法の爆撃なりと論じ、海相バルフォアは下院に於て『倫敦は何人も知る如く、文明の交戦法規の下に於てこの種類の攻撃の目的物と爲すを得ざる都市で、このことは何人よりも獨逸人彼等自身が最も善く承知して居る筈である。』と述べて大に獨逸の非を鳴らした。之に對し獨逸は辯じて曰く、『巴里は佛人自ら誇る如く堅固なる一大要塞で、即ち明かに防守されたる都市である。倫敦も對獨逸作戦の策源地で、殊に軍需品蓄積の中心地であるから、これ亦防守されたる一都市である。一國の國防が都市に依りて維持せられ、該都市の存在が敵の作戦行動に妨害を加ふるに足るものであらば、その都市は防守されたる都市である。軍隊の駐屯なく、住民舉げて平和的生業を営み、何等敵對行爲の目的に使用されざる所は謂ゆる防守されざる所なるも、そこに信號所を設け、若くは敵の航空機に對する射撃を行ふが如きことあらば、既に化して防守せる都市村落となつたもので、之を當然砲撃又は爆撃の目標と爲すに妨げない。常人の殺傷は氣の毒なるも、爆弾投下は精密に破壊地點を限定するを得ないから、常人の殺害を蒙るも亦已むを得ない。英佛軍とても例へばフリードリッヒスハーフェン、フライブルク、その他全然不防守の幾多の土地に爆撃を加へたことありて、之に比すれば獨逸軍が以上の如き防守せる都市と解釋する所に向つて爆撃を投下したのは毫も違法でない。』と。尤も英國にありても、大戦直前の一九一四年四月、英國のチャクソンと云へる大佐は倫敦の或所での演説中に

「倫敦の如き軍用倉庫、兵營、無線電信所等の施設ある都市は當然敵の空爆を遮る能はざるものである。倫敦官憲にして倫敦が防守されたる都市に非ずと稱して敵の空爆に對抗せんとするならば、敵は「然らば降伏せよ」と吾等に命ずるに相違あるまい。この命令は決して無理とは云へない。」(Garner, *Rec. Dev. in Int. Law*, p. 168)

と述べたとあり、又第一次大戦の附なりし一九一七年の六月二十六日、英國上院にてモンタギュー男は「倫敦を不防守市といふが如きは全然欺瞞のみ」と聲言し、その他 F. W. Lancaster, *Aircraft Warfare*, 1916, p. 121 にも「倫敦は交戦の指揮に關係ある行政官廳を有するが故に攻撃の適法の目的物なり」と論ぜりとある (Spaight, *Air Power*, p. 325)。これ等の論據の當否は別とし、獨逸は同時に「吾等の爆撃するものは主として軍需品工場、軍隊、及び軍需品輸送機關たる鐵道停車場等に外ならず。」と一再となく聲言したこともあるので、この點よりすれば獨逸も畢竟軍事的目標主義を執つたものと云ふべきであるが、大體に於てはその空爆を作戦地域主義に基礎づけたものである。

この作戦地域主義に相對する他の一は英佛兩國の執りたり軍事的目標主義で、即ち敵の作戦行動に直接關係のある目標であれば、それが何れの所在たるを問はず之に爆撃を加へて可なりと爲すのである。軍事的目標主義は必しも空戦あるに至りて始めて案出せられたものではなく、既に一九〇七年の海牙議定の海軍力砲撃條約に

第二條 右禁止「不防守の港、都市村落等の砲撃禁止」中ニハ軍事上ノ工作物、陸海軍建設物、兵器又ハ軍用材料ノ貯藏所、敵ノ艦隊又ハ軍隊ノ用ニ供セラルベキ工場及設備、並港内ニ在ル軍艦ヲ包含セザル

モノトス……

とあるが如く、これ等の諸物件は、たとひ不防守の港、都市村落等にありても、砲撃の目標として適法に之を砲撃するを得と爲したもので、即ち軍事的目標主義は疾く同條約に於て採擇せられた所のものである。けれども空戦に於ては、それが一層鮮明に謳はるるに至つた。精しくは追て軍事的目標のことを説く所に譲り今措くとする。外に追て紹介する如く、スベイトの主張する敵國經濟力破壊主義もある。即ち現代の戦は敵の軍隊のみならず、いや軍隊そのものよりも軍隊を支ふる國民の志氣、及び軍隊に物資を供給する諸工業の根幹に向つて打撃を加ふるを主眼とするに鑑み、その施設に——人命でなくして専ら財産に——對して加ふる空爆は、若干條件の下に原則として之を適法と爲すものである (Spaight, *Air Power*, Chap. X)。然しながら、これは爆撃の目的物を特に或種類の經濟施設に置くものであるから、右の軍事的目標主義の中に入れて見るも妨げない。

一五五八 この兩主義の得失を一言にして要約すれば、第一の主義は空爆を作戦地域といふ一定の地域のみに限らしめ、その以外の都市村落への空爆は之を禁ずるといふにありて、これは砲撃の法則をその儘爆撃に移すもので、恰も大砲を空中に吊下げて砲撃を上から垂直に發射するのと擇ぶなきものであるが、然る場合には空軍は陸軍又は海軍の行動と離れて單獨に活動することができなくなり、隨つて空軍独自の機能を發揮するの餘地なく、交戦の行動上甚しく掣肘を受くべき關係から、大空軍國は到底之に賛成する筈なしといふ短所がある。第二の軍事的目標に限りそれが戦場の内外何れの處にあるを問はず、多少の制限は受くるも之を爆撃するを得と爲すの案にありては、謂ふ所の軍事的目標の何たるかを理解しさへすれば、機乗員は或物件を爆撃することの適法なるや違法なるやに惑ふことなく之を行ひ得る譯で、隨つてこの方に實行の可能

その得失

性が多い。第一次大戦以後の學説は、その大勢靡然として軍事的目標主義にある。而して海牙空戦法規案も亦大體に於てこの主義を採擇したのである。

第二項 空爆禁止の特定事項

一五五九 支那事變に於て皇軍の廣東爆撃のことあるや、實情の認識不足に基く種々の非難は當時英國下院に質問となりて現はれ、空爆取締論が一二の議員に依りて叫ばれたが、その折首相チェムバーレンは之に對する答辯中に於て『予の所見にては、陸戦及び海戦に於けると均しく空戦に於ても適用せざる可らざる國際法の原則が茲に三つありと信ずる。即ち一は非戦闘者に對し故意に爆撃を加ふるの違法なること、二は爆撃は適法の軍事的目標に對してのみ行ふを許さるべきこと、三は軍事的目標を爆撃するに方りても相當の注意は施すを要することは是れである。』と云ひ、併せて一般民衆に對する威嚇爆撃の不可且無益なることを述べ（一九三八年六月二十一日）、議院は喝采を以て之を迎へ、内外の英字諸新聞紙もこの答辯を嘖々稱揚せる風であつた。けれども、これは敢てチェムバーレンその人を俟つて始めて知るべき原則でもなく、海牙の空戦法規案は夙にこの主義を基調としたのである。同法規案の最主眼たる第二十二條乃至第二十四條は、實にこの主義が骨子となりて編成せられてある。彼にして今さら右を空爆の三原則として提唱する、寧ろ一步進んで當年の空戦法規案を國際條約化せしむることに向つて一臂の力を添ゆるの賢明且捷徑なるに若くまい。

空戦法規案の爆撃禁止規定

一五六〇 海牙空戦法規案第二十二條及び第二十三條は、空爆を行ふことを得ざる四つの事項を規定する。即ち（一）普通人民の威嚇、（二）軍事的性質を有せざる私有財産の破壊又は毀損、（三）非戦闘員の損傷、

若くは（四）現物の徵發又は取立金の支拂の強制、以上の目的を以てする空爆の禁止がそれで、之を條文に就て示せば左の如くである。

第二十二條 普通人民を威嚇し、軍事的性質を有せざる私有財産を破壊若くは毀損し、又は非戦闘員を損傷することに目的とする空中爆撃は之を禁止す。

第二十三條 現物の徵發又は取立金の支拂を強制することを目的とする空中爆撃は之を禁止す。

一五六一 先づ以て普通人民の威嚇を以てする爆撃の禁止であるが、爆弾を敵の軍人と常人との區別なくその頭上に將たその都市住宅の上に、無差別的に投下して直接には恐怖の念を極度に起さしめ、間接には民衆を促して講和の運動を起さしめんとすことは、第一次大戦中交戦諸國孰れも之を行つた所である。必しも常人への威嚇を當初から目的としたのではなく、目的は主として諸般の軍事施設の破壊にあつたにもせよ、その結果に於ては、少なくとも同時に常人に對する威嚇のためともなつた。殊に獨逸側では、敵國の常人に威嚇を加ふることに依り民衆をして都市防禦の須要を叫ばしめ、その政府を動かし、都市防禦の方に兵力を割いて戦線のそれを弱めしめんとする牽制策が主であつたとも稱された。或はその意味も或程度にあつたかも知れない。而して空爆の目的の上から、それが當然のことと信ぜられた。『空爆が直ちに敵國の心臓に位する目的物に向つて行はるるを常とし、且敵の抵抗力を挫折することの目的に有效なるのは、その恐るべき精神的効果あるが故である。爆撃の精神的効果が有形的効果以上に遙に大切なることは、既に一九一八年に認められた所である。空爆の有形的効果の大なるは勿論なるも、心理的效果は更に之に倍蓰すること大戦の經驗に照し多數の専門家の立證した所である。』(Spraight, Air Power, p. 5)とあるが如く、威嚇的爆撃の敵國民

普通人民の威嚇的爆撃

に與ふる心理的效果の時に甚大なることは否み得ない。第一次大戦中の一九一五年より翌一六年に互れる獨逸ゼッペリンの累次の來襲が倫敦市民に與へたる總損害は死者五百、負傷者一千二百三十四といふ割合に輕微のものと報ぜられたが、その及ぼせる恐慌は極めて大で、工場従業員は夜勤を肯せず、軍需品の生産率は六分の一に減じ、市民にして毎夜地下鐵道に潜り込む者約三十萬、外に穴藏に夜を過す者約五十萬と稱せられた。その如何に恐慌を一般市民に與へたことの大なる、推して知るべきである。尤も支那事變に於ける皇軍航空機の支那都市爆撃に對しては、その初期に於ては兎に角、後には住民の多くは餘りに慌て騒がず、來襲の皇機を仰いて打眺め、何處へ爆弾を投下するかと口をあいて凝視する風もあつたやうである。これは一は國民の神經の鋭鈍の相違にも由らんが、要は皇機の目標の狙撃が精確で、特定の軍事施設物の直近以外には危険少なしとの念情が次第に萌すに至つた關係にもあらう。

一五六二 威嚇的爆撃に關しては、それは概して所期の効果を齎らすものでなく、却つて敵國民の敵愾心を彌が上に固めしめ、その反抗力を一層高むるの結果となるに過ぎずといふ見方もある。威嚇爆撃が果して却つて民衆の敵愾心を鼓舞するの逆結果となるものなるか否かは被害の程度にも由るべきが、一は國民性に依りその相違があらう。敵の威嚇爆撃のため民衆の意氣忽ち銷沈するもあるべく、銷沈よりも無關心たるものもあるべく、將た怒髮愈々冠を衝き、最後の一人となるも國土を守つて倒れんと彌が上に奮起するものも無論あるべく、畢竟は國民の性情如何に由る話で、一律には論じ得られまじく、問題は寧ろ威嚇爆撃そのものの損益如何にあらう。陸上の攻圍にありては、攻圍地内の男女老弱を恐怖せしめて開城を促す一手段として、攻圍地全體に向つて砲火を浴せることは之を適法とする。けれども實際に於ては、攻圍軍は事情が許さば砲撃

威嚇は却つて敵愾心を高む

に豫告を與へ、以て能ふ限り威嚇を唯一の目的とする砲撃を避けることは稀でない。又威嚇的砲撃のため如何に市民の敵愾心を固めしむるの結果となつた所で、それは限りある一地方内のことたるに止まり、結局開城に一步は一步より近づく迄である。然るに空爆にありては、恰も海軍力に依る陸上砲撃と同じく、その専ら目的とする所は特定目標の破壊にありて、土地の開城占領ではないから、威嚇爆撃に依りて敵の全國的反抗心を高めしむることは、それだけ攻撃軍の不利となるに止まる。又よしんば斯かる反對の結果なしとするも、單に威嚇の目的を以てする爆撃は、徒らに無辜の常人に危害を與ふる以外に軍事上さしたる實益なく、人道主義からも將た功利的見地よりするも、必要なる加害たる外ならない、といふ説は威嚇的爆撃禁止論者の往々唱ふる所で、空戦法規案第二十二條の威嚇爆撃禁止規定は、これが蓋し理由の一半を成せるものと思ふ。

一五六三 支那事變に於ては、皇軍は單に威嚇の目的のみを以てする爆撃とは曾て之を行へることありしを聞かない。然るに或時(昭和十三年の五六月の交)、帝國海軍航空隊の廣東爆撃を執行したる折、倫敦にては實情の認識不足に基く種々の誤解や非難が起り、或日(同年六月十四日)抗議委員數名打揃ふて我が吉田大使を訪問せる由なるが、その際大使は彼等に向ひ「日本は廣東を爆撃するの要ありしに非ず、ただ戦局を迅速に拾收せんがため同市の支那民衆を威嚇するの目的にて行へるのみ」と説明せりと報ぜられた(六月十五日倫敦發「ロイター」)。抑も帝國海軍航空隊の廣東爆撃の目的は、軍需補給の最大重要地點と化したる同市の軍事的活動を破壊するにありて、民衆威嚇のためでは全然なかつた。のみならず民衆威嚇のためにする爆撃は前掲第二十二條の禁する所で、空戦法規案は法的拘束力を有せざりに拘らず、その精神は帝國

支那事變に於て皇軍の誤理傳

海軍に於て始終之を尊重したものである。故に『ロイター』の傳へたる吉田大使の説明なるものが眞なりしとせば、それは帝國海軍の意圖に副はざる誤解の言であつたこと辯明する迄もない。當時上海の有力なる——但し日本に對し非同情的なる——一英事新聞（當時上海に在りて帝國海軍の帷幄に參與し居れる譯者の日常注目する新聞紙は専ら上海のそれであつた）は之を論評し

『東京及び支那に於ける日本の代辯者は常に曰ふ、廣東は今や公開都市に非ず、その爆撃は専ら軍事的目標を破壊するにありと。然るに吉田氏は日本大使たる資格に於て、爆撃は戦局を迅速に拾收せんがため主として民衆を威嚇するにありと言明する。その孰れの言が正しきか。威嚇爆撃の信者は往々之を以て戦局の迅速拾收手段と思惟するが、彼等は過去二年間の西班牙の状況はまさにこの思想を裏切るものなることを知らない。西班牙の叛軍は無辜の常人に對し無慈悲の爆撃を不斷に行ひ來つたが、官軍側の民衆の胸中に恐怖の念を植付けることには一向成功しない。上空よりの死の雨は西班牙の共和黨を威嚇するに寸效を示さない。支那に於ても結果は同じであらう。……日本の軍事官憲の廣東は公開都市に非ずして爆撃を適法に加へ得る一の軍事的目標なりとの見方には一理なくもない。然しながら威嚇のためにする爆撃は總て目標を軍事的のそれに限局せず、能ふ限り廣き範圍に死傷及び破壊を振盪くのが最捷徑であらう。廣東の爆撃は則ちそれである。吉田大使は醜い化けの皮を露はさしめた。再び怪物を袋中に收め隠すを得る機會はあるまじ。』(The North China Daily News, June 17, 1938)

と云へるが、我が廣東爆撃の揚足を捉へんと待構へ居りたる國外の評論家に取りては、その誤傳に基けるにせよ、兎に角帝國外交代表者の説明と報ぜられし所のものでありしだけ、右はまさに鬼の頭でも取りし概があつた。

威嚇爆撃

一五六四 然しながら皇軍の威嚇爆撃の虚傳のことは暫く別とし、問題は畢竟威嚇爆撃の禁止規定の實際

禁止規定の効力は疑はし

的効力の如何にあらう。現代の戰略戰術に於ては迅速は決勝の一大要件である。故に開戦とならば眞先きに敵の中樞神經に爆撃を加へる、殊に敵の動員の完成せざる中に之を加へる。之がためには、敵の前線よりも寧ろ背後を爆撃にて攪亂せしめる。敵の政府機關、經濟機關、兵站基地、軍事工場、發電所等を最迅速に破壊する。これは空軍の敵に向つて劈頭第一に試むる所であるべく、而してその爆撃破壊は敵の一般民衆に對しては大なる威嚇で、必然大恐慌を惹起せしむるに相違ない。故に如何に威嚇的爆撃は相成らずと命じて見た所で、空軍優勢國は之を行ふに躊躇する筈あるまい。現に右の禁止規定のある空戦法規案の成れる一九二三年以後に於て、佛國政府の部に發したる空戦操典には『空下爆撃は常に有形的手段を通じて行ふに止まらず、その長所とする驚怖の精神的効果を期するものである。この効果の實を擧げんがためには、爆撃隊は常に隊伍を組んで行動するのみならず、破壊及び脅威の任務を繼續的に遂行するを要す。』とあり、又米國の航空戰術學校の綱領書にも『戰闘の始めにありては、爆撃は敵の軍隊集中を鈍らしめ、軍用材料及び軍需品の製造を妨げ、且住民の中心地に攻撃を加ふることに依りて敵人の意氣を沮喪せしむるに有效なる武器である。……政治的中心地を爆撃することは交戦法規の禁する所なるも、それが國民の神經中樞地であるが故に、敵が我國の同様地方に攻撃を加ふるあらば、報復手段として之を爆撃の重要な目標と爲すに妨げない。殊にそこには重要な工場若くは軍用材料の貯藏所が在り得るから尙ほさらなり。』とある由 (Royal Aerial Bombardment, p. 115)。斯かる次第であるから、威嚇的爆撃は將來の空戦に於ても、別して空戦法規案の採擇を得ざる限りは勿論のこと、依然盛に行はるるものと見ねばなるまい。

非軍事的

一五六五 次は非軍事的性質の私有財産の破壊若くは毀損を目的とする爆撃の禁止である。私有財産とて

私有財産
的爆撃

も軍事的性質を有するものは、將た我方に於て作戦上の絶対必要あるときは、之を破壊するに毫も妨げないが、その軍事的性質を有せざるもの、若くは我方に於て作戦上の絶対必要あるに非ずして、單に破壊せんがために破壊するといふのでは、畢竟無益の破壊たるに過ぎない。空戦法規案の之が禁止を明規したのは、事固より當然である。

非戦闘者
的爆撃

一五六六 第三は非戦闘者を損傷することを目的とする爆撃の禁止である。非戦闘者とても、諸般の軍事施設乃至は軍事工業に従事するもの、將たその所在地點附近に自己の危険に於て居住、出入、徘徊するもの等は、爆撃の危害を受くるも苦情を云ひ得る限りでない。これは敵の軍事的目標に對する適法の爆撃を適法に實行するに方り、不可避的に附隨する結果として、その加害は當然寛恕せらるべきである。然るに斯かる附隨的結果としてではなく、初めより非戦闘員への加害そのものを目的として行ふ加害とありては、その爆撃に依ると砲撃に依るとに論なく、作戦上無益の加害であり、隨つて人道主義の許容せざるものなることを言を俟たない。

第一次大戦
中の例

一五六七 然るに第一次大戦にありては、空爆は英佛側にては當初専ら之を敵の防衛地若くは軍事施設に對して之を行ふことに居つたやうであるが、獨機が英佛の上空より無差別的に(と傳へられた)爆弾を投下し、危害を常人の生命財産に與ふることその度を重ぬるに及び、英佛側にても或程度に同様の爆撃を以て之に酬ひたること幾たびがあつた。

英佛側の行へる當年の報復的爆撃に就ては、英國内にも賛否の論が交々聞えた。殊に一九一七年三月、獨機が英國病院船 *The Asturias* 及び *The Gloucester Castle* を水雷にて撃沈するや、英國は之に對する報復と

して同年四月十四日、獨逸の *Freiburg-in-Breisgau* 市に空爆を行ひ、時の樞相カルゾンに於て『これは敵の人道に對する犯罪の再演を防止する手段のみ』と説明した(*Spaight, Air Power, p. 44*)。けれども報復の當否は上院に於て問題となり、翌六月二十六日の同院に於てストラチャー、ダービーの諸卿は英國は斷じて獨逸の蠻行を學ぶべからずとて之に反對し、ブライス子の如きも一新聞紙への寄書中に於て『英國は當初より海牙諸條約及び非戦闘者の權利を尊重し來つた。獨逸が白佛兩國に於て、又土耳其がアルメニアに於て、その行ひ來れる野蠻の政策を我が英國にして摸倣するが如くんば、これ我等自身を獨逸諸國の水線まで引下ぐるに同じである。』とまで痛論し、外相グレーも報復反對意見を夙に一九一五年十月二十八日の下院に於て述べたとある(*Garner, Int. Law & the W. W., I, § 311, p. 400, n. 1*)。佛國の下院に於ても、將た一般國民の間にも、報復的爆撃は人道に反し、文明戦の法則に反すと爲して之に反對する者も少なからずあつた(*Ibid., p. 402, n. 5*)。けれども獨逸膺懲論の叫聲も却々高く、英佛兩國共に政府は全然之を無視する能はず、遂に一九一七年の末頃から、報復手段として獨逸の都市に無差別的の爆撃を行つた。之に對し獨逸側では、更に報復の又報復に訴へた。獨逸國內にては、公開都市に對する空爆は軍事上何等實效なきものであるから、宜しく之を相互に廢めにすることを敵と協定すべしとの運動が市民間に起り、萊茵地方の十ヶ市は一九一八年十月、遂に之に關し獨逸大本營に請願する所あつた由である(*Ibid., p. 403*)。

一五六八 これ等の始末を紹介せるガルナーは、その記事の終りに於て論じて曰く。

『報復、殊に之に伴ふ軍事的利益が僅少で且徒らに無辜の非戦闘者を殺傷するに過ぎざる報復の得失及び道徳性に就ては、古來今に至るまで意見の歸一を見ない。國際法學者の多數は之を非とし、萬一之に訴ふる場合は慎重に、且復

報復手段
としての
無差別的
爆撃

仇の精神に發することなく、且敵の違法の反復を妨避するの目的に於てのみに限るべしと説く。之に反し報復を可なりとする論者は、報復は不誠實なる敵に向つて交戦法規の遵守を強要せしむる唯一の手段なりとして辯護する。報復は孰れの大戦の歴史に於ても實例多々ありて、慣例上是認せらるる所なるが、報復は敵をして非行を廢せしめるよりも多くは却つて益々之を演ぜしむることになり、且戦闘を蠻性に劣下せしむる傾向あるから、その是認設に就ては疑なきを得ない。且報復は、その犯行者よりも寧ろ無辜者に危害を與ふることになるべく、殊に公開都市に對する空爆に於て然り¹⁾ (Ibid., 403-4)

これも蓋し適切の見たるを失はない。スベイトは空爆を報復手段として行ふことを絶対に禁ずべしとまで提説する (Spaight, *Air Power*, pp. 35, 46)。それが果して實行し得べくんば、斷じて之を禁ずるに若くはなきこと寸毫も容れない。報復は暴を以て暴に酬ゆるもので、國際道德の容認せざる背理のものたること論なき所である。けれども報復は、言はば一の勢である。敵が明かに交戦法規違反の行爲に出で、而して尙ほ且之を反覆行ふに憚らざること歴然たる場合に於て、之を反省せしむるに全然他途なしとならば、對手は已むなく勢ひ同じ違法手段に訴ふるの外なきに至る。これが報復で、違法ながらも國際法が之を寛恕する所以はそこにある。報復の當否は報復そのものの當否ではなくして、依つて以て對手の違法行爲を禁ぜしむることの可能性如何にある。當否を以て論せば、その否なること昭々乎として疑を容れないが、他に執るべき手段なきに及んで、勢が已むなく之に訴へせしむる。そこに以暴酬暴の寛恕が存するのである。

然しながら報復は或場合に已むなしとするも、その濫用の嚴に戒むべきは何等反論を容るるの餘地なき自明の理である。殊に空爆はガルナーの指摘せる如く、その常人の生命財産に危害を及ぼすことの一層甚大なるに鑑み、之を報復手段に利用するの能ふ限り避止したきは繰返す迄もない。且已むなく報復手段に訴へし

むる所以の原因たる敵の違法手段も、交戦法規そのものの明白なる違反の場合に限ること、又その報復手段とても、同一若くは同様の、即ち類似性に甚しき懸隔なき種類のものたるべきである。たとひ我に取りて不利なる敵の行動にても、それが直接戦闘に關係極めて薄き例へば政治的行動であらば、之に對し報復の名に於て膺懲手段を執るが如きは、これ明かに報復の濫用で、それは容認せらるべきでない。之に關聯し、世人の時ありてか抱く一の謬見を匡すため、昭和七年春の上海戦の際に於ける我が海軍航空機が閩北の商務印書館、勞働大學、その他若干の保護建物の上に加へたる爆撃の理由を一寸述べて置きたい。(これは次項の軍事的目標の性質を説く所に於て論述すべきものなるも、この爆撃が當時世間の一部に誤つて報復手段としての如くに傳へられたから、その誤謬を一掃するため便宜上此に記するのである)。

一五六九 當年の上海戦は謂ゆる法的戦では勿論なかりしも、兎に角文明の交戦法規慣例の精神を忠實に恪守せる帝國海軍に於ては、上海閩北の商務印書館その他教育建設物に對し相應に爆撃を加へた。商務印書館は支那の關係事業家の私有財産であり、同館附屬の東方圖書館その他上海郊外所在の若干の大學は、紛らうなき學術用の建設物であるから、よしんば空戦法規案第二十二條及び次項に述ぶる第二十五條の明文なしとするも、その包藏する數萬の圖書珍籍と共に、原則として宜しく之を尊重すべきは言を俟たない。けれども我軍は之に對して容赦なく爆撃を加へた。その理由を一言にして云へば、これ等建設物が悉く化して支那軍の主たる壘砦となり、據つて以て我軍を狙撃する重要な軍事建設物と化したからである。然るにこの理由に就ては、當時邦人の間にも誤解があり、その誤解に基いて支那及び第三國の人々の間にも往々誤れる觀察が傳へられた。

昭和七年
の上海戦
に於ける
誤報

といふは、當時會々上海巡遊中なりし我國の基督教長老團（中に米人宣教師もあつた）が同地の日本人俱樂部に於て居留民會長その他有力なる在留本邦人と會見し、その際交換せられたる質問應答として上海諸新聞（昭和七年三月十八日の）に報道せられたる所に依れば、これ等文化的施設物の破壊の理由如何との質問に對し、居留民代表側の答辯は、

『商務印書館は抗日的宣傳の中心であつた。又開北に於ける支那軍の主なる壘砦で日本人に向けて發射せられ租界内に落下したる砲弾は、多くは同書館からの發射であつたから、同書館の破壊は文化的見地よりせば如何にも遺憾のことであつたが、作戦上絶對の必要であつた。』

とあり（右の後段の見方は正しい）、又學校その他教育機關の破壊に關しては、

『國民黨擡頭以來の支那の教育は、最早や眞個の意味に於ける教育ではなく、化して政治的宣傳の道具となつたもので、殊に江灣鎮の労働大學の如きには、學生をば苟も抗日的軍隊に化せしむるに就て凡ゆる必要の準備が備はつてあつた。その曾て政治的宣傳や軍事的目的に使用せらるることなかりし教育の施設物に對しては、日本軍は曾て故意に之を侵すなかりしこと現に復旦大學の例に見るべく、同大學の建物及び一切の什器は殆ど何等の損害を蒙り居らず。』と答辯したとある。

一五七〇 教育機關その他の文化的施設とても、それが化して敵軍の壘砦となり、若くは之を破壊することとが我軍の作戦上絶對の必要であるといふ場合には、之を破壊すること勿論違法でない。一八七〇年の普佛の役に、ストラスブルク市の一大圖書館を佛軍側にて軍事上に利用すとの理由を以て、普軍は之に砲撃を加へ、圖書四十萬卷、その他貴重書の寫本二千四百冊を灰燼に附した。同圖書館が普軍の云へる如く果して軍事上に利用せられたものか否かは詳でないが、假に利用せられたとしたならば、その爆撃を違法とすべき理由

抗日宣傳の具は爆撃の理由とならず

は無い。商務印書館に就ても亦同様である。故に前掲の上海居留民代表側の説明の後の一半は確に正しきものであつた。けれども、それが政治的、抗日的宣傳の具であつたとの理由を以て之を破壊するのでは、交戦法規の文字及び精神の上から、何等辯護の理由なきもので、斯かる説明は最負の引倒しであり、寧ろ有害な辯明である。講者は同春（昭和七年）の上海の戦闘終止の直後の或日、邦人の一客と上海の郊外をドライブして復旦大學の前を過ぎし折、彼は講者に向つて『この大學も抗日的學生が澤山居つたのに、何故に此をやつけなかつたのであらうか。』と訝り問ふたので、講者は『抗日學生の存在は以て校舎を破壊するの理由となりませぬ。若しそれが理由になるならば、平素日本に不利な意見を有する敵國及び第三國の新聞雜誌社、はては個々の著述者、論客等に至るまで、それを悉く破壊及び殺害せねば御満足は能きまい。』と説き聽かせたことがある。斯ういふ思想が動もすれば世人に抱かるるのであるから、商務印書館その他二三大學の爆撃の理由は、軍の當局たる者餘ほど能く説明するのなれば、支那及び第三國の人々の間に甚しき誤解の種となるを免れじ、とは當時講者の痛感せし所であつた。

一五七一 第二次大戰に於て獨逸が蘭、白、佛を席卷し、對英作戦上極めて有利の地歩を固むるや、英本土に對する空襲は漸次活潑となれるが、九月七八日（一九四〇年）の交より倫敦爆撃は最猛烈に決行された。是より先き數日前、英機が伯林その他獨逸重要都市を爆撃するや、ヒットラーは九月四日伯林の體育館に於ける演說中に於て『英國にして我が領土に二三千挺の爆弾を投下するならば、我が獨逸は十五萬乃至は二十萬挺のそれを英國の上に浴せる。英國にして我が都市に空襲せば、我國は彼が都市を全滅せしむる迄である。』と獅子吼せるが、右の倫敦大空襲は則ちその實現であつた。ヒットラーの右の演說中には特に『無差

第二次大戰中の倫敦大空襲

別の爆撃』の語は無かつたやうであるが、敵の都市の全滅なるものを懸言せるに照し合せ、意は無差別的の爆撃にあつたと解すべきであらう。

獨逸はこの倫敦大空襲に於て最新鋭のユンカー八八型雙發爆撃機を主力とせる大編隊を活用し、その投下せる超重量爆弾は數百噸に及び、倫敦のシチーの一地區のみの火災にて七日以降十一日に至る五日間に十軒四方は火の海と化し、非軍事的の公私建物住宅、病院、博物館、その他各種の保護建設物等にして相次で灰燼化せるもの夥しく、パッキンハム宮殿、ウエストミンスター寺院、國會議事堂等、孰れもかなりの破壊を受け、人命の損害も右の五日間に死者一千百二十、負傷者四千六百六十を算し、殊に謂ゆる東端の貧民街の被害は最も甚しかりしとある。

獨軍の右の報復的爆撃が果して報復として是認せらるべき範圍に屬するや否やは、精確の資料に就て検討したる上に非ずんば何とも云へぬが、獨軍當局者の九月十四日發表の聲明には『英空軍は十二・十三の兩日伯林に來襲せず、非武装地帯の爆撃を斷念した如くに見え、之を以て獨空軍の倫敦空襲の消極化を期待する如くであるが、獨參謀本部は斯かる駈引に乗りて倫敦爆撃を中止するが如き生やさしい作戦は最初から執つてゐない。』とありし由(同日伯林發『朝日』特電)。敵が違法行爲を反覆せず既に之を止めたに拘らず、尙ほ且報復——元來の目的が反省を促すに在りて膺懲に在らざる——として敵のそれ以上の違法行爲を續行したもとのすれば、それは少し行過ぎた嫌がありはしまいか。但し報復云々を離れ、對英作戦の大目的の達成手段としての敵都空襲とすれば別問題である。

一五七二 第四は徵發又は取立金の強要の目的を以てする爆撃の禁止である。

取立金の強要のため
の爆撃

抑も陸戦法規慣例規則に於ては、徵發又は取立金の強要に應ぜざるの故を以て砲撃を加へ得るや否やに就ては明確に規定する所なく、ただ適法の砲撃を防守の都市村落に限れる結果として、右様の理由に於ける砲撃は許さざるものと間接に解釋し得るに止まるのである。蓋し陸戦に於ては、徵發又は取立金は軍に於てその地方を占領すれば能きることであるから、右の目的に於て特に砲撃を加ふるの必要は無い筈である、といふ所から之を明規しなかつたのであらう。海軍力砲撃條約にありては、取立金を支拂はざるを理由としての砲撃は許されざるも(第四條)、徵發強制のためにする砲撃は特定手續の下に於て認められてある(第三條)。これは軍艦が目前の需要を充すべき糧食又は軍需品の須要を感じ、しかも根據地に歸還するに相應の日子を要するといふ場合には、徵發を行ふに非ずんば軍艦としての生命の維持が能きぬから、自然徵發強制のために行ふ砲撃の適法が認めらるるのである。然るに航空機にありては、物資に缺乏を來すと見れば千里一瞬、直ちに自國管轄内に歸還し得るから、取立金は勿論、現物の徵發とても多くの場合にその必要は考へられぬ。且現品徵發の催告に不應諾の故を以て砲撃を加ふるのは、何程か威嚇性を含むことにならうが、威嚇を目的とする空爆は前述の如く第二十二條に於て禁ぜられてあるから(その效力の疑はしいのは別問題とし)、随つて現品徵發を目的とする空爆は之を許すに理由なしといふので、即ち米國の提案が採擇せられて第二十三條となつたのである。

一五七三 徵發又は取立金の強要のためにする空爆は斯く禁止となつてあるが、航空機は飛行中に糧食その他の物品に缺乏を來し、徵發の必要を感じることも稀にはあるべきを想像すべく(現金取立を必要とする場合は殆どあるまい)、その場合に敵地の例へば一村落到着陸し、住民に向つての徵發を強要することは勿

機が着陸
し徵發を
強要する
は妨げず

住民の之に應ぜず
又は抵抗
する場合

論妨げない。元來徴發は個々の兵が任意に爲すべきものでなく、必ず占領地方指揮官の許可を得て始めて爲すを得るものである(陸戦法規慣例規則第五十二條第二項、及び Openheim, II, § 147, p. 303)。然るに航空機にありては、それが目前の必需品を徴發するの必要に迫つた場合に、一々指揮官の許可を求むるは事實不可能であるし、又その許可を求むるために指揮官の許に歸還するの餘裕あらば徴發を行ふの必要も無い譯であるから、斯かる場合には徴發の本則に逐一拘泥するを須みず、操縦兵自身の責任に於て之を爲し得るものと解して妨げあるまい。その場合に於て、住民にして徴發の要求に應ぜず、將た抵抗を試むるが如きことあらば如何にするか。スベイトは之に答へて曰く。

『飛行士が必要の或供給を得んがために着陸し、現金支拂か受領證交付かの普通の法則に従つて徴發を爲さんとするに方り、その拒絶に會ふとせば、彼はその要求を強て貫徹するの權あると思ふ。彼れ若し抵抗を受くるあらば、その要求及び自身の防衛を完うするため、已むなくんば對手を傷け、將た或は之を殺すも妨げない。斯かる不慮の出來事は、違法とは認め難き一行動を遂行するに就ての已むなき結果に過ぎない。飛行士の上陸中機上に留まる操縦士にして飛行士に襲撃を加ふる住民ありと見ば、機關銃を發射し又は爆彈を投下して之を禦くに妨げない。けれども住民の徴發拒絶を懲罰するの目的にて射撃又は爆撃を加ふるは許されざるべきである。』

『或は云はん、飛行士は徴發を拒絶する住民を懲罰として銃殺するの權を有すと。オッペンハイムは徴發及び取立金に同意せしむるためには敵の常人に向つて武力を用ゆるを得べく、且「必要の場合には、この目的のために之を獄に投じ、將た死刑を課するも適法であること疑を容れず。」と云へるが (Openheim, II, § 116)、死刑を課するは或種の法定手續を経てのこと、茲には問題にならない、徴發の要求中自衛の範圍に於てするに非ずして、その拒絶に對する懲罰として住民を殺傷するが如き行爲は、交戦法規の許さざる所と謂ふべきである。』 (Spaight, Air Power, pp. 361-2)

この説蓋し妥當の見であらう。

以上の空爆禁止の特定事項の外、尙ほ『陸上軍隊の作戦行動の直近地域に在らざる都市、町村、住宅又は建物』の爆撃も禁止となつてあるが、これは次項の『軍事的目標』を説く所に譲るを便とする。

第三項 空爆を適法とする軍事的目標

軍事的目標の
標主義の
合理性

一五七四 海牙空戦法規案は原則として爆撃を特定の地域に限るの主義を排し、地域の如何を問はずここに存在する特定の目的物——謂ゆる軍事的目標 (military objectives)——に對しては適法に之を行ふことを得るの主義を採つた(但し第二十四條の第三號及び第四號規定の制限の下に)。即ち第一には、陸上に於ける砲撃及び海上よりするそれに於て從來見る所の土地の防守の有無を専ら又は主として標準に取るの主義を棄て(主として云ふのは、海軍力砲撃條約は第一條に於て防守の有無を標準に取るも、第二條に於ては例外的に防守の如何に論なく特定の物件を砲撃の目的物と爲すの主義を認めてあるからである)、第二には海牙輕氣球宣言が目標の如何を問はず絶對に爆彈(投射物及び爆裂物)の投下を禁ぜるその趣旨を排し、特定の目標に對しては之を許すこととしてある。

砲撃と砲
撃の各目
的相違

一五七五 空戦法規案が空爆の許容を土地の防守の有無如何に取らないで、原則として之を特定の軍事的目標に取つたのは、蓋し空爆の性質に鑑みたる(且察するに海軍力砲撃條約の許容する特定の軍事的目標の砲撃をも参照したる)至當の規定と謂ふべきである。抑も陸戦法規慣例規則第二十五條に於て、防守せざる

都市村落等は『如何ナル手段ニ依ルモ』之を攻撃又は砲撃するを得ずと規定したのは、將來の空戦を豫想せし結果ではあるが、實は相異なる目的を混同し、又随つて相異なる防守の標準を同一視したる嫌あるを否み得ない。元來都市村落の砲撃の目的は、既に前編に於ても説ける如く、主としてそこを占領するにある。然るに空爆の目的は、占領にあらずして破壊にある。砲撃も無論その目標物を破壊する。殊に海軍力に依る砲撃の目的は占領よりも寧ろ破壊にあらう。けれども概言するに、その破壊は占領に達する一の手段で、終局の目的でない。然るに空爆にありては、破壊そのものが目的である。空軍は特定の目標を破壊し了れば目的を達し、その以上に破壊したる所を占領する任務は直接之を有しない。勿論砲撃も占領を目的として行はるる地上部隊の砲撃に協力するが、それは協力に止まり、自身は占領の任に當らない。既に然るが故に、敵の陸海軍力に對する防守と空軍力に對するそれとは防守の觀念が違ふのである。別語にて云へば、假に土地の防守の有無を空爆の標準に取らんとしても、元々空襲に對しては、陸上の又は海上よりの砲撃に對する防守の觀念は存在しないのである。

爆撃は空
下地の防
守と否と
を問はず

一五七六 爆撃は空下の防守地に對しては、その地域内の軍隊、防守工作物、その他諸般の攻防施設に向つて之を行ふに勿論躊躇しない。同時に不防地に對しても、その地域内に存在する軍需品工場、鐵道橋梁その他の運輸通信施設、外に重要經濟機關に對しても、適法に之を行ひ得るのである。故に空爆は結局土地の防守と否とを問はぬのである。のみならず空戦の關する限り、世に不防地なるものは殆ど無い。都市に一の城砦なく、守備兵の營舎なく、土囊を積み塹壕に蟠據する部隊が一も無しとしても、高射砲を附近の山野に据付けて敵機の來襲に備へ、將た敵機を邀撃する航空機の格納所、飛行場等を附近に設くるあらば、空戦

空襲を絶
對に避く
るの困難

の關する限り該地方は一の防守地である。これ恰も海軍力砲撃條約の第一條第二項の留保國（日英佛獨の四國）は敵が港市の前面に機雷を敷設するの一事を以て該港市を防守地と看做すを得ると同じ理である。都市が敵機撃攘のため高射砲を裝備したるときは、その都市は以て防守地と看做すべきや否やに就ては世に否定説もあるが（例へば杉村陽太郎博士、佛文『空戦法論』第三七頁以下、田岡良一教授『空襲と國際法』第二七二頁）、敵の來寇の目的が都市の占領にあるにもせよ、將た特定目的物の破壊にあるにもせよ、苟もその來寇に對し或武器を以て抵抗するの意思あるものと推定し得らるる以上は、その陸襲たると空襲たるとに論なく、之を防守都市と見るのが合理的であらう。又たとひ高射砲の裝備なしと雖も、附近の飛行場に待機の自國航空機を驅りて敵機を來寇の都市村落の上空に邀撃し、上空にて之を防備することも爲し得るのであるから、苟も國に若干の航空機と相當距離の地點に飛行場を有する限り、如何なる都市村落にても之を防守地と云ひ得るので、随つて空襲に對しては、全くの不防地とは殆ど無いと云ふことになる。故に平面戰の觀念に於ける防守の有無を以て空襲に當嵌めんとしても方圓相合はぬ譯で、随つて防守の有無を標準に取るのは無意味といふことになる。

一五七七 斯く防守の語を廣義に解し、苟も高射砲を据付け若くは飛行場を附近地に設備すれば都市は防守地となつて敵の爆撃を受くるを免れざるものとすれば、それ等一切の設備を廢し都市を赤裸の丸出しにして置けば却て空爆除けとなり、住民を安全地帯に置けると同じ結果になるであらう。陸戦法規慣例規則の第二十五條が假に文字通り誠實に行はるるものとすれば、理はまさに爾く成らざるを得ない。けれども對手は必ずしも聖人君子であるまいから、全然不防守の都市に對しても或は威嚇のために爆撃を執行するなしとも

限らない。敢て威嚇のためでなくとも、都市内に敵國の資源の中樞たるべき經濟機關でもあらば、たとひ何等の防守施設なしと雖も（經濟機關は軍事的目標とはなり得るも防守施設に非ざること論を俟たない）、敵は之に對し爆撃を行ふに遠慮しまいから、やはり相當の對空襲防守設備を施すの必要を感ずべく、茲に防空當局者の悩みが存する。眞個に都市村落を空爆に對する安全地帯とならしむるには、常に一切の防守施設を行はざるのみならず、その中に非軍事的性質の軍事的目標すら一切設置せぬことと爲すの外ない（勿論不防衛地及び軍事的目標不存在の都市不攻撃の掟則の遵守に敵は誠意あるものと假定し）。ただ然しながら國民生活の必要が果して商工業の都市に重要經濟機關の不設置主義を許すやは實際上の一疑問であらう。

一五七八 海牙の空戦法規會議に於て討議の基礎案となりし英米兩國の提案は、孰れも土地の防守の有無如何を問はざる軍事的目標主義であつた。けれども英國案には、單に『空下爆撃は軍事的目標に對して行はれたる場合に限り適法なりとす。』とある以外に、何を以て軍事的目標と爲すかに就ては、定義も説明も無かつた。米國案には軍事的目標の語は用ひてなかりしも、爆撃し得る目的物と得ざるそれとの種目を掲記したもので、即ち意は同じく軍事的目標主義に外ならなかつた。然るに兩案の利害得失に就ては、その審査に當れる分科會の報告に

『分科會より總會に提出すべき空爆の適法の目標を規定する成案は妥協を得るに至らざりしが、その破壊が交戦者に取れて明瞭なる利益を齎すべき特定の目標に向つてに非ずして、徒らに一般常人の大衆に對し將來も爆撃を加ふるを許すが如き法規の採擇を是と爲す者としては、分科會には一人も無かつた。ただ意見の相異なる所は目的に到達するに就ての徑路と、且原則論よりは寧ろ法則を適當に言表はすべき字句の如何にあつた。』

『和蘭及び日本の兩國代表は能ふ限りの極度の制限論者で、攻撃すべき目標の性質如何を問はず苟も作戦の直近地域以外に於ける都市村落の爆撃は一般的に禁ずべしと主張した。伊國代表も亦陸軍部隊の作戦行動の直近地域とその以外とを區別し、以て爆撃を許容するの範圍を限定せんとの見地であつた。』

『本分科會にては、諸提案は孰れも多數の賛成を得なかつたので、茲に總會に對し單に討議の經過と諸提案をその儘報告するに止め、解決の任は之を總會に移すことに決した。諸提案を一閱せば、その孰れも敵の軍隊、軍事工作物、軍事的交通線、陸海軍諸施設、並に武器及び軍需品貯藏所の適法に爆撃し得るものなることを或方式に於て認めざるはない。この原則に關しては全會一致を得たる所で、右は總會に於て一般の問題に就て更に審査を加ふるに方り有益なる一參考たるものであらう。』

(Moore, *Int. Law & Some Curr. Illusions*, pp. 196—7) 據No)

とあるが如く、遂に妥協を得なかつた。要するに問題の難點は、軍事的目標も一般常人の居住する都市村落の中心地方に存在する場合には、之に對する爆撃を如何なる條件の下に禁ずべきかにあつたのである。

その後總會に於ては最終討議に先だち、更に特別委員を擧げて再審査を行はしめたる結果、空爆に關する諸提案をば篩に掛け、結局之を米伊の左記二案に凝縮せしめた (*Ibid.*, pp. 197—8)。

(米國案)

第一。空下爆撃は破壊又は毀損が明瞭なる軍事的利益を交戦者に與ふべき所の目標に對して行はれたる場合に限り適法とする。その爆撃を加ふるを得るものは軍隊、軍艦、軍事工作物、軍事施設物、武器又は軍需品の貯藏所、武器彈藥又は明瞭なる軍需品の製造に従事する工場にして重要且公知の中樞を構成するもの、若くは軍事上の目的に使用せらるる交通線又は運輸線に限る。但し常人の無差別的爆撃となるべき場合は之を除外し、前記の軍事的物件に

對してのみ之を行ふことを得。

第二。都市村落所在の軍隊に對する爆撃は、兵力の集中重大にして一般常人に與ふべき危険を考慮するも尙ほ爆撃を正當ならしむるに充分なる場合に非ざれば之を行ふことを得ない。

第三。交戦國はその士官又は軍隊が本條の規定の違反に因り生じたる身體又は財産の損害に對し賠償金を支拂ふの義務を有する。

(伊國案)

第一。空下爆撃は専ら左記の目標に對し行はれたる場合に限り適法とする。(イ)敵の軍隊、(ロ)兵營及び軍事的工作物、(ハ)軍艦、(ニ)陸海軍工廠、(ホ)武器及び軍需品の貯藏所、(ヘ)鐵道停車場、(ト)軍事的交通線及び運輸線、(チ)武器、軍需品、及び運輸具の製造及び直接的生産に現實且直接に従事する工場及び機械裝置。

第二。陸上部隊の作戦行動及び陸海軍作戦基地の直近地域以外に於ける都市村落及び何等種類の常人に對する爆撃は絶対に之を禁ずる。前記第一の規定に従ひ適法に爆撃するを得る目標にして都市村落又は何等種類の常人に近接して存在する場合に於ては、該目標に對する爆撃は常人に危害を與ふべからざることを條件に於てのみ之を行ふに妨げない。この條件に違反すること絶對に不可能なる場合には、爆撃は之を避止するを要する。

第三。陸上部隊の作戦行動及び陸海軍作戦基地の直近地域にありては、常人は政府に依り離去を命ぜられ又は空戦の危険薄き安全の場所に移さるべきの事實に鑑み、都市村落及び何等種類の常人に對する爆撃は、兵力の集中重大にして爆撃を正當ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場合に限り適法なりとする。

第四。本條規定に違反するときは交戦國は之に就てその責に任ずべく、賠償金を支拂はねばならぬこともある。

第五。本條の規定に違反したる航空機指揮官は背信行為に出でたるものとして自身審問に附せらるることもある。

一五七九 右の米伊兩案は實質に於て殆ど逕庭なく、僅に伊國案に於て鐵道停車場を軍事的目標の一に加

米伊兩案
の妥協

へてあるの差に過ぎない。米國代表は之が削除を求め(その理由及び是非は誌述べる)、伊國代表は之に同意した。是に於てか米國代表は自國案と伊國案とを折衷したる案文起草して之を總會に提出し、その際米國代表團の主席ムーア教授は該成案の根本の趣旨とする所を左の如くに説明した。

『過去數世紀を経て今日に及びたる近代の交戦法則の發達が設定且確認せんとする初歩的原則中にありて、その性質上最も根本的のものにして餘の細則が主として確保せんとする所のものは、實に戦闘員と非戦闘員との區別及び戦闘員に對する作戦行動に附隨のものに非ざる危害に對し非戦闘員を保護することに外ならない。本委員會は各種の目的に供せらるる建物、殊に藝術的記念物の保護を確保せんとする法則を既に採擇したるが、婦女小兒を含む非戦闘員の生命の保護は少なくも之と均等の考慮が要求せらるべきである。戦闘員と非戦闘員の區別殊に空戦關係に於けるその維持は、本委員會の前に置かれたる他の凡ゆる問題に比し常に一層強く人々の心に映ずるのみならず、本委員會に業務の繼續及び完成を委託したる華府會議に於ても同様に重きを成せる觀點であつた。その解決を本委員會に期待せる所の感想は常に華府會議の討議の上に示されたる所たりしのみならず、根本の同會議招集狀の方向そのものの上にも示された所である。華府會議議定の諸條約殊に潜水艦及毒瓦斯に關する五國條約を一讀すれば、同會議を一貫せる精神は實に以上述べたる根本主義の維持に外ならざりしこと疑ふの餘地ない。本委員會は今や現代及び次代の福祉のため、この大義を保持すべき問題に直面しつゝある。予の特に之を高調する所以は他なし、實に本會議の成否如何の繋がる所のこの至大至重の問題に向つて本委員會全員の思慮を集中せしめんとするがために外ならない。各位の精神が孰れもこの共同の目的の上に存することは疑なきも、本委員會に提出せられたる諸提案中には細目に關し意見の相違するものありて、之を整理且調和せしむるの要あるが、予は本業の達成をば決して不可能に終るべしとは信じない。予は各位の熱心なる努力が以上の大目的に全會一致にて到達するに相違なきを確信する。而してその成果の及ぼす無形的影響は眞に絶大であるべきことを望む。』(Ibid., pp. 200-201)

即ち該成案の主として人道主義に基くものなることが高調された。

斯くして總會に於ては審議五時間の久しきに亙りたる末、右は遂に全會一致の可決を得た。それが第二十四條で、要は陸上部隊の作戦地域外に於ける爆撃は原則として承認せらるるも、軍事的目標にして之に對する爆撃が勢ひ一般常人に對する無差別的爆撃となるべき虞ある位置に在る場合は爆撃相成らず、といふを趣旨としたものである。

一五八〇 軍事的目標とは、空戦法規案第二十四條の(一)に『其の破壊又は毀損が明瞭なる軍事的利益を交戦者に與ふるが如き目標』とある。これがその定義と見れば見られる。故に空爆にて破壊又は毀損するを得る敵國の物件であつても、その破壊又は毀損に依り『明瞭なる軍事的利益』が之を行ふ軍に與へらるるものでなければ、以て軍事的目標と稱されぬのである。反對に、苟もその破壊又は毀損が明瞭なる軍事的利益を與ふるものであらば、如何なる物でも以て之を軍事的目標と爲すといふ一面から云へば廣い解釋である。明瞭なる軍事的利益とは、その破壊又は毀損に依りて直接には敵の兵力を撃破し、間接には敵の國民の抵抗力を挫折せしむることの目的に向つて明かに効果あるべきものたるを意味する。その効果なき物件に對して加ふる破壊又は破損は、敵に對しては無益の加害であり、味方に取りては精力の浪費である。元來交戦者の破壊又は毀損するを得べき物件は、砲撃又は爆撃の捲添として附隨的且不可避的に受くるものの外、孰れも明瞭なる軍事的利益を與ふる場合に於て始めて適法の破壊又は毀損の目的物となるので、その以外は無益の破壊又は毀損に屬することであるから、軍事的目標を外にしては、獨り空爆に限らず陸上にての又は海上よりする砲撃にありても、破壊又は毀損の適法の目的物なしと云ひ得るのである。ただ然らば如何なる

物件を以て具體的に軍事的目標と爲すべきか。之を狭きに限局すれば空襲の目的は達せられず、空軍優勢國は戰時その規定を無視し、之を死文化せしむるは必然であり、之に反しその範圍を廣きに失せしむれば、平和的常人の生命財産の保護は殆ど之を期するに難く、目標の限定あるも無きと擇ばざることにならう。故にその取捨は簡單に似て實はかなりの難問である。

一五八一 海牙空戦法規案は第二十四條の(一)に於て前掲の如くに軍事的目標を定義し、之に對する爆撃を適法と廣く規定するが、その(二)に至り爆撃を適法と爲す所の謂ゆる軍事的目標の種目を列舉し、之を左の五種に制限する。

(イ) 軍隊

(ロ) 軍事工作物

(ハ) 軍事建設物又は軍事貯藏所

(ニ) 兵器彈藥又は明瞭なる軍需品の製造に従事する工場にして重要且公知の中樞を構成するもの

(ホ) 軍事上の目的に使用せらるる交通線又は運輸線

軍事的目標は斯くその種目を限定するよりも寧ろ例示的に大體の標準を定め、特に軍事的目標として爆撃するを得べき顯著のもののみを列舉することにし、即ち逆の例ではあるが恰も陸戦法規慣例規則第二十三條の如くにする方が融通も利いて妙なるべしと思はるるが、兎に角空戦法規案は以上の如くに軍事的目標を五種に限定したのである。この種目は海軍力砲撃條約第二條に於て不防守の港、都市村落等の砲撃禁止の例外と指示する所の物件——空戦法規案の用語にて云へば軍事的目標——と似て大體に於て廣く、或點に於て狭

い。廣いといふのは、空戦法規案には海軍力砲撃條約に無い軍隊、及び軍事上の目的に使用せらるる交通線又は運輸線があり、又狭いといふのは、後者にある港内所在の軍艦が前者には無いからである。(尤も軍隊即ち military forces の語を廣義に取り、常に陸上の軍隊のみならず、在港及び海上の艦艇の如きをも含むと解せば解し得られぬでもあるまい)。要するにその無いのは、孰れも不用若くは不可として削つたのではなく、寧ろ當然のこととして筆の之に及ばなかつたものと見るべきか。(翌一九二四年のストックホルム案には、この以外に適法爆撃の目標として『軍事的基地として使用せらるる港』といふのがある)。

一五八二 右のイの軍隊とは、普通の見解に於ては、要するに作戦の目的にて編成せられたる兵の集團である。その多寡大小は措き、兎に角敵に對抗するため攻防の位置にある正規兵又は不正規兵の隊伍である。その隊伍を離れて個々に起臥する兵も、屯營その他軍旗の権力の及ぶ方域内にある限りは、これ亦軍隊を以て擬するに妨げない。但し兵(廣き意義の兵で將校をも含む)が全然軍隊を離れ、軍服を脱し尋常の民家に生活するに於ては、たとひ依然軍隊の構成員たるにもせよ、空爆の關する限り、直接に爆撃の目的物と爲すべからざる常人として見るのが妥當であらう。然しながら實際問題としては、苟も軍人であれば何處に居るも、敵より受くる危害に對して苦情を唱ふべき筋合であるまい。

同様の見解は、例へば追て述ぶる軍需品工場の従業員に就ても論じ得られる。軍需品工場の従業員は、交戦の遂行に密接の關係ある所から、之を軍隊構成員に準じて見るべしとの説もあるが、この説假に是なりとしても、それは工場の従業員に限ること、一たび工場外に出て、將た己れの住宅に歸りたる後は、軍需品製作の關係を離れたる單なる一常人と見るべきである。

本號に於て軍事的目標を兵と云はずして軍隊即ち military forces といふ所以は他なし、元來空爆の主として目標とする所のは、人よりも物である。空爆の使命は主として堅牢なる物件——要塞、砲臺、軍用倉庫、軍需品工場、鐵道橋梁等——の破壊にある。個々の兵を斃すに爆弾投下を以てするは不經濟な話で、空軍の精力の浪費たるを免れまい。爆彈の製造費は安くもあるまいから、之を使用するに就ても經濟を考ふるは當然で、得失相償はざるものに對して之を濫用する筈は無い。敵兵が密集する場合及び堅固の掩護物に據る場合は別とし、個々の兵は空爆の目標とする所であるまい。兵の軍事的目標たる所以で、畢竟それが隊伍を編成し、一の戦闘單位となつてあるが故で、これ則ち特に軍隊の文字が用ひられてある譯である。

軍艦のことは此に書いてないが、それは本號に於ては専ら陸上物件のみを掲記したるが故で、軍艦の當然適法の軍事的目標であることは言を俟たない。

一五八三 (ロ)の軍事工作物及び(ハ)の軍事建設物は城砦、砲壘、トーチカ、その他凡ゆる種類の攻防施設及び軍事關係の營造物の汎稱である。飛行場も軍事建設物であり又あり得るものとて當然その中に入り、隨つて適法の爆撃目標であること勿論である (Spaight, *Aircraft & Commerce*, p. 209)。然るに飛行場は獨り陸上の施設たるに止まらず、將來國際的の海上航空が益々發達するに至らば、海上の飛行場も亦その施設の要を感ずることになるであらう。その場合に海上の飛行場は、之を施設する國に屬する一種の島嶼に擬すべきか、又は航空母艦式の船と看做すべきか。將た或は海上飛行場は一國の專管を許さずとして之を國際共管のものたらしめ、戦時之に中立性を帯ばしむべきか。一國の專管とすれば、その使用は平時に限らしめ、戦時には之を禁ぜしむるものと爲すべきか。然る場合には如何にしてその使用禁止を監督すべきか。海上飛

將來の海上飛行場

(ロ)軍事工作物
(ハ)軍事建設物
又
飛行場
の軍事建設物

行場のこととは今日尙ほ未知數に屬するも、將來愈々その實現を見んとするが如き場合には、これ等の諸點は篤と攻究を要すべき問題であらう。

一五八四 軍事貯藏所の貯藏 (depots) とは『軍事官憲の手に依り軍隊に引渡すことになつてある軍事的使用の一切の供給品の集合』 ("all collections of supplies for military use which have passed into the possession of the military authorities and are ready for delivery to the forces") を含むとの解釋である (General Report of the Commission, p. 251)。この外にも、たとひ未だ軍事官憲の手に移らず、尙ほ工場に在りて製造中又は修理中のものを貯藏する所も亦その中に入るものと解すべきである。貯藏品そのものも、次に述ぶる(ニ)の特示する工場、及び(ホ)の『軍事的の目的に使用せらるる交通線又は運輸線』が適法の軍事的目標たる結果として、當然爆撃の目的物となるのである。

一五八五 (ニ)は『兵器彈藥又は明瞭なる軍需品の製造に従事する工場にして重要且公知の中樞を構成するもの』である。兵器彈藥その他軍需品を製造する工場は、爆撃の目的物としての重要性に於て軍隊、城砦、砲壘その他の軍事工作物、軍事建設物等に比し勝るも劣らない。現代の戦は機械の戦である。兵は機械ありて始めて動く(志氣、訓練等の極めて尊うとき無形的要素は暫く別とし)。戰場は干戈相搏つ舞臺のみではなく、機械の工場も亦背後の一の戰場である。而して機械の戰場を破壊することは山野の戰場を破壊するよりも、交戦の目的を達成する上に於て一層捷徑である。これが本號の存在理由である。軍需品工場を爆撃の目的物と爲すを得る所以は、その製作する軍需品が敵の軍用に供せらるるからである。即ちそれが敵の武力の抵抗能力を維持若くは増大せしむるからである。故に軍需品工場は常に空爆に依りてのみならず、砲撃に於

軍事貯藏所の範圍

(ニ)明瞭なる軍需品の工場

ても亦當然之を破壊の目的物と爲し得るのである。陸戦法規慣例規則が之に關し明規する所なきは、時代の思想が軍需品の重要性にまで考へ及ばなかつた結果で、之を非とする理由に基礎づけられた譯ではない。

近代の戦闘が一に若くは主として兵站の戦闘であることは絮説を須めず、随つて敵の死命を制せんとするには、敵の兵站の本源に向つて止めを刺すを最捷徑とすることも論なき所である。故を以て空爆は必然的に兵站基地に對して行はれる。特に敵の軍需品の工業中心地はその尤たるものである。一朝戦時とならば、陸海軍の動員と共に國內工業の總動員となるから、平時調査し置ける敵の軍需品關係の各種工場に對し先づ爆撃を試むることは必然の勢である。別して一の綜合的軍需品を完成する所の核心となるべき最重要の工場、謂ゆる Key Plants は、當然爆撃の最重要の目標とせずには置かない。随つて斯かる工場の所在地點は、各國互に平時に於て公然若しく隱然調査するに遺漏なき筈である。

一五八六 然しながら空戦法規案の右の條句には、文字の曖昧なるため疑惑を挟むべき餘地が少なからずある。例へば『明瞭なる軍需品 (distinctively military supplies) の製造に従事する工場』とあるが、近代戦にありては事實如何なる工場とても、大は鋼鐵の製造場より小は止針のそれに至るまで、一として作戦上に多少の關係をだに有せざるものとは實際あるまじく、又軍の需要に全然無縁のものとても殆どあるまい。既に製造に明瞭なる軍需品と否との別ありとせば、その程度の差に止まり、性質の差ではない。又實際問題として、何れの國にありても明瞭なる軍需品を製造する工場の或るものは平時に於て能ふ限りその所在を秘密にするから、平時とても各國互に之を明瞭に突止め難く、随つて爆撃實行の任に當る操縦士は勿論、その實行を命令する航空部隊の指揮官とても、之を明瞭に判別することは必ずしも容易であるまい。

明瞭なる軍需品の語の曖昧

『明瞭なる軍需品』の語に關しては、空戦法規案起草委員會の報告に依れば『確實に軍事上の目的を以て製造せられたることをその性質が示す所のもの』(“...which by their nature show that they are certainly intended for military purposes”)とある。故に例へば製鐵工場の如きは、その製作品には確實に軍需品たるの目的を以て鍊冶された物とは限らず、平和用の製具鐵材を製造するものもあり、且確實に軍需品となるには多くは更に製鋼所に移り、加工の上別種の形態となる後のことであるから、右の説明では以て『明瞭なる軍需品の製造に従事する工場』とは云へなくなる。然しながら製鐵工場の如き、殊に戦時にありては、その製作品の大部品は、原形の儘ではなくとも多少の過程を経て明瞭なる軍需品に變形され得る原料品であるから、原料品中にも斯かる種類の原料品は之を軍事的目標より除去するは當らない。

『歐洲戦役に於ては鑄鐵爐及び製鋼場の如き屢々攻撃を受けたが、それ等の製作品は『明瞭なる軍需品』とは稱し難いのである。鑄鐵爐の製作品は鉄鐵であり、製鋼場のそれは鋼である。鉄鐵や鋼は更に之を甲鐵板に製作するか將た大砲用として之を鋼塊に鑄造した後に非ずんば、即ち製鋼作業といふよりも軍器製造作業と稱すべき階梯に上つた後に非ずんば、以て『明瞭なる軍需品』とはならぬのである。ハーゲンゲン所在のエッシンゲン製鋼所に加へたる爆撃に關し英國海軍省の發したる一九一六年十一月十七日の報道には、同所製作品は大砲製造用の鋼なりしが故とあつた。けれども第二十四條を正しく解釋すれば、たとひ鉄鐵を鑄鐵に投ずることに依りて始められたる工程の終局が大砲の製造にあるにもせよ、鉄又は鋼それ自身が『明瞭なる軍需品』とは論じ得られない。況して鑄山より採掘したる鐵鐵そのものの如きは尙ほさらである。英國の獨立航空隊が獨逸の工業中心地に加ふるを得る目標表として掲記せられたるものの中には、「(一)鐵鑄山及び炭礦山、(二)鑄鐵爐が多數ある鐵鐵所在地」とあつたが、これ等は第二十二條(二)の下にありては、今日は適法の目標とは稱し得ざることを疑を容れない。又伊軍は一九一七年七月八日カルニ

オラのイドリア (Atria in Carniola) 所在の水銀採鑛所へ、又埃軍はラヴェンナ (Ravenna) の硫黃工場へ、孰れも爆撃を加へたが、水銀も硫黃も共に工業用ともなるものであるから、孰れも『明瞭なる軍需品』とは稱し得ない。…發電所に對する爆撃に至りても、英伊兩國空軍が一九一八年五月四日、埃領カヴェヂン (Cavedino) 所在の發電所に加へたる爆撃の如きは無論適法であらう。なぜならば、同發電所は埃國軍隊の重要な交通線であるトレントよりフシーヌへの電氣鐵道に電力を供給するものであり、隨つて該交通線の一部を成すものと認め得るからである。佛軍が獨逸のバートル (Bartol) 發電所に加へたる爆撃も、同所は獨逸軍の前線に沿へる鐵條網へ電流を供給し、隨つて事實に於て防禦工事の一部を成すものであつたから、これ亦適法の行動と云へたものであらう。造兵工場の發電所も亦同工場の一部と見られやう。然しながら都市の全部に電力を供給し、その中の一部に在る或造兵工場にも偶然に之を供給する發電所の如きをば、新法則の意義に於て軍事的目標と看做すが如きは不可能のやうである。故に大戦中各地の發電所に對して加へられたる爆撃は、今日に於ては違法と稱すべく、瓦斯工場に對し加へたるそれも多くは同様である。貯油場及び油槽なども、それが軍事建設物の一部と認むべきものに非ざる限り、適法の目標の範圍外に屬すべく、他の一般の目的と共に軍事上の目的にも供給するといふ一般的の石油施設は、之を第二十四條の範圍に入れしむるには不十分であらう。(Spaight, Air Power, pp. 230-2)

とスペイトは論ずる。想ふに『明瞭なる軍需品』を嚴正に論ぜば、この説蓋し一理なくもない。けれども『明瞭』とは必しも『専ら』を意味するのではない。隨つて特定の原料品が加工の上は軍用にも、若くは主として軍用に供せらるべきものと歴然推定せられる以上は、その工場に對する攻撃は全然違法なりとは論じ得られない。『明瞭』と否とは攻撃者の主觀的尺度にて決する以上は、説者が違法として擧げたる上述の工場も、實際に於ては爆撃の目標となるべく、又その爆撃を『明瞭なる軍需品の製造に従事する工場』として辯

護するに相當の理由も立つであらう。

兎に角スベイトは右の見地からして『兵器彈藥又は明瞭なる軍需品』の一句は宜しく『兵器彈藥その他交戦遂行の目的に使用せらるべき可能性ある一切の物品』と改むべしと説く。これは空戦法規案の現規定に比し何程か進境を認むべきも、若しその『可能性ある一切の物品』を以て廣く一切の原料品を含むものとするれば、恰も追て兵役に服するの可能性ある青年即ち兵の原料品たる者は悉く殺傷の目的たらしむるを得べしと云ふと同じく、聊か行過ぎたる嫌があらう。國家の戦闘力は一に繋がりて之を支ふる所の資源の多寡強弱にあるから、敵の戦闘力を挫くには先づその資源を破壊するのが最捷徑であること論を俟たぬが、謂ふ所の資源の破壊にも自ら限界がある。さもないで、之を極端に押詰むれば、例へば醫者や看護婦は負傷兵を癒して敵の戦闘力を回復せしめ、或は敵國人を健康に導いて抵抗力を増大ならしむる者であるから、眞先きに之を殺害すべし、將た一步進み、敵國の妊婦は勿論凡そ女性はその新兵を造り出す本源であるから、敵國の資源を破壊する意味に於て婦女子を悉く殺戮すべしとの論も立つであらう。されど斯かる言説の恕すべからざるは何人も疑はない。破壊するを得る敵國の資源とは、主としてその軍需品を生産する本源の經濟的資源と解するに非ずんば議論に混雜を生ずる。

要するに爆撃を敵法に加へ得る工場としては、武器彈藥製造のそれは勿論とし、その外苟も直接軍の需要に用立つ物品（即ち原則としては原料品を除きたる）を製造する工場は悉く之に含ましむることと爲すのが最も實際的なるべしと信ずる。然しながら均しく原料品といふ中にも、例へば馬具及び軍用靴に於ける皮革の如き、鐵道枕木に於ける木材の如き、汽罐燃料に於ける生石油の如き、その軍需品としての重要性の敢て

製作品に譲らざるものもあるから、一概に原料品取扱工場を擧げて爆撃免除の恩典の下に立たしむるも及ぶまい。但しそれは専ら軍需品に變形せらるる直接過程の工場に限局せらるべきである。之を原産地にまで及ぼすに至りては、例へば皮革の依つて産する牧場、枕木の原産地たる森林等に對する爆撃の如きは、蓋し作戦上さしたる實益なかるべく、隨つて之を適法の目標と爲すに疑なきを得ない。且效その勞を償はざる爆撃の浪費に過ぎぬことでもあらうから、實際に於て之を爆撃するなどあらば寧ろ例外に屬する。尤も同じ原産地にしても、その生産物が直ちに若くは僅かの加工にて軍需品となる所の油田の如きは別である。

一五八七 次には『重要且公知の中樞を構成するもの』といふ條件である。その『重要且公知の中樞』(“important and well-known centres”)と判定するのは誰であるか。『重要』の有無は爆撃者自身之を判断すべしとするも、『公知』の事實は爆撃者の推定のみでは當てにならない。且何を以て『重要且公知』と爲すかの標準も明晰でないから、爆撃者が認めて以て適法の軍事的目標と爲すものも敵は違法として論争し、局外の第三者も同様の見解を以て之に裏書することもあらう。而して敵はその違法の爆撃と信ずるものに對しては同じく違法の爆撃を以て報復するに至るなしと限らない。さればこの一句は、曖昧の條件を課することに依りて却つて議論の紛糾を誘ふの虞なきを得ずで、寧ろ之を削除するのが勝れりであるまいか。

一五八八 既に軍需品工場は爆撃の適法の目的物たるものであるから、隨つてその工場の現業員は（竝に鐵道停車場のその如きも）、その作業従事の間にて適法の爆撃の下に殺傷を受くることあるも、之に對し理窟は云へぬのである。（作業従事の間とは去つて私宅に在る時の如き場合に對するもので、作業場に於ける休憩時間などを除外する意ではない）。軍需品工場の現業員は戦闘力増大の業に従事するものであるか

重要且公
知の中樞
の語も同
様

軍需品工
場の現業
員

ら、宜しく準ずるに戦闘員を以てすべきものなることは既に述べた(第七九〇節)。何故に彼等が去つて私宅に在る時を除外するかに就ては、スベイトは『兵も工場現業員も戦闘的抵抗手段に能動的に參與し又は準備しつゝある限りに於てのみ敵の對人的攻撃の下に立つの點に於て相似たものである。兵は武器を抛たば助命せられる。軍需品工場の現業員がその現業より離るるは、これ則ち兵が武器を抛つたのと同様である。』と説く(Spaight, *Wives*, p. 152)。然しながら工場の現業員は毎夜又は休日には現業より離れ、更に日々之に従事するを得るも、兵は今日武器を抛ち明日再び之を操るが如きは背信行爲として許されざることであるから、この比喩は當を得まい。寧ろ工場現業員は工場を離れては兵力増大の業務と全然没交渉になり、隨つて之を準戦闘員として取扱ふべき身分上の理由が無くなるが故と見るのが簡であり、妥當でもあらう。

(ホ)軍事用の交通線及び運輸線

一五八九 (ホ)は軍事上の目的に使用せらるる交通線又は運輸線(Lines of communication or transportation)である。交通線及び運輸線といふ中には電信電話線、鐵道、隧道、運河、橋梁、道路等一切が含まれるとし、中にありて適法の爆撃の軍事的目標と爲し得るものは特に『軍事上の目的に使用せらるる』("used for military purposes")と限定されてある。これはその精神に於て當然のことに相違ないが、然しながら現代の運輸交通組織の下にありては、例へば鐵道の如き、凡そ軍事上の目的に直接間接使用せらるることの無きそれが果してあるであらうか。尤も邊陲地所在の純乎たる地方的の支線中には、それが有り得るであらう。けれども鐵道の大部分、殊にその幹線たるものには、一朝事ある日には孰れも軍事補助機關となり、軍隊及び軍需品の輸送に充てらるることを豫想すべく、即ち孰れも軍事上の目的に使用せらるべき可能性あらざるは無い。通信機關とても同様である。故に『軍事上の目的に使用せらるる』の語は、雷

都市地を貫通する鐵道線路

に贅句である許りでなく、操縦士の上空にありて之を識別するも實際頗る困難で、寧ろ不可能であらう。故に苟も交通線又は運輸線であらば之に對する爆撃を總て適法のこととするのが實際的であるまいか。

のみならず交通線又は運輸線として軍事的目標となるべき主要のものは殊に鐵道であるから、鐵道線に對しては敵は當然且眞先きに之が爆破を試むるものと覺悟すべきである。支那事變に於ても、その初期に我が海軍航空部隊は支那側の軍事輸送を阻遮するの目的にて滬寧、津浦、その他の諸線の要點を逐次爆破した。然るに鐵道線路の貫通する所は獨り原野又は村落のみに限らず、文明國の都市には大概線路の貫通して居らぬ所は無い。されば鐵道は適法の軍事的目標として總て之を爆破するを得るとするも、之を爆破するに當り沿道附近の常人への加害を能ふ限り避けしむるため、鐵道の市街地を走る部分は軍事的目標の例外とし、之に爆撃を加ふるを得ざることにすべしと説には一理あらう。この説は市街地所在の鐵道停車場の爆撃に就ても、同様に爆撃免除の主張に當嵌まると思ふ。然しながら軍隊及び軍需品は、之を輸送する列車が遠く走り出してからよりも、その集中累積してある市街地の停車場(のことは次に述べる)を爆破することに依りて一層有效的にその目的を達するを得るに相違ない。市街地所在の鐵道線路の爆撃免除は、交戦者の手より右の便宜若くは必要を奪去ることになるから、實際に於て期して望まれまい。故に鐵道を總て適法の軍事的目標として之に爆撃を加ふるを得る以上は、必しも都市に軍隊の駐屯なり、軍事施設なりの有無如何には關せず、どの都市にして鐵道の貫通する區域は爆撃の適法の目的物となり得る譯であり、隨つて第二十四條の(イ)乃至(ニ)の限定は全然覆へされ、有れども無いと擇ばざる空文となるべきかと思ふ。

鐵道列車

一五九〇 斯の如く鐵道の破壊は、それが軍事上の目的に使用せらるるものは勿論、現にその目的に使用

せられ居らざるも使用せらるべき可能性あるものは當然破壊し得べきものとすれば、事實に於て鐵道は總て適法の軍事的目標として之を破壊し得るものと論すべきこと前述の如くであるが、しかも鐵道の線路の破壊は、その上を走る列車とは殊別して見るを要する。列車は必しも軍隊及び軍需品のみを輸送するとは限らず、その間に客車のみを運轉し、又は軍事専用車と共に普通の客車を連結することもある。軍隊及び軍需品輸送の列車が適法の軍事的目標たることは論なきが、普通の客車はそうでない。尤も軍用車と客車との連結列車にありては、爆撃を受くる可能性ある該列車に常人が便乗することは自己の危険に於てするものとし、たとひ爆撃を受けて諸共に粉碎せらるるも、それは不可避的の附隨の不幸として苦情を云へないのは勿論である。けれども純乎たる普通列車に加ふる爆撃に至りては、線路そのものの爆破は適法なるにしても、當然之をも適法とは辯護し難いのである。然しながら爆撃者としては、その果して軍隊及び軍需品の全然搭載なき普通列車なるや否やを上空にて識別することは到底困難で、その取捨を之に求むるは始めより無理である。故に常人への加害を能ふ限り避くるためには、鐵道に對する爆撃は軍の必要が許す限り之に豫告を與ふるに若くはない。このことは追て空爆と豫告の關係を述ぶる所に於て再説する。

一五九一 鐵道の停車場のことは前にも一寸觸れたが、又空戦法規案の討議の際の伊國案には停車場をも爆撃を適法とする軍事的目標の一に掲記しありしを米國代表の希望に依り伊國代表自身撤回したことも既に述べたが、米國の之が削除を要望したる理由は、

『凡そ鐵道停車場が軍隊の鐵道線路の有效的利用に關係なきこと恰もクック社の旅客案内事務所又は國內各地所在の乗車券發賣所の之に關係なきと擧ぶなきの理は、一寸考ふれば直ぐ判かることである。普通に鐵道停車場は何等軍事

停車場

的價值を有せざるもので、その使用は平時に於けると均しく戰時に於ても明かに非軍事的のものに屬する』(Moore, *Int. Law & Some Curr. Illus.*, p. 199)

といふにあつたのである。この見方は必しも一理ないではない。鐵道停車場は見やうに依りては乗車券の出札所に過ぎず、鐵道に依る軍隊の輸送に就ては線路及び列車は之が須要物件たるも、軍隊の發着は必しも一定の停車場に依らずとも能きぬではないから、停車場そのものを軍事的價值なきものと見るのも全然理由なき見方ではない。けれども、その故を以て凡そ停車場は軍事的目標の中に入るべきものに非ずと性質上から論斷するのは、楯の一面のみを視たる片見たるを免れない。第一次大戦中、英國航空機は獨軍の占領地たる白耳義のクルトレイ及び佛國のサン ケンタンの兩停車場を爆撃して獨兵の集中を妨げ、又獨機は同じ目的にて倫敦のリヴァール街停車場を爆破した。スペイトは之を評し、

『クルトレイ及びサン ケンタンは作戦地域内に在るが故に、倫敦の真中にあるリヴァール街停車場の如き大驛とは同一に論じ得られないが、しかも後者が一部分軍隊輸送に使用せられたのは疑ふべくもない。その分界線を那邊に引くべきかは頗る一難題である。』(Spaight, *Air Power*, p. 229)

と云へる如く、戦地を遠く隔つる大都市の停車場とても、軍隊輸送その他軍事上の目的に全然使用せられずとは限らない。昭和七年及び十二年の上海戦に於て支那軍は閘北の北停車場及びその所屬の地所建物に大規模の攻防工事を施し、化して之を一大砦壘と爲したが、斯くまでに至らずとも、既に停車場を軍隊又は軍需品の集中基地と爲す以上は、停車場そのものも明かに有力なる一の軍事的目標を以て目すべく、随つて之に對する爆撃は、鐵道線路又は軍用列車に對するのと何等殊別すべき理由は無い譯である。

一五九二 爆撃を加ふべき鐵道も、純乎たる敵國資本にて成れる鐵道であれば、その國有なると私有なるとを問はず、何等議論の起る餘地なきが、それが第三國の資本に依りて建設せられ、現に第三國資本家の利害關係を有するものであると、その破壊に依りて生ぜる損害に關し問題の起ることなきを保しない。その場合に於て責任の歸着はどうであるか。之に關しては支那事變に於て（及び或程度に昭和七年の上海事變に於て）、我軍の上空より破壊したる第三國關係の諸鐵道中、その代表的のものに上海附近の三鐵道——京滬、滬甌、及び滬杭甬の三線——があつた（註）。

然しながらこの三鐵道、或は簡單に云つて京滬及び滬杭甬の二鐵道は、元々英國資本團の借款に依りて出來たものではあるが、その性質に於ては支那の國有鐵道である。勿論借款に伴ふて英國の本鐵道の上に有する利害關係の甚大なるは之を認むべく、隨つて交戦の際に、普通の支那國有鐵道に對するに比し多少の苦心を加ふるを望ましとする外交的斟酌は勿論要するであらう。けれども本鐵道の車輛は現に支那兵の輸送に大に利用せられ、その停車場及び附屬の地所建物には支那軍大規模の防禦工事を施し、且之を我兵に對する攻撃の具に利用し、而して本鐵道の債權者たる英國の當業者に於ては何等之を牽止するの手段を盡さざりしのみならず、支那軍の爲す所を默認して居つたのであるから、この事實は本鐵道に敵性を完全に帶びしむるに至つたことを證するもので、隨つて我軍が之を支那の他の國有鐵道と同一に視、之に向つて軍の對抗上必要の範圍に於て加へたる損害に對しては、その責任は元々之を作戦の具に利用したる支那側にありて、我方の之を負ふべき理は無い。上海事變の折、帝國艦隊にては敵が本鐵道を利用して上海附近に大兵を増遣しつたある事實に鑑み、之を妨礙すべく特定地點に爆撃を加ふることあるべきの豫告を爲すや（昭和七年二月二十

九日）、在支英國公使は該兩鐵道の上に英國の有する金融的利益の大なるに鑑み、その受くる損害に就ては英國は總ての權利を留保する旨帝國公使に通告したとあるが、英國にしてその權利を完うせんとならば、宜しく先づ支那の之を軍事上に利用せることに就て支那側の注意を喚起するのが本筋であつた。我軍は敵兵輸送を喰止むるに絶對必要な鐵道破壊に對しその責に任すべき謂はれは無い。損害は支那政府須らく將來の損益勘定に繰込むべく、之がために借款完済期限を延長するの要あらば、そは一に支那政府と英國資本團との交渉に屬すべき問題である。この理は移して第三國資本關係の他の鐵道に就ても論じ得るのである。

註。この三鐵道中の京滬鐵路（即ち南京上海間百九十三哩）は、元と滬甌鐵路と云へるが、本鐵道は往昔支那に於て列國の利權獲得運動の熾烈であつた頃、英國が露佛白三國資本團の京漢鐵道借款契約に對抗し、自國の勢力範圍とせる長江沿岸に足場を固むるための計畫に基いたもので、その敷設經營に關する契約は一九〇三年（光緒二十九年、明治三十六年）七月九日を以て一方は支那政府、他方は英支組合（British and Chinese Corporation, Ltd.）の名に於て代表せらるる英國資本團——香港上海銀行及び Jardine, Matheson & Co.——との間に調印せられたものである。

この契約中の重要な事項は、（一）上海南京間鐵道の敷設及び裝備のため組合は金額三百二十五萬磅以内、期間五十ヶ年の借款に應ずべく、支那政府は之に對し公債を發行すること。（二）組合は本鐵道の敷設及び設備に當ること、支那政府は全線の複線敷設に必要な土地を買收し、その他本線の敷設に便宜を供與すること。（三）借款の擔保には上海吳淞間の未完成鐵道、及び本鐵道の既に買收し又は將來買收すべき一切の土地、鐵道材料、車輛、建物、附屬財產、並に鐵道竣工部分、それより生ずる各種收入等を以て之に充つること。（四）本鐵道の敷設及び經營を監督するため管理局（Board of Commissioners）を上海に置き、五名の管理員を以て之を組織し、内二名は支那人、技師長を

含む三名は英人とすること。(五)本借款公債の毎半年の利子支拂又は償還期にある元金償還の支拂を爲し能はざるときは、本鐵道全部はその一切の附屬品と共に之を組合に引渡すこと、右支拂を爲したるときは、鐵道及びその一切の附屬品は再び支那の占有及び管理に復すること。(六)組合は鐵道監督その他の任務に對する報酬として、鐵道用として買入るる一切の材料の總額に對する百分の五を受入れること。(七)支那政府は鐵道の經營費その他の費用を控除したる純益中よりその百分の二十即ち線路工費の五分の一に該當する額を證券の形に於て組合に支拂ふべく、この證券は五十年の満期の際、支那政府鐵道部に於て額面にて之を買取るの權を有すること。(八)上海南京線又はその枝線の活動地域に屬する利益に不利を與ふるが如き何等競争線又は併行線の建設は、總工監及び本組合の明確なる同意あるに非ざる限り之を許さざること。(九)線路の敷設、鐵道の運行、その他事業經營に關し、支那人又は外國人よりの何等干渉又は故障は一切排除すべく、支那政府は線路に對し又鐵道使用人に對し充分の保護を與ふべく、殊に地方的擾亂に際し充分の保護を盡すべきこと、又管理局は鐵道保護のため支那人にて編成する鐵道警察を維持するの權を有すること。(一〇)内亂又は外戰に於て軍事的行動の場合に、支那政府の軍隊、武器彈藥、及び糧食の輸送を行ふに方りては、支那政府鐵道部長の要求に應じ運賃は半額とすること。鐵道は支那に取りて不利となるべき何物をも運送せず、又鐵道線路を支那の不利に使用せしめざること。(一一)現在の上海吳淞線即ち滬甯鐵道は、協定代價の一百萬兩の支拂と共に支那鐵道部に引繼を了したる上は、之を上海南京線の一部として經營すること等にある。

右の契約に基き、本鐵道は翌一九〇四年十月起工せられ、三ヶ年半を経たる一九〇八年(光緒三十四年、明治四十一年)三月に全線の開通を見、同時に滬甯鐵道をもその傘下に合せて經營するに至つた。

斯の如くにして本鐵道と英支組合なる英國資本團との關係は、該資本團が鐵道關係財産を擔保として敷設資金を供給し、敷設工事を請負ひ、鐵道の經營に參與し、債務履行不可能の場合には支那政府をして擔保物件を引渡さしむる等にありて、その以外に鐵道そのものは敢て支那との合辦事業といふ譯でなく、明かに支那の國有に屬するものなる

こと知るべきである。たとひ管理局幹部には支那人二名に對し英人が三名ありて、鐵道經營上に事實後者の發言權がより重きを成すものたるにもせよ、又借款公債の期限の満了せざる限り英國の本鐵道の上に有する利害關係が如何に深大であるにもせよ、鐵道それ自體が支那政府の所有たるの理は動かぬやうである。

滬甯鐵道は右に述べた如く今日では京滬鐵道の一部であるが、その出來たのは該幹線よりも遙に早く、その一部の上海江灣間五哩は疾く一八七六年(光緒二年、明治九年)に竣工し、滬甯全線も一八九八年(光緒二十四年、明治三十一年)に敷設を了へた。

本鐵道には面白い沿革がある。といふは、本鐵道は抑も明治四年の我が東京横濱間の鐵道新設に促されて始めて計畫されたものである。東洋に於て破天荒の我が京滬鐵道の新設を開ける上海の英米人有志者は、上海吳淞の間にも支那の最初の鐵道を新設して見ばやとの考案を立てた。然るに頑迷の支那官憲は却々賛成しない。殊に線路豫定地に土民の崇敬する墓塚が暮布せられてあるので、之を削平して鐵道を敷設することには道臺容易に同意しない。そこで彼等は、先づ吳淞の道路改築のこと、及び之に必要な土地買收のことを交渉し、その認可を得た。間もなく彼等企業者は、その新道路の上に鐵道馬車用の軌道を敷き始めた。道臺は認めて以て鐵道敷設なりとし、一八七六年(光緒二年、明治九年)二月、企業者側に對し北京政府へ經伺するまで工事の中止方を命じた。けれども企業者側では之に頓着なく工事を進め、前述の如く江灣までの工事を竣へ、輕便鐵道客車を日に六回運轉し、支那民衆も便利と感して盛に之に便乗した。處が同年八月、會々支那人の誤つて線路で轢死する者あるに及び、民衆は激怒し、運轉に妨害を加へるので、彼等は自國公使の命に依り運轉を中止するに至つた。その中に同年十月、道臺は實費二十八萬五千兩で軌道車輛等を買上ぐるの議が彼等との間に纏つた。而してこの代價を支拂つて現物の引渡を受くるや、道臺は直ちに命じて軌道を剝し去り、軌道車體一切を遠く臺灣に搬送し、之を海岸に野曝しに打棄てて了つた。

その後他方面に於ける鐵道の開通及び之に依りて受くる利便を見て、支那官憲も目が覺め、滬甯鐵道計畫は前の英

米人の企業と離れて別に盛宣懷その他の支那有力者間に起り、政府も之に賛し、國庫より二百萬兩を支出し、商民より五十萬兩を公募し、資金二百五十萬兩の半官半民の經營の下に、一八九七年（光緒二十三年、明治三十年）四月、獨逸の技師に囑して敷設工事を進めしめ、翌年竣工して間もなく開通するに至つたのが今日の滬滬鐵道である。

滬杭甬鐵道は上海杭州間の幹線百二十二哩と、靈波曹娥江間四十八哩、外若干の枝線である。本鐵道は一八九八年（光緒二十四年、明治三十一年）、支那政府が京漢鐵道借款契約を白耳義資本團と取結んだに對し、代價的に英國の企業家との間に訂約したる借款豫備契約に胚胎する。尤もその豫備契約に次で成るべかりし本契約は、その後支那國內に澎湃として起れる利権回收熱のために遂に成らず、一九〇五年（光緒三十一年、明治三十八年）、政府は改めて江浙兩省鐵道公司にその敷設權を與へ、英國側と折衝して支那が鐵道經營權を握り、百五十萬磅の借款は之を英國に仰ぐといふことになつた。然るに江浙公司側では、英國に依らないで獨力之を企畫せんと欲し、種々悶着も起りたる末、結局支那は借款の金で本鐵道を買收して之を國有に移すことにて妥結し、一九〇九年（宣統元年、明治四十二年）に上海杭州間の幹線が出来揚つた。その間には幹線の一部に米國及び我國の資本が喰込んで英國資本家との間に多少の纏れのあつたこともあるが、その経緯は今略する。

一五九三 運輸交通機關の以て軍事的目標たるは常に陸上のそれに止まらず、軍隊又は軍需品の輸送に従事する船とても亦勿論同じである。第一次大戰にありては、敵船襲撃は主として潜水艦の業で、空撃に依れるそれは殆ど無かつたやうである。けれども現代及び將來に於ては、戰時その無きを保しない。いや潜水艦に對しては速力の大なる船は乙字形斜路を執ることに依りて時に逃れ得るの道もある。然るに速力の潜水艦よりも大なる航空機に對しては、逃避は比較的困難である。又潜水艦が水上に出づれば、商船はその裝備の防禦砲を以て或は五角若くは優勢の戦が能きるかも知れず、又商船が港津に逃入らば、最早や潜水艦の危険

は大體逃れたことにもならう。けれども航空機に對しては、それが利かない。のみならず強大の爆弾は、それが正しく船體の上に落下すれば勿論であるが、外れて船側に落ちた場合にも、水上の爆破に依りて機雷と同様の働を爲すこともあるから、却々以て油斷を許さない。さういふ關係から、軍隊や軍需品の輸送に従事する船は、空爆に依りて蒙る危険は極めて多いのである。

されば軍隊又は軍需品を専ら運送する敵船は一の軍事的目標として當然之を爆撃するを得るのであるが、之を専ら運送するに非ずして、常人の普通乗客として便乗する船にて便宜軍隊又は軍需品を運送するものもありては、恰も常人及び軍隊の共乗の鐵道列車に對す場合も同じく、常人への危害を能ふ限り避くるの趣旨よりして、軍事的必要の許す限りは、之を爆撃するに就て相當の豫告を與ふことが望ましい。豫告と云つても、必しも何月何日何處にて爆撃するといふが如き豫告には及ばず、要は常人自身その便乗を危険と感ぜしむる程度に於ての相當警告を事前に與ふれば足りる。その警告を顧みずして便乗したる上は、自業自得として一舉に爆撃を加ふること勿論妨げない。

一五九四 以上は爆撃を加へ得る適法の軍事的目標として海牙空戦法規案の明規し、又は明規せざるも當然推論し得るものであるが、この以外にも以て爆撃の適法の目的物たらしむべしとして、特定物件を指定する意見の同法規案以後に世に出でたものも多少あり、又適法の目的物に非ずと説かるものの中にも、軍事的目標に入れて然るべきものが無いでもなく、同時に所説通り適法視するを得ざるものもある。

一五九五 例へばフォーシユは、行政及び立法機關の營造物の崩潰は戰闘員のそれと軍事的に見て同様の効果ありとの理由から、官廳及び議院の如きも爆撃の適法の目標と爲すを妨げずと論ずる (Fauchille, "Le

Bombardement Aérien," *Revue de Droit Int.*, XXIV, p. 36 以下) スペイトも、官廳の執務時間以外の爆撃は不可ならずとして左の如く主張する。

『その破壊は社會の全生活に重大なる反動及び影響を與へずんば已まざるも、以下特に述ぶる所の制限の下に之を行ふに於ては、生命に甚しき損害を與ふることなくして之を行ひ得るものが多々ある。この種類の財産は、概言するに近代の組織的社會の各種業務の經營に須要なるも特定の時間には人の居らざる所の建物である。例へば鐵道の終端驛……官廳及び市町村役場等、晝間は産業の集積であり、商工業の活動力の神經中樞であり、總ての行政施設の流出する源泉であるも、夜間は事人影なきに至る所である。これ等の建物の或ものは、その執務時間に爆撃を加ふれば人命に甚大の損害を惹起すべきことは明瞭である。官廳にありても陸海軍省の如きは疑もなく軍事的目標とし、晝夜を擇ばず何時にても之を爆撃するを得べきが(大戦中土耳其の陸軍省は英國航空隊の爆撃を受けた——一九一七年七月九日及び一九一八年七月二十七日)、例へば文部省及び保健省の如きは軍事的目標以外に屬すべきこと明瞭である。けれども予はこれとても、特定の條件の下に於ては適法の目標たるべしと論じたい。その破壊は對手國の定例的公務を攪亂せしめ、之を混雜ならしむべきが故である。或は官廳用の建物の破壊を許すの結果は本來爆撃するを得ざる都市に空爆を行はしむる口實を交戦者に與ふる虞があるので、平時の永久的施設に係り且不防守の郡邑に在る所の諸官廳は總て爆撃免除たらしむべしと論ずる者もあれど、中には官府所在の建物は如何なる場合に於ても爆撃妨げなしと説く者もある。官廳及びその保藏する記録にして人道的感想に悖らざる或方法にて破壊するを得るに於ては、その破壊を禁すべき理由あるまい。數千の職工を使用する大工場の場合も、本問題に關しては亦蓋し同様に論じ得られる。』(Spaight, *Air Power*, pp. 248-7)

この説には一理あるやに思ふ。官廳中にありても、中央の諸官省殊に軍衛の如きは作戰計畫を立案する本

源であるから、軍事上の重要營造物たるに於て出征軍司令部と變る所ない。嘗に軍衛のみならず他の行政官廳とても、議院とても、軍國の畫策を立案遂行する中樞機關として、その性質上軍衛との間に逕庭あるを見ない。軍事關係の諸學校、例へば陸海空軍の將兵養成の學校(必しも官立と限らず、緩急の日軍役に服すべき者を養成する私立のそれ)の校舎も、これは追て述ぶる第二十五條の爆撃免除の建物の一たる學術の用に供せらるるものと見るよりも、軍衛に準じて取扱ふ方然るべく、隨つて適法の軍事的目標と爲すに妨げあるまい。或は軍衛の爆撃は可なり、他の行政官廳及び議院の如きは然らずと云はんか。さすれば戰時軍衛を臨時に他の行政官廳内又は議院内に移すことに依り空爆を免れんとするの弊をも生すべきであるから、兩者を殊別せず、凡そ中央官廳及び議院の如きは總て爆撃の適法の目標たらしむるのが論理一貫する所以であらう。尤もこの論を押詰めれば、苟も軍衛を移し得る一切の公私建物は爆撃の適法の目標たらしむべきの論理とならぬではないが、その實際の可能性に厚薄の差もあるから、一概に爾く推論するにも當るまい。

一五九六 既に官廳及び議院を軍國の政治の中樞神經機關として適法の軍事的目標とすれば、國に依りては時に見る所の政府の上に立ちて事實政府を指導する獨裁的政黨(例へば支那の國民黨、蘇露國の共產黨、伊國のファシスト、獨逸のナチス等)の中央幹部機關の所在建物の如きも、その政府と不可分の政廳の奥の院たるものであるから、之を除外すべき理由は毫も無いと信ずる。支那事變に於て南京陥落の直前、我が海軍機の國民黨中央本部を爆破せる、その適法は十二分に辯護され得るものであつた。

一五九七 敵國の新聞社の砲撃に依る破壊は十九世紀初葉の英米戰役中、英軍の米國沿岸都市砲撃の際に行はれ(一八一四年八月)、空爆に依るそれは第一次大戰中、獨逸飛行船が倫敦の二三の新聞社に對して之を

行ひ(一九一五年十月十三・四日)、一九一七年の獨逸航空機の倫敦空襲の折にも新聞社を爆撃の主たる目標と爲せりとある(Spaight, Cities, pp. 30-1)。而してス・ペイトは『新聞社の破壊は軍事上如何なる可能的効果があるか。その破壊は、それが如何なる武器に依りて行はるるを問はず、明かに政治的目的に存する。しかも之をば正當の目的に屬すと云ふならば、凡そ世に恕し能はざる破壊行爲なるものは一として是れあるを想像し得られぬであらう』(Ibid., p. 37)と評する。けれども新聞社をその常時我方に不利なる記事論説を掲ぐるの故を以て憎惡的念情から復讐的に爆撃を加ふるの妥當ならざるは論なきが、又その筆法にて爆撃するを得るものとせば、我方を誹謗する著書論文の執筆者の住宅をも爆撃するに妨げずといふことにもなるべきが、それは論外とし、戦時に於て敵愾心を自國民の間に鼓吹し、自國の作戦上の利益を奨励し、敵の作戦上の不利を促さんため時には捏造的記事をも内外に宣傳する新聞社に對しては、作戦上の必要よりして之を破壊するに理由が立つであらう。新聞社も敵國の武力及び經濟力の資源を増進する有力なる一機關として、認むるに一の軍事的目標を以てすること必しも非理ではあるまい。

一五九八 市町村役場の如きも、直接間接に作戦上の補助機關たるの意味に於て、その建物及び保藏の記録類は破壊の適法の目的物たるものと論じたい。市町村役場の重なる事務の一は戸籍に關するそれであるが、戸籍は徴兵及び動員計畫に重要な關係を有する。又特に兵事事項の主管として概ねその局課の設けなきはない。將た軍事官憲の要求に應じ人馬及び軍需品の徵發その地の任務にも當るのも、これ亦その常とする所である。市町村役場は斯く直接間接に作戦上の補助機關たるものであるから、その爆撃はこの理由に於て適法視せらるべきであらう。尤も之を破壊する目的は役場の作戦上の補助機關としての機能を破壊するに

市町村役場

ありて、吏員の生命に危害を與ふるのは本意でないから、破壊するならばス・ペイトの主張する如く成るべく吏員の執務時間以外に於て之を行ふことにしたい。

支那事變の初期の上海戦に於て我が海軍航空隊は上海の市政廳に爆撃を加へた。この爆撃は支那兵がその建物に占據し、砦壘を築いて之を攻防陣地に化したこと理由にありて、當然爆撃を免れざりしものであつたが、たとひ敵兵のそこに占據するなしとするも、前述の理由に於て之を爆撃するに妨げないとの意見を講者は有する。

一五九九 常に官廳及び議院の如き敵國政府の公有財産に限らず、敵國民の私有財産とても、それが敵國の經濟力の中樞たるべき重要性ある建設物又は工作物にして、苟も之を破壊することに依り敵の戦闘能力を挫くの結果となるものならば、現在及び將來に於て之に對する爆撃は必然行はるべきものと想像すべく、又それは必しも不合理であるまい。

例へば敵國の重要な金融機關たる大銀行の如きもその一である。第一次大戦中、獨逸は敵國の金融機能をも攪亂せしむるの目的にて重なる銀行をば爆撃の目標と爲し、殊に英蘭銀行の如きは、倫敦空襲の際に飛行船も航空機も常に之を重なる目標の一としたとある(Spaight, Cities, p. 200)。第二次大戦に於ても亦そうであつた。一國の財政及び金融上の主腦機關たる中央銀行とても多くは私有の株式會社で、隨つて建物は私有財産たるに相違ないが、その任務の性質に照し一の軍事的目標を以て論ずるに理由があらう。

汽船會社の如きも亦もうである。海上交通機關の主腦部たる汽船會社の活動は、その國の兵力及び經濟力の維持増進に寄與すること極めて大であるから、敵國としては之を無難に營業せしめて置く譯には行かな

敵國民の
或種の私
有建物

銀行

汽船會社

い。殊に海上私有財産破壊の法理慣例より推し、既に商船の破壊にして適法なりとせば、その商船を管理經營する汽船會社の建物に不可侵たるべき理由なしと云ひ、ただ之に従事する非戦闘者に危害を及ぼさざる範圍に於て之を爆破するは適法と認めざる能はずとの説もある(Straight, *Mr Power*, p. 244)。從來の陸戦に於ける私有財産尊重主義を文字通りに墨守する人々には聊か奇矯に感ぜらるるであらうが、敵の經濟力に致命傷を與へてその資源を涸竭せしむる近代戦の主眼から見れば、必しも中正を外れた論ではないと思ふ。

一六〇〇 航空機の作業建物及び格納庫は、たとひ私立の航空會社所屬のものにしても、即時之を軍用航空機用に改充するを得るものであるから、一の軍事工作物に準せしめ、當然爆撃の目的物と爲すを得べきである。支那事變に於て皇軍航空機が中國航空公司、歐亞航空公司等(註)民間航空會社のそれ等を逐次破壊したことは、右の理由に於てその適法なりしこと論を俟たぬのである。

内外合辦
の支那航
空會社の
性質

航空會社
の作業建
物の格納
庫及び建

註。中立航空及び歐亞航空の兩公司是、前者は米支、後者は獨支の各合辦に屬すといふ所から、その破壊は第三國の權益の侵害なりとの論が當時一部外人の間に聞えたが、兩公司の法的性質を一瞥すれば、右の苦情に理由なかりしことは容易に判知し得る筈である。

中國航空公司は民國十九年(昭和五年)七月、國民政府交通部長伯群と米國飛運公司代表者との調印の契約に基き、米支合辦(資本總額一千萬元、株數一萬株、中支那交通部五千五百株、米國飛運公司四千五百株)にて支那の法律に依り設立せられたる株式會社で、重役會(董事會)は五名の董事中三名は支那側より、二名は米人側より選任し、董事長は支那人、副董事長は支米各一人を孰れも董事中より選舉する。又歐亞航空公司は同年八月、同交通部長と獨逸ルフトハンザ會社代表シュミットとの間に調印の契約に基き、獨支合辦(資本總額三百萬元、三千株、中支那交通部二千

株、獨逸人側一千株)にて支那法律に依り設立せられたる株式會社で、董事は九名とし、中支那側より董事長、副董事長一名、及び董事四名を、又獨逸人側より副董事長一名、董事二名を選出するの制である。

支那の會社法(民國十八年十二月二十六日公布、公司法)に依れば、會社はその本店所在地を以て住所とし(第四條)、又會社は本店所在地の主管官署に登記したる後に非ざれば成立することを得ずとある(第五條第一項)。本件兩公司の本店所在地は上海なるか南京なるか明瞭でないが、孰れにしても支那國內の一地たるには論なく、即ち支那の會社法に依り支那の特定地の主管官署に登記して成立したる支那に住所を有する支那會社である。

由來會社の敵性を決する標準に關しては、各國の法則必しも一でないが、英國では第一次大戦中、敵國內設立の會社及び敵國內にて設立せられたるに非ざるも(即ち外國會社)敵國內にて營業する會社は共に敵會社と看做した。その他外國會社にしても營業の主腦者が敵國に住所を有するものであらば、これ亦敵會社を以て目することにした。且その株主が如何なる國籍の者たりとも、會社そのものの敵性を決するには關係なきものとした。米國は英國ほどに廣くは敵會社を解釋しなかつたが、敵國內にて設立せられ又は營業するものは之を敵會社と看做す點に於ては英國と異ならない。故に本件兩公司是、支那の法律に依りて設立し、支那に住所を有し、支那にて營業し、その主腦者は支那人であるに鑑み、支那と交戦關係に入れる國から見れば、その合辦即ち株主關係の如何に論なく之を敵會社と看做すを得ることは、少なくとも第一次大戦當時の英米主義の肯認する所である。されば國際法上特に之を非とする有力の學說又は慣例の出現して右の主義を覆へすに至らざる限り、之に則りて會社の敵性を決するを得べく、單に外國資本との合辦なるの故を以て之を敵會社に非ずと見るは證據なきことである。

尙ほ中國航空公司所屬の商業用飛行機桂林號の昭和十三年八月二十四日南支澳附近に於ける遭難事件のことは追て別に述べべきが、この事件に關し米國政府の同月二十六日付を以て帝國政府に致せる抗議に於ても、該航空公司には米國人が出資し、隨つて米國の權益が侵害せられたりとのことを一理由としてあつた。然しながら、これも前記の

理由から推斷し得るが如く、毫も理由なき抗議で、我が外務省の同月三十一日付對米回答中に於て『帝國政府としては……右航空機の所屬會社が支那國の法人たるに鑑み、直接第三國との間に問題を生ずべきものに非ずとの見解を保持する次第に有之候』と云へるは、當然の見解と謂ふべきものであつた。

一六〇一 凡そ敵を攻撃するに方り、敵國の非戦闘者に對しては直接加害を爲すべからざることは交戦法の根本原則となつてある。然しながら、それは直接の加害のことである。直接の加害とは、非戦闘者を主たる又は重なる目的物として之に對し故意に攻撃を加ふるを云ふのでさる。これは人道に戒むべきことを論を俟たない。故意に非戦闘者を爆撃するが如きことは、支那事變を通じ皇軍の曾て行ひたる例なきが、時を略々同うせる西班牙の内亂戦に於ては、それが時には行はれたやうである。

一六〇二 乃ち該内亂戦の酬なりし頃、西班牙共和政府の委囑にて設置せられたる英國の西班牙官軍地方被害調査委員會の一九三八年九月一日を以て發表したる報告に依れば、軍需品工場とは一も無く、實際一兵も屯せず一箇の軍用器材だに無きアリカント地方にフランコ軍は四十六回の空襲を行へるが、その中の二回は常人居住地に對する故意の爆撃であり、又同年八月十七日のバルセロナに對する、更に同月二十六日のトルレヴィエハに對する孰れも低降爆撃は、これ亦共に故意としか思はれざるものなりしとある（同年九月二日倫敦發ロイテル）。又同じ委員會の翌一九三九年一月六日發表の報告には、フランコ軍の六機は前月三十一日の夕刻バルセロナの上空に來襲し、折から土曜日であり大晦日であるので市民の群がり居れる街頭に約六十箇の爆弾を投下した。警報鳴りて約八分の間隔があつたので、市民の多數は急ぎ附近の避難所に潜り込みし、尙ほ且遭難者百三十九人、内死者四十四人を出せるが、この爆撃は市民を殺害する以外に何等目的

非戦闘者への故意の加害は嚴に戒む

西班牙内亂戦の例

ありしとは思はれず、現にその使用せる爆弾は孰れも建物破壊用に適せざる殺人用の小爆弾のみなりしとある（一月六日倫敦發ロイテル）。右の調査會の報告は當時國際聯盟理事會に移牒せられたるが、理事會にては之に基き討議の末、

『本理事會は西班牙に於ける空下爆撃の調査委員會の報告を査閲し、諸員の本問題に關する意見を聴取し、該報告に依れば、その調査したる空襲の多くは一般常人に對し故意に又は不注意に加へたるものと認めざるを得ざるものなることを惟ひ、理事會に於て西班牙代表が西班牙政府は敢て之に對し報復手段に出でざるべしと決定したりと聲明したることを多とし、聯盟總會及び理事會の從來の決議殊に一九三八年九月三十日の總會に於て採擇せられたる主義を想起し、茲に人類の良心及び國際法の原則に違反する手段に訴へたる行動を非難すべきものと認む。』(Monthly Summary, XIX, 1939, No. 1, pp. 13-4)

との決議案を聯盟總會に附議し、總會は之を可決した。フランコ軍のこれ等の空爆が、果して該報告書にあるが如く、始めより一般常人に對し故意又は不注意の下に行はれたるものなるや否や詳ならざるも、假に事實まさにさうであつたとしたならば、その人道に恕すべからざるは辯護の辭なき所であらう。

一六〇三 然しながら敵の戦闘員に對し適法の攻撃を加ふるに方り、避くべからざる附隨的結果として非戦闘者の危害を受くることは、人道主義の以て異議を挟み得る所でない。之に關してはホルの左の所説は適切である。

『非戦闘者が加害の免除を受くることの特權は重要な制限の下に立つ。……その制限とは他なし、非戦闘者は直接の加害より保護せらるるけれども、國家の武装軍隊に對して行はるる陸海軍の軍事行動から間接に來る所の人體上の危害には、彼等も當然曝さるるといふことである。その軍事行動の方法たる、敢て相當に必要なものであるや否や問題は

適法の爆撃に附隨の常人的被害

ハリス』(Hall, § 128, p. 471)

オッペンハイムは更に一層的確に左の如く論ずる。

『敵國の常人は、その戦闘に参加するに非ざる限り、直接に攻撃を受け又は殺傷せられざるべきも、軍事行動に伴つて間接に凡ゆる危害に曝されることに於ては、軍隊所屬の他の非戦闘員と異なる所ない。随つて例へば都市にして砲撃を受け、住民が幾千となく殺され、又は兵と共に汽車に乗れる常人が地雷に觸れて爆破せらるることあるも、之がため敵の常人の殺傷を禁ずる法則に何等違反するものでない』(Oppenheim, II, § 116, p. 174)

右は空爆の行はるるに至れる以前に於ける一般論であるが、空爆にありても理は同じで、即ち軍事的目標に對し適法の爆撃を加ふるに方り、當該目標の所在地點に於て非戦闘者とその生命財産の上に損害を受くることあるも、それは適法の爆撃に不可避的に伴ふ結果として、爆撃者に於て之が責に任すべき限りでない。雷に目標の所在地點のみならず、埒外の附近地に爆弾が落下し、ために損害を受けたとしても、それが爆撃者の故意に由れるのでなくして狙撃の誤差に外ならざる場合にありては、これ亦同様である。これは海上よりする砲撃に於ても既に認められてある所(海軍力砲撃條約第二條第二項參照)、移して之を空爆にも適用するを得るのである。西班牙の内亂戦に於て叛軍がバルセロナ市に大規模の爆撃を行ひ、無辜の常人七百有餘名を殺害するや(一九三八年三月)、英國政府は叛軍のフランコ將軍に抗議を送りたるに、將軍は同市には多數の兵器工廠及び軍需品工場あるを以て之を軍事的中心地と認むと云ひ、その爆撃をば違法に非すと辯じたが、この問題に關し英國下院にて種々の質疑起りたるに(四月二十三日)、首相チェムバレンはその答辯中に『何を以て軍事的目標と爲すかに就ては國際法上未だ定解は無い。ただ國際法上既定の法則と謂ふべきは

他なし、非戦闘者に對する直接且故意の爆撃の違法なることは是れである。本政府の抗議を發せる所以は、バルセロナの爆撃は無差別的に、即ち特に軍事的目標を狙ふことなしに行はれたるが如きものと判定されたが故である。』と述べたとある(同日倫敦發ロイテル)。非戦闘者に對する直接且故意の爆撃の違法なることは確に彼の述べた如くである。けれども同市に多數の兵器工廠及び軍需品工場あり、而して叛軍が之に對して爆撃を行ふに方り、直接且故意でなく、間接且不可避的に加害を一般常人に及ぼしたものであつたとすれば、空爆の性質上已むを得ざるに出でたる加害として、之を違法と咎責するは當らずで、強て之を咎責せんとせば、空爆そのものが先づ違法と律定された上のことたらざるを得ない。

一六〇四 空爆に由る常人の被害に關しては、支那事變中にも幾たびか問題を遂迎した。我が海軍航空隊は事變の初期に於て先づ敵の空軍根據地を粉碎するため杭州、南昌、南京の各飛行場を逐次爆撃し、その他蘇浙の重要都市、遠くは廣東方面に於ける軍隊及び軍事工作物、軍事施設物、軍器貯藏所等にも相次で爆撃を行つた。支那國民政府は列國を誘致して局面を有利に轉向せしめんと腐心し、種々策動を試みたが、特に國際聯盟に對しては、在巴里民國大使をして我軍の行動を誹妄する訴議を提起せしめた。聯盟理事會にてはこの提訴を審議したる末、去一九三三年に構成の諮問委員會に之を移した(昭和十二年九月十六日)。諮問委員會にては英國代表クランボンの提案を基礎にして討議し、その結果左の決議を爲し、之を聯盟總會に移した(同月二十七日)、次で聯盟總會にては全會一致にてこの決議を採擇した(翌二十八日)。

『諮問委員會は日本空軍の支那不防守都市爆撃問題に付緊急検討を行ひたる結果、これ等の爆撃が多數の婦女子を含む無辜の人民に死傷を惹起せる事實に對し深大の感動を表明す。全世界に對し恐怖の念と義憤を招徠せる斯かる行動

支那事變
に於ける
南京廣東
等の爆撃

之に關する
國際聯盟
の非難

その非難
は當らず

に對しては何等辯明の餘地存せず。依て本委員會は日本軍の右の行動を嚴肅に非難す。』

即ち右の決議は、要するに我が海軍航空部隊の爆撃を加へたる南京廣東等を以て不防守都市と稱し、その爆撃に依り多數の婦女子を含む無辜の人民が死傷を受けたと稱して我が行動を列國共同で非難したるものである。然るに空襲に關しては、都市が平面的に防守されると否とは問題でないこと既に論述した如くで、隨つて南京廣東等が假に不防守地であつたからとて、そこに苟も重要性の軍事的目標が存在すれば、その目標に向つて爆撃を加ふるに毫末も妨げないのであるから、先づ以てこの點に關する聯盟の非難は當らない。我が外務省は九月二十九日情報部長談を發表し、國際聯盟の支那側の虚偽誇大の宣傳を輕信して爲せる右の非難を駁したが、その中には『南京廣東等が無防守だといふ聯盟委員會決議の論據それ自體既に虚妄のことである、これ等の都市が要塞その他軍事施設を以て固められてゐることは公知のことである。』と云へる一節があつた（外務省情報部編纂『支那事變關係公表集（第一號）』第一四七頁）。事實その通りに相違ない。南京廣東は孰れも支那軍の司令部を擁し、且凡ゆる軍事施設が市の内外に實在する外、空襲に對し防禦するに高射砲及び高射機銃百數十門を以てし、更に敵機邀撃の基地たる廣大の飛行場をも城外に有した。即ちこの防空施設のみにも、南京廣東を共に防守都市と見るは寸毫の誤りは無い。けれども兩地が防守都市なるの故を以て、而して之を主たる理由として、我軍の之に對して行へる空爆を適法と辯護するのは、論據必しも當を得たものであるまじく、或は却つて空軍の適法の行動——土地の防守と否とを問はず、そこに存在する軍事的目標への適法の爆撃——を無益に自ら拘束するの虞もあらう。

帝國政府

一六〇五 その後廣東の空爆は翌昭和十三年五月末にも行はれ、而して之に従事せる我が海軍航空隊は、

の果次の
説明

爆撃の目標を専ら諸般の軍事的施設のみに取り、且常人への損害を能ふ限り避くるに注意し、又事實常人の被害は比較的輕微のものであつたが、それにも拘らず當時漢口に實在の支那國民政府は、日本軍は無防守の廣東を爆撃せりと稱し、又非戦闘者の夥しき死傷者を出せりと叫び、虚偽且誇大の逆宣傳を内外に試み、事實を認識せざる諸外國にては之に動かされ、皇軍を非議する聲もかなり高まつた。そこで我が大本營海軍部にては六月一日、當局者談の形式に於て左の陳述書を公表した。

『我が海軍航空部隊は五月二十八日來廣東市内外の軍事施設、軍用官衙等を爆撃し、甚大なる損害を與へつつある、支那側は之を以て無防備都市に對する無差別的爆撃なりと宣傳しつゝあり。抑も廣東が重要軍事策源地たるは言を俟たざる所にして、敵は多數の高角砲臺を備へ、陸海空軍を集中して抵抗を試みつつあるに觀るも、防守せられたる都市なること明白なり。而して國際法規及び慣例は一般に防守せられたる都市に對する攻撃は之を許容し居るに拘らず、我が海軍航空隊は依然軍事的目標に對してのみ攻撃しつゝある狀況にして、特に一般民衆並に第三國權益に危害の及ばんことを慮り、猛烈なる砲火の裡に於ても綿密なる照準を行ひ、若し目標附近に第三國旗を認め、或は一般市民に及ぼす危険大なる際には直ちに爆撃を中止する等の處置を講じつゝあるものなり。然るに支那側が故さらに高角砲陣地等を密集せる市街地の中央に構築せるため、彼等自身の防禦砲火に依り或は目標に對する爆彈炸裂の餘波を受け、附近住民が損害を蒙り、又は軍需品工場、各種輸送機關の攻撃に際し従業員等に犠牲を生ずることあるべきは實に已むを得ざる所にして、その多くは彼等自身の身に受けたる結果に他あらず。之を以て我が航空隊が非戦闘員殺傷を目的として攻撃せり等の言辭を爲すは誣ゆるも甚しと云ふべきなり。又支那側は我が空爆に依り軍事的損害を秘匿すると共にその非軍事的損害を誇張宣傳しつゝあるも、曾て我が海軍機の南京空襲に際し支那當局が數千人の非戦闘員死傷せりと公表せるに拘らず、實際の死傷は累計二百人に達せざりし事實を想起する次第なり。』

又同六月七日、我が海軍省は重ねて廣東爆撃に關し列國の宜しく事實を正視して荒誕無稽の言辭に惑はせられざるべきことを警告する長文の陳述書を公表したるが、中に於て

『…最近の廣東市内外を攻撃せる帝國海軍航空隊は、正確なる調査の下に敵軍事施設のみを目標として爆撃す。今日までに爆撃せし軍事施設は黃河停車場及附近軍需品倉庫、廣東省政府、軍司令部、廣東市政廳、省黨部、無電局、電話局、保安總隊本部、公安局、造兵廠、飛行機工場及修理工場、發電所、東莞砂糖工場等に於ける機銃陣地、河南工場地區高角砲陣地、増歩に於ける硫酸工場、電力工場、セメント工場、西村驛及附近高角砲陣地、天河飛行場、白雲飛行場にして、これ總て軍事施設なり。廣東市は南京同様完全なる要塞都市にして、市内に軍事施設充滿し、航空機に對する高角砲機銃陣地は市の内外到る所に存在す。帝國海軍航空隊各員の訓練の徹底し、爆撃精度の良好なることは、上海附近その他に於て列國人の齊しく認め且驚嘆せる所にして、同様訓練せられたる優秀部隊の作戦せる廣東に於て支那側の宣傳するが如きことあるべき理なし。その一例として、沙面に極めて接近せる黃沙驛及附屬倉庫を爆撃せるも、一彈の沙面に接近して落下したることなき事實に依りても證せらるべし。…支那側當局は被爆箇所及之が被害に對しては一言も言及せず、只單に爆撃に依り何名の死傷を生じたりと報ずるのみならず、逆に恰もその被害が悉く無辜の民衆に加へられたるが如く大々的に虚報を發し、之を一般關係者に信ぜしめ、通信の基礎と爲さしめつゝあり。これ計畫的に外國に對し同情を買はんとする爲なり。廣東所在第三國權益の今次爆撃に依り何等被害を受けたることなきの事實も、亦帝國の爆撃の正當にして且正確なることを證明するものなり。』

と記して列國の宜しく事實を正視し、帝國の立場を充分了解せんことの希望を表白し、又外務省も、廣東空爆に由る損害に關し支那側の宣傳の甚しき誇張たることを證するため、同六月十四日、同省情報部長談として左の事實を發表した。

『皇軍の廣東空襲に付敗戦の支那は各國の同情を得るため故さらに非戦闘員の被害を誇大に宣傳し、香港の諸新聞紙に依れば、國民政府當局者は六月六日のみの廣東空襲に依る死傷千五百、破壊家屋一千、五月二十八日以来の累計死傷七千と公表し、諸外國に於ても右の宣傳に疑惑せられて皇軍が非戦闘員を故意に爆撃して居るかの如く非難したのであるが、廣東省警察局長が空襲の教訓と題して六月十一日の廣東中山日報に發表せる記事に依れば、同警察局管内たる廣東市の被害は、昨年八月十八日の第一次警報以來現在まで警報回数三百二十餘回、日本機の投爆數三百餘回、爆死者凡そ二百七十餘名、負傷者七百餘名、爆破家屋四百餘戸に過ぎず。右の如く支那側の信すべき筋の報告に依りて従来の支那側のデマが暴露され、皇軍の空襲に依る非戦闘員の死傷者が極めて少數なることが立證せられたことは注目すべきであると同時に、支那側の宣傳に踊らせられたる諸外國に對しては時宜を得たる頂門の一針と云ふべきである。』

さりながら不防市の都市に存在する軍事的目標に向つての爆撃が適法であるにしても、その爆撃を故意に無辜の人民に加ふることなく、能ふ限り危害の彼等の生命財産の上に及ぶのを避くるに注意すべきは前に述べた通りである。随つてその危害が爆撃者の故意に出でたのでなく、能ふ限り注意を加へたるも尙ほ且軍事的目標に對して行へる爆撃の飛沫として死傷者を彼等に出したといふ場合には、恰も適法の砲撃目標に對し海上よりする砲撃のために損害を惹起すも、それが砲撃者の故意に因るに非ざる限り何等責を問はれないと均しく、空爆に於ても爆撃者に責任は無く、随つて國際聯盟の無辜の人民が死傷を受けたといふ點の非難も、これ亦その當らざるは問はずして明かで、當時海軍省の發したる聲明(昭和十二年九月二十八日)中の左の一節は、この點を明かにして餘蘊なきものであつた。

『…今次事變勃發以來、帝國軍隊の攻撃目標は嚴重に支那軍隊及び軍事關係施設に限定し、之が敢行に當りては慎

重を旨としたがため、今まで軍事上多大の不利不便を忍んで来たのである。南京爆撃に當りて第三國人及び無辜の支那市民に對し軍事施設爆破に伴ふ危険を豫告し、避退を勸告したるが如き、又軍事上極めて重要な役割を演じつつある粵漢鐵道の爆破に際しても、同鐵道が連日連夜多數軍隊及び莫大なる軍需品を北方戰線に輸送しつつあり。之がため我軍の犠牲は當然豫測せられたるに拘らず、避難者の無事輸送を俟ち、豫告期間に更に餘裕を與へて始めて線路破壊、軍需品輸送貨車の爆破を執行したるが如き、更に又某方面へ空爆に向ひたる我が航空部隊が目的地に到達せるも、天候の關係より軍事施設目標の明瞭ならざるため、空しく爆弾を抱きたる儘基地に歸還せるが如き事實が悉く然りである。尙ほ軍事目標の爆撃に當りても、彈着目標に極力限定せんがため防禦砲火の危険を冒して急降下爆撃を行ひ、之がため犠牲の増加を來せるが如き、これ等の事實に鑑みるも日本の空爆が如何に軍隊及び軍事施設のみに限定しつつあるかを知ることが出来るのである。』

一六〇六 想ふに砲撃に於ても勿論であるが、空爆にありても、如何に投彈者に於て注意を加ふればとて、危害を絶対に普通人民へ及ぼさしめずとの保障を立てる譯には行かない。今日の爆弾は之を第一次大戰當時のそれに比すれば、大きに於ても破壊力に於ても、既に同日の論でないことは前に述べた。假にシアーマン少佐の算定を略々正しきものとすれば、或軍事的目標に向つて四千封度の巨彈を投下するとせば、それが目的物に命中したにしても、直徑二千四百呎(大約六町半、七百三十米突)の範圍に危険を及ぼし、その埒内に於ては常人も殺傷され、凡ゆる建物住宅も損害を受くべき計算である。これは爆弾が特定の目的物に向つて正確に命中した場合の必然的波及の損失であるが、その命中に常に寸毫の誤りなき正確を期することは不可能の話である。爆弾の命中率は公算の上を示さるる所に常に合致するとは限らない。第一次大戰後の一九二三年、米國の航空隊にてデラウェア河の水塊を目標に投下爆弾の命中率を試験したことがある。敵

飛沫的
被對
絶對
禁止
不可

機來襲の懸念皆無の平時であり、且附近の人屋に危害を與へぬやう熟練の爆撃者を搭乗せしめたものと推定すべきが、その成績は一千五百呎の高さより投下せる爆弾七箇の中、目標に命中せしは四箇のみで、即ち五割七分の命中率に過ぎず、外れたる三箇の一は三百呎を距る一農家の上に殆ど落下せんとせりとある(Capt. E. Colby, "Aerial Law and War Target," Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 19, 1925, p. 711)。

當時よりして既に十數年を経過せる今日にありては、器械の精緻と練習の積重とにて命中率の遙に高まれるに至りたるは事實である。支那事變の上海戦に於て、我が海軍航空部隊の爆撃は命中頗る正確なりとて外人共に嘖々驚稱した。又實際多くは正確であつたやうである。現に我が海軍機の閩北の北站(及び鐵道管理局)に爆弾を投下せること數知れず、講者も時には附近の高廈に上り爆弾の特定目標に着々命中するのを親しく目撃したるが、當時その北站に直ぐ隣せる英國兵守備區域には一彈の誤てる落下も無かりしが如き、眞に驚嘆するを禁じ得なかつた。けれども風力、濃霧、その地の天候的關係が不利に加はらば、爆弾必しも狙ふ物體に命中せずして、附近の何處に落下するが測り知れない。右の上海作戦の發端に支那機が共同租界のカセイ、パレイスの兩ホテル附近に爆弾を投下し、歐米人の間に少なからず死傷者を出したるが、當時傳へられしが如き故意に事端を第三國との間に惹起さしめんがための爆撃と之を視るは餘りに穿ち過ぎたものなるべく、やはり我が旗艦出雲を狙へるものが當日の烈風のため大狂ひを生じ、二三町先の兩ホテルの間に誤つて落下せるものと見るのが當れるであらう。(尤も該機を操縦せる航空大尉 Took Hing-sing なる者の談として The China Sky-Chief 誌に記せし所に依れば、彼は日本の驅逐機の發射せる機關銃にて左手に負傷し、同僚の Liang Hung-young も同じく致命傷を受け、機上の爆弾架も亦敵彈に中りて破壊せられ、遂に

爆弾二筒が不時に外れて不幸の出来事となつたとある——Cite The N. C. Daily News, Sept. 10, 1927。支那操縦士の腕前は以て標準と爲すに足らぬが、命中の不正確は獨り支那機に限るまゝ。

因みに記す。粵漢鐵道の爆破に關する支那の『新聞報』の記事(昭和十三年三月十日)に『粵漢鐵道は過去五ヶ月に亘り日本機の空襲を受けたること百五十回、線路に沿ふて投下したる爆弾數一千四百三十三を下らず、しかも該鐵道の従業員は死者十七名、負傷者十五名のみ。即ち知る、日本機は一人を殺すに八十五ヶ弾、一人を傷くるに五十八ヶ弾を費せしを。』と云へるのがあつた。己れの損害を針小に而して敵機の消耗を棒大に誇張せる荒誕の評笑ふに堪へずだが(殊に爆撃の主たる目的は施設の破壊にありて人畜のそれでないから、人畜の損害數を以て爆撃の効果を疑ふの正鵠でないことは論を俟たぬが)、ざりとて皇軍に一彈の外れ圖なしと辯ずるは當らず、時には命中を逸することあるべく、環境の要件甚しく悪くば、命中よりも不命中にその率の高きを認むることなしとは保し得ない。

別して高射砲の弾程が四千米突以上にも達する現代にありては、地上よりの狙撃を避けて安全に爆弾を投下せんとするには相應に高度の飛行を要すべく、その場合には命中率の益々減少すべきは當然である。前に引抄せるシアーマン少佐の爆撃效力表は、その如何なる高さからの投下を基準にしたるものか詳でないが、第一次大戰の例を見るに、夜中の爆撃には最低三十呎の所から行ひたるのもあれば(Spaight, Air Power, p. 251, n. 6)、晝間のそれには驚くべき高さのもありて、獨逸航空機の倫敦爆撃は概して二千四百米突乃至三千一百米突、甚しきは、ゼッペリンの一九一七年十月十九日より二十日のそれは五千七百米突乃至六千三百米突なりしとある(當時獨逸は普通に四千米突を以て爆弾投下の標準とした由である)。英國の航空機も三千米突以上の高さより爆弾を投下したること稀でなかつた。第二次大戰に於ては獨英共に相競ふて更に一層の高度から交々爆弾投下を行つたことであらう。爆弾を三四千米突の高さより投下すれば、特に腕が勝れ加ふる

に周圍の事情が順調でない限り、所期の目標に對して數十米突の狂ひを生ずること珍しからずと聞くが、氣流風力等の變調之に加はらば、差際は彌が上に増すべく、加害を特定の目標のみに限らしめんとすることは到底至難たるを免れまい。

一六〇七 適法の爆撃の飛沫として蒙りたる損害が加害者の故意に出でたるに非ず、將た重大なる過失に由るに非ずして、避け難き損害であるならば、彼に責任なしといふ原則は、被害者が第三國人である場合にも同じく適用せらるるのである。前掲の六月七日の海軍省陳述書の末段には『廣東所在の第三國權益の今次爆撃に依り何等被害を受けたることなきの事實云々』とあるが、當時第三國人關係の財産が全然無難であつた譯でもない。佛人經營の Douner 病院、米人經營の嶺南大學の如きは、孰れも多少の破損を受けたやうである。けれども、それは多くは支那の高射砲彈の破片に依りて受けたる損害のやうに聞いた。假に然らずして我が爆撃に依れるものとしても、畢竟は附近所在の軍事的目標に對する爆撃の飛沫が誤つて之に觸れた結果なりしなるべく、爆撃者の故意又は重大なる過失に基けるものでなかつたことは疑ふの餘地なく、隨つて格別問題を殘さなかつた。西班牙の内亂戰に於ても或時(一九三八年五月三日夜)、フランコ軍がマドリッドを空襲せる折、英國の大使館及び領事館にすら爆弾數發が命中した(人命には損害が無かつたとある)。けれども右の理由からでもあらう、これも格別の問題が起りしを聞かない。

一六〇八 筆を本項に擱するに當り、支那事變の初期に太倉附近に於て我が航空機に依れるものと云はれる支那駐劄英國大使(Sir Hugel Knatchbull-Hugessen)の遭難事件に關し、第三國人の飛沫的被害の少々重要性ありし問題として軽く批評を試みて置きたい。

支那事變の初期の英難
大使の遭難事件

第三國人のそれにも
爆撃者に責任なし

事の顛末は、上海附近に於て戦闘開始となつてから程なき昭和十二年八月二十六日、同大使は自動車二臺（その車頭には孰れも中十八時に二十七時の英國旗を懸に掲げてありしと云ふ）を列ねて南京を發し、道を京滬線より北方の軍工道路に取りて上海に向け駛走中、同日午後太倉の南方約六哩の地點を過ぎた頃（とありしも實はその地點は精確でない）、日本の軍用航空機（これも正確でない）より先づ機關銃の射撃、次では爆撃を受け（爆弾は路傍の畑地に落下せりと云ふ）、同乗の隨員及び他の荷物積載の自動車一臺は無事なりしも、大使は銃丸にて背椎に重傷を受けたといふのがその概要である。（一行はその儘上海に疾駛し、着後大使は直ちに病院に入りたが、幸に致命傷でなく、治療月餘にして木復するを得た）。

この事件は、當時帝國海軍及び外務の諸官憲が迅速且鄭重に深厚なる同情と遺憾の意を先方に傳致したる如く、眞にお氣の毒のことで、ただ大使の療後一命を取止めたことは、不幸中の幸として何人も祝着を禁じ得ざる所であつた。然しながら情と理とを別ち、その事端を國際法より冷靜に検討すれば、曲直の批判には自ら嚴正の結論が齎らさるのである。

先づ以て問題の遭難地點である。本件に關する在本邦英國大使の廣田外務大臣への同年八月二十九日付照會に對し同大臣は同九月二十一日付第二次回答（九月六日付の第一次の中間的回答に次げる）中に於て

『…負傷當時に於ける同大使自動車の位置に關する各種の報告に幾分の相違はありたるも、日本飛行機には同大使が當時負傷したりと報告せられたる地點に於て機關銃を掃射し若くは爆弾を投下せるもの無之と判明致候。然れども日英官憲に於て同時に周到なる調査を遂げたる結果、當該自動車の位置は英國側當初の報告所載の通り太倉南方六哩に非ずして、嘉定の南方なりしやも知れずとの結論に到達致候。』

と云ひ、更にその前段に於て

『八月二十六日午後二時三十五分、日本飛行機二機は嘉定の東南三軒の地點に於て支那軍將兵を輸送中の軍用バス若くはトラックと確信せられたる自動車二臺を銃爆撃せること判明したる處、當時嘉定には支那軍の陣地あり、八月十八日以來日本飛行機は之に對し屢次攻撃を行ひたるのみならず、日支兩軍飛行機の間數次に互り空中戦行はれたる次第に之有候。』外務省情報部編纂『支那事變關係公表集第一號』第二二四・五頁

と記してある。故に大使の實際の遭難地點と推定せられたのは嘉定の南東三軒に位する支那政府建造の軍工路であるが、そこは支那軍の陣地を距ること遠からず、且過ぐる數日に互り兩軍の間に空戦の行はれ來れる所で、當日の該時刻に現にそれが行はれ居らざりしにもせよ、兩軍の戦闘地帯であつたことは勿論である。而してその戦闘地帯内の該道路は、作戦上必要と見れば何時にても爆破し得るものであるのみならず、味方のものに非ずして該道を駛走する自動車は、恰も該道路の軌上を走る汽車と同様に（假に該道路を汽車路なりとせば）、特に確知し得べき反對の事實なき限り、敵軍の利用する自動車と推定して之を狙撃するあるも、被害者に於て抗議するを得ざるものである。

第二は戦闘地帯に於ける非戦闘者の地位である。これは既に陸戦を説く所に於て細説したので、重ねて茲に論述しないが、空戦に於ても亦同じ理で、即ち戦闘地帯にありては非戦闘者（交戦國人たると第三國人たるとを問はず）の生命財産に關しては何等安全の保障なく、誤つて危害を受くればとて加害者に責任なきものである。英國政府の八月二十九日の照會には非戦闘者に對する加害の不法を特に強調してあるが、故意に出でしに非ずして適法に行へる攻撃に附隨的の、即ち飛沫的に受けたる損害に就ては、情に於ては痛く氣の

毒のことなるも、その加害は國際法上違法を以て論すべきでない。

第三は被害者が一國を代表する外交使臣であつたといふ問題である。これは當時上海及び倫敦の諸新聞紙上に高調せしめた所であるが、流石に英國政府の照會には、この無意味なる論點には觸れてなかつた。のみならず却つて『搭乗者が外國人又は縱しんば外交官なるとも問題と相成らず、要點は搭乗者が非戦闘員たりしことに存する次第に候』とあつた。外交官の特權は任國政府に對するもので、第三國には全然無關係である。随つて本件の場合にありとも、禮儀の上からは別とし法律的には、その非戦闘者たる點に於て大使も常人も寸毫だに異なる所は無い。

第四は自動車の車頭に掲げたる英國の國旗である。

序でなながら、由來國旗に關しては世の俗見に誤解があり、この誤解は支那事變に於て歐米人の間に頗る強く抱かれたやうで、苟も自國の國旗さへ掲ぐれば危害は當然免除せらるべきものと考ふる風であつた。然しながら國旗は斯かる危害免除の保障の性質を有するものではない。海戦に於て交戰國軍艦は合戦の始まる瞬間までは他國の國旗を、敵國のそれにも、掲ぐるに妨げなき慣例である（その甚しき悪慣例たるにもせよ）。交戰國の商船も、敵の拿捕を避けんがため第三國の國旗を掲げたとして、現實國際法上それが違法たるのではない。第三國人が己れの住宅建物に自國の國旗を掲げて居ればとて、之を掲げたるの一事を以て危害に對抗し得る保障とはならず、又敵國人が己れの住宅建物に第三國の國旗を掲げたればとて、不當の譏は受けんも不法を以て論ぜらるべき限りではない。ただ攻撃者は第三國の國旗の掲揚あらば加害の取捨識別の上に注意を加へる。つまり一の參考物として取扱ふ。これが國旗の性質である。軍艦なり軍隊なり將た外交使

自動車
の車頭
に掲げ
たる英
國の國
旗の性
質

被害者
の代表
する外
交使臣

臣館なりに掲揚せらるる國旗は、國家の威嚴を代表するものとして神聖視すべきは論なきが、普通に建物船車等に國旗を掲げ、而してその之を掲げたることそれのみにて危害免除の特權を隨伴するといふ風に見れば誤まる。一國の外交代表者がその搭乗する自動車に自國の國旗を掲ぐるは可なるも、その之を掲げたるの一事即ち外交代表者たるの資格を公的に表示するものとは云へない。殊に支那軍は常習的に外國旗を伴用するから、英國の國旗必ずしも英人の乗用を表示するものとは斷じ得られぬのである。

と云へばとて、國旗を毫髪も輕視する意味ではない。凡そ建物船車等が特定の國旗に依りて標識せらるれば、攻撃者は之に對する加害の上に取捨識別を爲すべきは勿論である。けれども空爆の場合には、方三尺にも足らざる小國旗、しかも之を豎に樹てたものでは、以て爆撃者の注意を要求するに力足らない。海軍力砲撃條約に於ても海牙空戦法規案に於ても、砲爆撃の保護建物を表示すべき標識に關しては特定の注文が規定せられてある。非戦闘者搭乗の自動車にして戰闘地帯を通過するものが或標識を表示することに依りて砲爆撃の免除を受くるものとなるや否やは別問題とし、假に免除を要求せんとするならば、充分の標識たるに足るべきものにて之を表示するの用意ありて然るべく、さもなくば凡そ戰闘地帯に出入する自動車その他の車輛は當然軍用のもので推定せられ、爆撃を受けても苦情は云へない。

第五は戰闘地帯の無豫報の通過の問題である。當時大使は本件地帯を駛走せんとするに先だち、支那側に對してはイザ知らず、我が軍事官憲に對しては何等豫報する所なかつたのは事實である。之に關し八月二十七日倫敦發電報として都下諸新聞紙上に傳へられたものに『大使は旅途に上るに先だち日本の軍事官憲に豫め通知すべかりしものといふ日本筋に於ける主張は、我が英國側の採らざる所である。そは該街道が砲火の

戰闘地帯
の無豫報
の通過

下に立つべしとの何等徴證も無かつたからである。」とあつた。右の論點は英國の八月二十九日の對日照會中には觸れてなかつたが、我國の新聞紙上には相應強く論ぜられた所のやうである。戦闘地帯を通過するが如きは一に自己の冒險に於てすべきことであるが、交戦軍に豫報して少しにても危険率を少なくせんとすることは勿論本人の隨意であり、交戦軍としても成るべく之を希望することに相違ない。廣田外相の九月六日付の對英回答の末段に『貴方に於ても今後危険區域通過の際には事前に通報する等此種事件再發防止に必要な措置を執られ：』とあるのも、畢竟その意味であらう。けれども茲に注意すべきは、交戦軍は如何に豫報を受けたればとて、その安全を絶対に保障するを得ざること、又保障すべからざることである。戦闘地帯にありては、何時敵が或地點に現はれ、又は軍需品輸送の如きに遭會し、之に向つて急速に攻撃を加ふるの必要に逢着せぬとは限らず、この場合に第三國人の通過の豫報に願慮して攻撃を差控えたのでは、作戰上に不利を招くことあるべく、随つて之に對酌なく攻撃手段に出づべきであるから、豫報者が危害の捲添に遭ふたからとて、その既に豫報を爲したるの故を以て抗議するを得ないのである。故に交戦軍は豫報を受くるは可なりとし、その際には絶対に安全の保障は受合ふ能はざる旨を明確に宣示するの注意を要する。勿論占領地の如きにありては自ら別である。占領地は占領軍の權力の完全に及ぶものと推定せらるる所であるから、占領軍官憲發給の謂ゆる安導券を帶有して特定地を通過する者は安全通過の保障を得たるものと云ふを得べきが、戦闘地帯に於ては到底斯かる保障の供與を期し得ないのである。

實戰的戰例の關係

第六は法的戰に非ざる謂ゆる實戰的戰にありて戦闘地帯通過に關する交戦の法規慣例が法的戰の場合に於けると同様に適用せらるべきやの疑惑である。これは八月二十九日の英國の對日照會の末段に『本件の場合に

於ては當事國の何れも戰爭の布告を爲さず又戰爭狀態の存在を明示的に認めたることなき狀態にして、右事實は本件事故の許すべからざるものなることを益々明にするものに有之候。』とありしに徴し、英國政府は否定的見解を執りしものと察せられた。然しながら實戰的戰とて交戦の法規慣例と離れて可なりと云ふべからざることは既に詳述したる通りで、この場合に於ても亦同斷である。夫婦双を手にして相争ひ、誤つて傍らの第三者を傷害したとする。その場合に該夫婦が婚姻の法定手續を履みたる者なると内縁關係に止まる者たるに依りて傷害に伴ふ責任の有無が區別せらるべき筈は無い。例は卑俗であるが、理は移して戰場の加害にも論じ得られる。

以上説ける所よりして、本件は苟も我が航空機に於て搭乗者の英國大使たることを推知し得たるにも拘らず故意に危害を彼に加へたとの反證があるに非ざる限り、法律的には格別の問題とならぬものである。英國政府が我方の第二次回答に對して満足し、之にて本件を解決済と認むる旨を聲明したのは當然であり、賢明でもあつた。

第四項 軍事的目標の爆撃に關する制限

一六〇九 空爆の適法と否とを決する標準は土地の防守の有無如何ではなくして軍事的目標の存在如何にあるといふ輓近の通説から推論し、尙も軍事的目標にして存在すれば、それが如何なる地域に存在するを問はず、之に對し適法に爆撃を加ふるを得る理で、海牙空戦法規案も原則的には之を認むるが、同時にその適

空戦法規案の規定

法を絶対的には許さず、或種の制限を之に設けた。即ち第二十四條中の左記(三)及び(四)の兩號の規定がそれである。

(三)陸上軍隊の作戦行動の直近地域に在らざる都市、町村、住宅又は建物の爆撃は之を禁止す。第二號に掲げたる目標が普通人民に對し無差別の爆撃を爲すに非ざれば爆撃すること能はざる位置に在る場合には、航空機は爆撃を避止することを要す。

(四)陸上軍隊の作戦行動の直近地域に於ては、都市、町村、住宅又は建物の爆撃は兵力の集中重大にして爆撃に依り普通人民に與ふべき危険を考慮するも尙爆撃を正當ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場合に限り適法なりとす。

一六一〇 右の(三)號にある『陸上軍隊の作戦行動』("the operations of land forces")とは、獨り陸軍兵の作戦行動のみに限れるのではなく、陸上に於て海軍部隊に依りて行はるるそれらに包まれるのである。作戦行動の直近地域の『地域』とは、廣く解さば幾らでも廣くなるが、此では狭く戰場と解すべきである。その『直近』("immediate neighbourhood" of the operations)の語も、狭く取らば作戦行動の現に行はるる地點の周圍數百米突を出でず、廣く解さば兵の隻影だになき數方里を含ませ、直近の名ありて實なく、折角の制限を空文化せしむるの虞もある。その中庸を外れざる解釋が望ましい。

『作戦行動の直近地域』は米國案では "combat area" (戦闘地域)となつてあつた。戦闘地域とは交戦國の陸上部隊間に現に戦闘の行はるる地域を意味すとし、その地域内所在の都市村落、住宅建物等と該地域外のそれとの間に區別を立て、戦闘地域内にありては、常人は概ね任意に退去するか軍事官憲より退去せしめ

陸上軍隊の作戦行動の直近地域の語義

らるるか、孰れにしても自ら甘んじて砲火の下に立つの覺悟ある者以外には殘留せぬこととなるから、該地域内所在の建物類は特別の保護建物を除き當然爆撃するを得るものとし、之に反し地域外にありては、軍事的目標は別とし、一般的には都市村落、住宅建物等に對する爆撃を禁すべし、といふ趣旨であつた (Mcort, *Int. Law & Some Curr. Thes.*, p. 195)。然るに他の二三國代表からは、尙ほ爆撃の要件として或制限を加ふべしとの意見も出て、その結果一方には之を『作戦行動の直近地域』と修正すると同時に他方には(四)號に於て『兵力の集中重大にして』の條件を附することにし、それが確定案として可決せられた譯である。

第二十四條(三)號の命する所は、第一はその前段の『陸上軍隊の作戦行動の直近地域に在らざる都市、町村、住宅又は建物』の爆撃の禁止と、第二はその後段の軍事的目標が『普通人民に對し無差別の爆撃を爲すに非ざれば爆撃すること能はざる位置に在る場合』の爆撃の避止との二つに別つて見るを要する。

一六一一 右の第一は、畢竟第一次大戦に於て交戦國双方共に戰場を遠く距る所の都市(例へば倫敦、巴里、その他萊因諸都市の如き)、村落、住宅建物等へも、互に爆撃を加へて憚らざりし弊に鑑み、戰場の直近地域に在るに非ざる都市村落、住宅建物等に對する爆撃は、徒らに無辜の常人に危険を與ふるのみで作戦上の實益が無いからとの理由の下に、之を禁すべきものと定めたものである。既に爆撃は特定の軍事的目標に對して行はれたる場合に限り適法とすと規定し、以て爆撃の目的物を軍事的目標たる特定物件に限らしむるの主義を立てたる上は、都市村落、住宅建物そのものを破壊の目的とする爆撃は、たとひ作戦行動の直近地域内に在るものにしても、それは必然的に普通人民に對する無差別的の爆撃となるを免れぬから、嚴肅に論ぜば之を適法とは稱し難い。況して直近地域外に在るものに對しては尙ほさらである。故に(三)號の前半の

直近地域の都市村落外の建物等の爆撃禁止

規定はその妥當を肯定する充分の理由がある。

一六一二 然るに第二の場合即ち(三)號の後段に規定する爆撃の禁止はどうか。(前段には『禁止す』("is prohibited")といひ、後段には『避すべし』("must abstain")とありて、この兩語の遣別けに就ては本法規案の報告書には何等説明は無いやうであるが、兩語の間に多少輕重の差ありとするも、結果に於ては格別相違ありとは思へず、均しく禁止の意に解して可い)。無差別的の爆撃は世人の概ね忌み且排斥する所であるが、一概に無差別的の爆撃といふも、それには少なくとも二つの相異なる場合がある。一は戦闘員も非戦闘員も區別なく、軍隊又は軍事施設と諸共に十把一束的に、將た格別の軍事的目標の存在するなきに、群集の一般常人に向つて故意に總括的の爆撃を加ふることの意味に於ての無差別的の爆撃であり、他の一は敵の防守都市を爆撃占領せんとする陸上部隊に上空より協力し、その占領を容易ならしめんがために爆撃を行ふことに伴ひ、常人の必然的に蒙る所の結果に於ての無差別的である。その前者にありては、爆撃の目的物は原則として特定の軍事的目標にあるから、飛沫的の損害は別とし、無差別的の爆撃は故意に行ふに非ざる限り、避すべしとすれば避す得る理である。而して苟も爆撃を特定の軍事的目標に對して行ふ限りは、たとひ飛沫が一般常人の上に落ちて生命財産に損害を與ふるありても、それは無差別的の爆撃と稱すべきものではない。スペイトは

『既に第二十四條第一號に於て軍事的目標に對する爆撃のみを以て適法と認め、隨つてその存在する所の都市全體に爆撃を加ふるを許さないのであるから、同條第三號に於て無差別的の語を以て重ねて都市全體に對する爆撃を禁ずる謂れはない。…無差別的の爆撃の語は、陸上軍隊の作戦行動の直近地域以外にありては、たとひ軍事的目標にして

無差別的
の爆撃と
なる目標
の避す

無差別的
の爆撃の
意味

も、之に爆撃を加ふる結果が市民に著大なる損害を與へ、その結果に於て恰も全都市の上に無差別的の爆撃を加へたと同様のものであるが如き爆撃の禁止を意味するのである。別語にて云へば、爆撃の適法と否とはその結果に依りて判断すべきである。』(Spaight, Air Power, pp. 214, 217)

と説く。即ち無差別的の爆撃とは、軍事的目標に向つて之を行ふ際に於て、その一般常人の上に及ぼす損害の程度即ち分量をその結果に鑑みて判断すべきものといふのである。兎に角前者の意味に於ける無差別的の爆撃の能ふ限り、若くは軍事的目標の存在全然無ければ絶対に、之を避すの望ましきは論を俟たない。たとひその狙ふ都市村落内に若干の軍事的目標が存在するにしても、例へば地上が濃霧にて深く鎖され、目標を正確に照準し得ざる際に萬一の命中を僥倖にして推量的に爆弾を投下するが如きも、右に謂へる無差別的の爆撃とその結果に於て擇ぶなく、隨つてその戒むべきは同様である。將た眇たる軍事的目標が民屋の間に介し、その目標を爆撃すれば必然的に常人への加害となるべく、しかもその爆撃が軍事上さしたる効果を齎すのでないといふが如き場合には、爆撃を差控ゆべきことも亦當然の要求である。

然るに後者の意味に於ける無差別的の爆撃にありては、既に砲力の平面的攻撃に依る破壊をば敵地を一單位として無差別的に行ふことが許さるる以上は、獨り空爆に依るそれは相成らずと爲すべき理由は考へられない。殊にこの場合に於て敵地の重要な軍事的目標に對し必要の爆撃を爲すに方り、照準を能ふ限り正確に爲すも尙ほ且狙ひが外れ、外れざるも飛沫が附近に散じ、ために一般常人の不幸にして多數が殺傷を受くるあるも、結果に於ては無差別的の觀あらんが、特に無差別爆撃と稱して之を違法と論するは當らない。これは長射程の砲撃に於ても同様である。海軍力砲撃條約にありては、砲撃の適法の目的物件(第二條に指定す

る)は『都市ニ來スベキ不便(佛原文には "inconvenients"、で英文には "harm")ヲ成ルベク少ナカラシムル爲一切ノ相當手段ヲ執リ』さへすれば之に砲撃を加へて差支なく、又その砲撃のために生ずることあるべき故意に出でたに非ざる損害に對しては、如何に損害が大であつても、指揮官は何等責任を負はないのである(第二條第二項)。殊に遠隔の海上より長大砲にて陸上に砲撃を加ふれば、如何に標的を正確に狙ふも、砲弾分散のため一般人の生命財産へ言はば無差別的の損害を與ふるの結果となるを免れまい。空爆にありても理は同じで、隨つて爆撃に依る加害を海上よりする砲撃のそれに比し特別に峻嚴に取締らざる可らざる理由は無い。無差別的爆撃の意義はこの點に於て取捨識別を要する。

一六一三 航空機の機能及び任務は、陸上軍隊の作戦行動の直近地域に非ざる所の奥地の都市村落であつても、そこに飛到して上空より該都市村落内に存在する適法の軍事的目標を破壊するにある。敵の奥地を上空より偵察する航空機が地上に敵兵の屯し、軍事工作物の設備あり、その他軍事施設の行はれ居るのを發見したる場合に、爆撃の飛沫が普通人民の上及びの虞あるの故を以て、敵軍の地上の活動を上空より單に眺めて居らねばならぬであらうか。又果して事實ただ眺めて居るであらうか。如何に寛仁大度の操縦士とても必然之に爆撃を投ずるに躊躇しまい。ただ當該目標を爆破するに方りても、例へばフォーシユの

『陸海軍の工作物、建造物、軍用材料の貯藏所等に限り、その何れの場所に在るを問はず、即ちその所在地が要塞又は防守地であり、又は軍隊の占據する所であると否とを問はず、上空より之に爆撃を加ふるに妨げない。但し非戦闘者、私有財産、及び政府用又は軍用に供せられず若くは作戦上の用途に役立たざる公有財産は能く限り免除すべきで
490°』(Fauchille, "Le Bombardement Aérien," Rev. Gén. de Droit Int. Pub., XXIV, p. 73)

目標の破壊
航空機の機能
及び任務

と注文せる如く、特に非戦闘者の生命財産に危害の及ぶのを能く限り避くるに注意するの要あるは論を俟たずで、國際法に忠實なる國はこの注意を航空部隊に内訓するに相違あるまい。

一六一四 更に(三)號後段の禁止規定は、一見頗る合理的のやうではあるが、これには必然的に一大弊害を伴はしめる。そは他なし、この規定の結果として適法の爆撃の目標たるべきもの、例へば或種類の軍事施設、軍需品工場の如きを敵は故さら無差別的爆撃となるが如き位置に介在せしめ、之を庇護にして爆撃を免れんとするの詭策に出でしむることである。この懸念は次に述ぶる一九二四年の萬國國際法協會のストックホルム大會に於て既に指摘せられた所であり、又その後二三の國際法學者中にも、この點に注意を喚起したのがある(例へば P. W. Williams, "Legitimate Targets in Aerial Bombardment," Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 23, July 1920, p. 377)。支那事變に於ても、支那軍は各種の軍事的施設を多くは一般人の居住地域内に介在せしむるか將た故さら第三國人の財産と紛らはしき住宅建物等に近接せしめ、以て爆撃免除の特典に與らんとしたること南京、廣東、その他の各方面に數知れずあつた。人道尊重の要は論なきも、敵をして人道を一種の障壁に利用せしめ、その掩護の下に適法の攻撃を回避せしむるが如きは交戦法則の許さざる所であるが、本規定はまさしく斯かる詭策を運すことに向つて敵を誘導するものである。

一六一五 要するに第二十四條(三)號後段の規定の下にありては、而して謂ふ所の無差別的爆撃なる語を廣義に取るに於ては、爆撃は陸上軍隊の作戦行動の直近地域の内外を問はず、軍事的目標に對してすら適法に行ふことを事實不可能ならしめる。それでは作戦上の現實の要求と兩立しまい。隨つて如何に嚴肅の規定を空戦法規の上に設けて見ても、實際に於て作戦上の必要は之を墨守するを許さしめず、爆撃者に於てその

軍事施設
を故さら
爆撃禁止
地に介在

作戦の現實
の要求と
兩立しない

爆撃に躊躇することが軍の不利と見れば法規に頓着する筈あるまい。随つて斯かる禁止規定は、如何に明文を以て律するも、その理由は覺支なきを想像すべきである。元々この規定は空戦法規案の原案には無く、伊國の提案に日蘭兩國委員が賛成し、遂に挿入せらるるに至つたものと聞けるが、一旦可決とはなつたものの、空軍優勢國は現在及び將來とも之を甘受するに躊躇するであらう。空戦法規案が爾後各國の批准を得ないのは他にも理由あらんが、本條項の拘束が實はその有力なる一理由であつたやうに承知する。

一六一六 されば萬國國際法協會の一九二四年ストックホルム大會に於て空戦規則案の討議に際し、軍事的目標が一般常人に對し無差別爆撃を爲すに非ざれば爆撃すること能はざる位置にある場合には爆撃を避すべしと爲すに於ては、敵をして軍需品工場又は軍の本營を故意に一般常人の居住地内に移さしむるの弊を生じ、之がため現に適法の軍事的目標に對してすら事實に於て爆撃を爲す能はざるに至るべしといふ上來述べたると同一論旨の反對説は出で、中には作戦行動地域以外にありては、人口五千以上の平和都市の例へば半徑二十哩以内に於ては、該都市にして開戦以前に一の國際委員會にて運輸線の交叉點若くは軍輸品の中心地として軍事的目標と認むるに足るものと證明したるに非ざる限り、之に爆撃を加ふるを得ず、と爲すべしといふ意見の提出もあつた。けれども戦時とならば、平和的都市も一朝にして軍事的都市となり、又軍事的都市とても敵機來襲の虞ありと見れば一夜にして軍需品を他の平和的都市に移すこと必ずしも不可能ではないから、都市を平和的と軍事的とに區別するは困難なき能はずとの反對意見もありて、結局この問題は有耶無耶に終つた。

爆撃物件

一六一七 想ふに爆撃を適法に行ひ得る目的物をば特定の位置に存在するもののみに限らしむることは、

の特定地の所在制限の當否

航空機の特有とする性能を没却し、その效用の過半を無にするものたるを否み得ない。この點に關しては、田岡教授の

『空爆を許しながら、爆撃の範圍を地理的に限定して兩軍の現實の戦闘地帯に限る案、又は爆撃の目的物を地上及水上の敵兵力に限る案は、右の目的「航空機の軍事的價值を活しつゝ人道の要求との調和を計ること」を達する所以でない事も亦一般に承認せられる。空軍の特長は其侵透性、即ち地上の戦線を超えて敵國の内部深く侵入して破壊力を行使する能力に在り、従つて地上の戦線の上に其行動範圍を限る事は、航空機の持つ軍事的價值を活かす所以でないからである。』(『空襲と國際法』第二二一・二二頁)

と云へるは肯定すべき見方であらう。たとひ法規の上に於て右様の限定を立てても、戦時となりて實際に臨み空軍優勢國の之を墨守する筈はあるまい。勿論航空機に斯かる性能があればとて、徒らに敵國の奥地に侵入して無制限に破壊力を逞うするものと見るは當らない。爆弾の浪費は何れの國の空軍も自然的に自身之を節すべく、随つて之を破壊することの必然有利なる目標に向つてのみ破壊を行ふに止まるべきであるから、敵國の全領域が擧げて空襲に依り焦土化せらるべきものと見るにも及ぶまい。けれども性質論としては、空爆の範圍が地理的に限定せらるべきものに非ずとの見方は首肯すべきである。随つて航空機の行動範圍は敵國の全領域の上に及ぼすを得るものたると共に、爆撃を行ふ目的物は特定の軍事的目標に限らること、又自然限らることの理論も同時に兩立するである。

故に本條第三號の後段が要求する條件は、第一には、故意に無差別的爆撃を行ふに非ずして、善意の爆撃なるも標準に狂ひを生じ、その結果に於て誤つて無差別的の加害となるが如き場合は之に含まれざるものと

解したい。第二には、敵に於て例へば軍需品工場の如きを爆撃より免れしむるため、悪意にて常人居住地たる都市内に移したるものと明かに推定し得る場合には(その立證は困難であらうけれども)、該條件の恩恵を濫用せるものとして、對手の交戦者は最早や之に遵由せざるも可なりで、それが無差別的爆撃となりて常人が危害を受くるも、その責任は自國政府にあり、と解したい。第三には寧ろ原則的に、獨り軍需品工場に限らず、凡そ軍事的目標を中心とする周囲の一定距離内に在る常人の生命財産は保護せらるべき限りに在らざることとを明規し、之を一に本人自身の危険の下に置かしむることと爲したい。常人にして尙ほ且難を他に避けずしてそこに留まる限りは、そは己れ自身の危険に於てすることであるから、その生命財産に損害を受けても苦情は云へぬ筈である。

一六一八 この問題の混雜を避くるためには、特定の軍事關係施設物、殊に軍需品工場の如きをば、平時よりして一般常人の居住する都市より離隔せしむるの義務を各國に負はしむることと爲すに若くはない。これは既に第一次大戦中にも、勿論義務的ではなかつたが、或程度に實行せられた所であり (Straight, Cities, Towns)、且將來各國自身に取りても爾く爲すことが、常人の受くる危害を少なくせしむる譯であるから、利こそあれ損は無い筈である。尤も軍事的目標の種類如何に依りては、都市内に置くに非ずんば不利不便のものらも多々あう。例へば中央行政官廳及び市政廳、その他戦時に於ては軍事輸送の大基點となるも平時にありては市民の日常生活上その所在を都會の中心地に要する停車場の如きはそれである。斯かる種類に屬するものは特例とし、都市外に移すも業務に甚しき不利不便なきものは之を移すを義務と爲さしめたい。ただ問題は、各國の斯かる義務の履行を殊に戦時に於て如何に保障せしめ得るかである。戦時中立國をして之を監

特定の軍事施設物
都市の離隔

視せしむるが如きも、それが實行し得られるならば、確に一辨法たるを失ふまい。田岡教授の説に

『此機關としては複数の中立國の代表より成る委員を構成して是を兩交戰國に置く事とする。中立委員會は其駐在する國が軍事目標を都市内に建設せりや否やの事實を確める任務を持つのみでなく、同時に相手交戰國の航空機の爆撃が軍事目標の存在する場所に限られたるや否やの事實を調査する任務を託せられて差支ないと思ふ。何れにしても中立機關の權限は唯事實の確認に止らしむるを可とする。例へば交戰國が其都市内に軍需品工場を設くるとも委員會は其撤廢を命ずる權限を與へらるべきではない。然し斯かる機關の存在に依つて、交戰國は敵國の都市にして委員會が軍事的目標無しと認定したるものに向つて爆撃を投ずる事は躊躇すべく、又戦時に起り易き復仇の權利の濫用、即ち交戰國が敵國空軍の自國都市に對する爆撃を輕々しく違法なりと稱して自國空軍の敵國都市に對する攻撃を國際法の拘束より離脱せしむる事を減少すべく、従つて此機關の存在は平和的人民の保護の爲に有效であると信ずる。』(『空襲と國際法』第二六一頁)

とあるは、必しも不可能のことでもあるまじく、要は交戰國が軍機保護上斯かる中立機關の自國內の設置を容認するの雅量如何に歸着する。けれども海牙空戦法規案は、追て述ぶる如く、歴史上の記念建造物の保護地帯に關し中立國代表者より成る監督委員會の制を規定する(第二十六條第八號)。要はこの規定を特定の軍事的目標の離隔に擴及する迄のことであらう。

一六一九 爆撃の目的物中にありて特定のものの、例へば鐵道停車場の如きに對しては、常人の受くることあるべき危害を能ふ限り避けしむるため、之を爆撃するには彼等の出入の繁き晝間を避け、その密集せざる夜間に限らしむべし、とはスベイトの主張する所である。その説に曰く

『自分の所見にては、最善の解決は作戦地帯内所在の、又は作戦地帯外所在にありては主として軍隊若くは軍需品の

特定の目的
爆撃の時間
制限

輸送に専用せらるる所の、鐵道、停車場、及び波止場のみを軍事的目標として取扱ふことにするにある。その他の鐵道、停車場、及び波止場も無論適法に攻撃の目的物となるべきが、それは軍事的目標としては非ずして、荒廢の法則の下に砲撃し得る所の常人の財産に準じ、且非戦闘員の生命には不意に危害を與へざるべきの條件の下に之を行ふとすべきである。原野を走る鐵道線路、又は人の出入の絶えたる大停車場（例へば深夜に於ける）の如きも、この法則の下に爆撃するを得べきが、都會に於ける鐵道線路や乗降時間中の停車場の如きは爆撃を加ふべきに非ずとする。同様の法則は港及波止場にも適用し、晝間攻撃して常人の生命財産に危害を及ぼすが如きことを爲すを得ざるものとす。一九一八年十月二十七日の伊國政府の公報に依れば、伊國の一飛行船は埃太利のレヴィコ停車場へその最大活動中に四百疋の爆弾を投下して驚愕を與へたとあるが、此に謂ふ所は正にその反對で、即ち停車場はその全然休務中の時間に限り、上叙の法則の下に之に加ふる攻撃を適法とすべきである。都會の最端驛に對する晝間の攻撃は之を違法とすべく、我が獨立航空隊の一九一八年十月三十一日、ボン市の中央所在の停車場に晝間加へたる爆撃の如きは、本提案の下にありては違法たるべきものである。』(Spaight, *Air Power*, pp. 229—230)

即ち要は、たとひ純乎たる軍事的建設物には非ざるにしても、政治的若くは心理的の目的を以て、即ち敵軍への物資の供給を絶つがためといふよりも、敵國民の生活上及び經濟上の組織を攪亂せしめ、抵抗心を挫き、敵の全國民の意氣を沮喪せしむるの目的を以て、之に對する爆撃を適法のものとして爲し、ただ人命には危害を能ふ限り及ぼさしめざるの趣旨から、爆撃は夜間に限り（倫敦市などは晝には四十萬以上の人々輻輳する所も夜間には減じて一萬四千以下となるの例に徴し）之を行ふことを許さしむべしといふにある(Spaight, *Ibid.*, pp. 20—22, 230 以下)。そこで彼は空戦法規案、殊にその核心を作す所の第二十四條の諸項には、空戦の實際に副はす作戦の要求と調和せざるものありとの見地から、別に空爆の根本的基調として(一)軍事的

目標は總て都市以外に移すこと、(二)或種類の非軍事的財産は、その都市内に存在するものにも、之に爆撃を加ふるを得と爲すこと、但し人命の損害を免れしめんがため、爆撃は夜間の如き人なき際を擇んで之を行ふべきこと、(三)都市内にある鐵道、鐵道交叉點、終點、及び橋梁は軍事的目標とせず、右の二に屬する種類として取扱ふこと、(四)爆撃を報復手段として行ふを絶対に禁ずること、との意見を立てた(*Ibid.*, pp. 205—6)。この中の(一)及び(四)には幾許の可能性あるや疑なきに非ざるも、(一)及び(二)は必しも不可能であるまい。殊に(一)は、その監督方法さへ確保するを得ば最も望ましきものたること既に述べた如くである。特に彼が適法に爆撃を加へ得ることにすべしと爲す所の非軍事的建物といふ中には常人の住宅を總て除外し、専ら鐵道、その終點及び交叉點、波止場、棧橋、道路、橋梁、運河、水道、瓦斯、發電所、倉庫、木材置場、貯水場、各種工場(軍需品製造以外の)、大會社、官廳(陸海軍省の如きは軍事的目的として當然爆撃し得るものとして別にし、茲には例へば内務省や文部省の如きを指す)、市町村役場等、その他行政及び商業並に交通上に須要の建設物も爆撃の適法の目的物と爲さしむる説には一理あるであらう。

一六二〇 スペイトの右の提案と或程度に類似する別案に、前にも一寸引抄せるウキリアムス教授の米國國際法雜誌(一九二二年七月號)に於て提唱せる海牙空戦法規案第二十二條及び第二十四條の修正意見がある。その要旨は、凡そ軍事的目標は之をその軍事上に於ける重要程度に就て二つに分類し、比較的程度の高きもの、例へば軍事工作物、軍事貯藏所の如きは、晝夜の別なく何時にても爆撃するを得るものとし、その低いもの、例へば武器彈藥以外の軍需品の工場、軍用以外の交通線又は運輸線の如きは、その都市内に在るものは晝間に限り爆撃を適法とすべしといふにある。この意見に基いて彼が編綴せる該兩條の修正案文

(pp. 273-5) 所載)左の如くである。

第二十二條 普通人民を威嚇し、第二十四條に掲記する軍事的目標の類別に入らざる私有財産「海牙法規案には」軍事的性質を有せざる私有財産」とある」を破壊若くは毀損し、又は非戦闘員を損傷することを目的とする空下爆撃は之を禁ず。

第二十四條 (一) 戦闘地域外に於ける空下爆撃は之を軍事的目標に對して行ふ場合に限り適法とす。軍事的目標は本條第三號に遵由する限り、その何れに在るを問はず之に對する爆撃を適法とす。

(二) 空下爆撃は左記二種の軍事的目標に對して行ふ場合に限り適法とす。(甲) 軍隊、軍事工作物、軍事建設物又は軍事貯藏所、武器彈藥の製造に従事する工場「海牙法規案にある」重要且公知の中樞を構成するもの」の文句を削る」主として軍隊輸送、軍隊への供給品輸送、又は軍隊との交通に使用せらるる交通線又は運輸線。(乙) 作戦上使用せらるべき材料の製造に従事する工場、及び前記甲種の軍事的目標に屬せざる交通線及び運輸線。

(三) 甲種の軍事的目標に對する爆撃は如何なる時に於ても之を行ふを適法とし、乙種の軍事的目標に對する爆撃は日出後より日没前の晝間に於て行ふ場合に限り適法とす。但し乙種の目標にして都市村落以外の所在に係るものは夜間に於ける爆撃も亦適法とす。

(四) 陸上軍隊の作戦行動の直近附近にありては、都市、村落、住宅又は建物に對する爆撃は、兵力の集中重大にしてその爆撃を正常ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場合には適法とす。「海牙法規案の」普通人民に與ふる危険を考慮するも尙」の文句を削る」

(五) 「海牙法規案の(五)と同じ」

即ちウキリアムス案も、特定の目的物に對する爆撃を特定の時間内に限らしむることの要求に於ては大體スベイト案と共通である。

夜間に限る爆撃案の難關

一六二一 假に一般常人の威嚇のためにする空爆が適法のものとするれば、停車場の如きに對する爆撃は常人の出入の繁き晝間に於て之を行ふてこそ却て効果は大なる譯で、隨て夜間に限る爆撃案は成立し難くなるが(この點に關しては *Kokes & Bridges, The Laws of Aviation, p. 132* 參照)、空戦法規案第二十二條に規定する如く威嚇爆撃は許されざるものとすれば、スベイトの所説には一應の研究の餘地はあらう。

されど夜間爆撃案には二つの難關あるを想はねばなるまい。その一は、緊急の軍事的必要は時に空爆の實行を夜間まで遷延せしむるを許さざることである。而して斯かる場合に於ける除外例を認むるに於ては、總ての場合が緊急の軍事的必要といふことに掩はれ、例外却つて原則となりて折角の夜間に限る規定も結局空文化するを免れまい。第二は夜間の空爆に於ける命中率の不確實である。スベイトは第一次大戦中にありて夜間爆撃の却つて命中の確實を期するを得たりと云へる佛英米の空戦専門家數名の所説を援引する (*Spaight, Air Power, p. 250* 以下)。而して彼等の論據とする所は、夜間には敵の高射砲及び航空機に依る抵抗を受くる危険が少ないので、孰れも思ふ存分に低航空を爲し、時には二百呎、或は九十呎まで下降して爆弾を正確に命中せしむるを得たりといふにある。

然しながら第一次大戦以後今日までの間に幾十倍の進歩改善を示せる高射砲、聽音機、照空燈等の裝備、その運用の鍊達、燈火管制の洩れなき厲行等に直面しては、暗夜に命中の正確を期し得るまでの低下飛行は愈々困難なるべく、旁々右の論據には多大の疑惑なきを得ない。夜間の視力は位置の高低、月星光の強弱、その他種々の關係で一樣には行かまいが、大雑把に云へば、満月の夜には一千米突の高所より大街衢を見るに足り、五百米突まで降れば小街路を見るを得べく、半月の夜ならば五百米突下の大街衢の物體を概略視認

し得る限界となり、四分の一の月夜ならば同一の目的を達するにゴツと下まで降らざるを得ずと聞く。落下傘にて閃光具を利用せば暗夜にても約千五百米突の圓徑内の地上物體は大體見別けがつくと稱せらるるが、それにしても白晝の明確なるに若かざるは勿論なるべく、随つて原則としては、暗夜は白晝よりも當然照準を定むるに難しといふに誤りなかるべく、それだけ無差別的の加害を齎すは避け難い。第一次大戦の酣なりし一九一六年の六月二日の倫敦タイムスの記事に依れば、當時まで獨機の來りて(多くは夜間に)英國の都市に爆弾を投じたること四十四回、之に由る英人の死者四百九名、負傷者一千五名、孰れも無辜の常人で、死者中百八十七名は女と小供であり、しかも軍事的施設は却つて殆ど何等の損害をも受けなかつたとある。適法の破壊物と否とを殊に夜間にありて識別するの難き若くは到底不可能なる、以てその一端を知るべきである。支那事變に於て帝國海軍航空部隊が或夜漢口に空襲を行へるに(昭和十三年三月十五日)、爆弾悉く目標に命中したる好成绩なりとして、紐育に報道せるヘラルド トリビュンの漢口特電は、日本機の夜間空襲の技能を驚嘆せるが、こは我が海軍機の特技に屬すべく、何れの國の夜間空襲に期待せんとしても得ない。此にスベイト案の缺陷がありはしまいか。(第二次大戦に於ては肯否孰れか又は双方を立證すべき資料大にあつたに相違なかるべきが、本節執筆の時には未だ之を入手するを得なかつた)。

夜間爆撃
禁止説

一六二二 夜間の空爆を以て命中不確實と爲し、スベイトの所説と正反對に日没後の爆撃を禁すべしとの説は、萬國國際法協會の一九二四年のストックホルム案の討議の際に提起せられた。同協會の空戦法規案起草委員會の手に成れる原案第五條第一項は海牙空戦法規案第二項を大體踏襲せるものであるが、その討議の折、英國の代表(S. W. Collins)は、晝間の空爆に於ても目標の正確なる命中を期するは困難であるが、殊

に夜間にありては事實それが不可能で、必然常人に危害を與ふるを免れずと論じ、都市所在の軍事的目標に對しては日没後爆撃を加ふるを得ずといふ一項を追加する修正案を提出した。けれども造兵廠や軍需品工場は日没後とも作業を休止せざること、將た日没とは如何なる光線を分界として判定すべきや明瞭を缺くと等の反對論も出で、右の修正案は遂に成立しなかつた。

直近地域
内の都市
村落建物
の爆撃

一六二三 更に陸上軍隊の作戦行動の直近地域内の都市村落、住宅建物等に對しては、第二十四條の(四)號に於て『兵力の集中重大にして爆撃に依り普通人民に與ふべき危険を考慮するも尙爆撃を正當ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場合』たることを條件として之が爆撃を適法と規定する。元來都市村落、住宅建物は、その所在地の作戦行動の直近地域の外たると内たるとを問はず、通じて普通人民に對する無差別的爆撃となるを免れぬから、既に前者の場合に於ける無差別的爆撃を禁する以上は、後者の場合に於けるそれをも禁すべきで、従つて特定の軍事的目標に非ざる都市村落、住宅建物そのものの爆撃は總て違法と爲すに非ずんば論理一貫しない。さりながら作戦行動の直近地域内にありては、敵に對する攻防計畫の必要上市邑民家をも破壊せねばならぬこともあるべく、これは普通に砲撃に於ても認めらるる所であるから、空爆に於て特に之を非認すべき理由は無い。これ本號が前記條件の下にその適法を肯定する所以である。(但し第二十五條掲記の特定の爆撃免除に屬する建物、物件、場所に關しては相當注意を加ふるを要する)。故にこの場合に於て考慮せられたる危険が實現し、普通人民の生命財産が損傷を受くることありても、之に對し訴ふる道は無いのである。

軍事的目

一六二四 敵がその都市内の軍事的目標をば、空爆を受くるの危険を避くるため、煙幕その他人工的雲霧

の類にて隠蔽したる場合には(勿論天候の工合にも由るべきが、それが可能なる場合に於て)、之に對する爆撃は目標の所在地點が不正確となるとの理由に於て避止せざる可らざるか。

この問題に關してはスベイトは、自然の雲霧が正確なる空爆を困難又は不可能ならしむる場合には爆撃の決行は許されざるも、人工的の雲霧にて軍事的目標を隠蔽する場合には、爆撃者は狙ふ物體がその下に存在すること確實と認むるときは、而して之を大體正確に爆撃し得ることの自信あるときは、それでも爆撃を避止せざる可らずとは主張し難いと論ずる(Spaight, *Civilians in War*)。然しながら隠蔽用の雲霧が自然的のものたる人工的なるものに依りて爆撃の適否を殊別するの論據は明晰でない。問題は、一に狙撃の正確性如何にあらう。爆撃すべき固着的目標は敵都市の上空に到りて始めて探し出すのは稀なるべく(集散する軍隊の如き移動的目標は別とし)、多くは種々の諜報手段に依りて豫め之を探知し、その地點を圖面の上に印し置き、上空に於て之と照し合せて爆弾を投下するのであらうから、雲霧ありと雖も大體の見當はつく譯である。随つて爆撃者は、隠蔽物あるも確に狙ひは外れずとの自信あらば爆撃を決行すべく、自信なくば之を避止すべく、雲霧が自然物であると人工的であるとは問ふを須るまい。ただ雲霧が人工的であること確實なる場合には、それにて隠蔽することの一事則ちその下に軍事的目標の存在することを暗示することにもなり、爆撃者としては己れの自信を強むる一資料と見るべく、又敵としても煙幕その他人工的雲霧にて或物體の所在を隠蔽する以上は、自ら『この下に爆撃を受くるの虞ある目標あり』と廣告するも同じ譯であるから、爆撃の結果に多少の狂ひが生ずるありとしても、強い苦情は云ひ得ない理である。

一六二五 第二十四條は最後の第五號に於て『交戦國は其の士官又は軍隊が本條の規定に違反したるに因

り生じたる身體又は財産に對する損害に付賠償金を支拂ふの責に任ず。』と規定する。この第五號は違反行為の責任に關する規定であるから、條項の排序としては第二十四條中の號位より離して別の條又は項に配置した方が然るべしと思はるるも、それは立法技術に屬することであるから、今深く論ずるにも及ばない。

必しも本條の規定違反といふには該當せざるも、その投下すべからざる所に誤つて爆弾を投下し、殊に生命財産に損害を與へた場合には、當然責任の伴ふを免れない。支那事變に於て昭和十四年一月二十四日、南支の深圳の殘敵本據を我が一機は爆撃中、誤つて九龍の英國租借地内に爆弾二箇を投下し、一彈は英國側の汽關車に命中し、その際印度人巡查一名及び支那人十一名の死者と外に若干の負傷者を出し、英國政府の抗議を招いた。而して現地軍當局者の現場調査に依り右は潰走支那兵を追撃中に境界を誤認せる結果で、全然我方の過失に由れること判明せしかば、帝國政府は英國政府に對し深甚なる遺憾の意を表すると共に、ために生じたる死傷者その他の損害に對する賠償金二萬弗(香港弗)を支拂ひ、事は圓滿に解決した。

第五項 特定の建物及び地帯の保護

一六二六 空爆を行ふに方りては、寺院、學校、慈善館、歴史記念館、病院、傷病者收容所等の特定保護建物は、陸上に於ける砲撃及び海上よりするその場合と均しく、當該建物が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り、成るべく損害を免れしむるため必要なる手段を執るべきことは、明文の有無を問はず當然のことである。第一次大戦中、保護建物殊に病院にして敵機の爆撃を受けた例は數知れない。殊に一九一八年五月三十一日、佛國エターブルの一病院の上に獨機の投下したる爆弾は死者二十七名、負傷者七十九名を出

したとある。この病院には赤十字の標識が表示せられてありしに拘らず、先づマグネシウムの照明弾を投下し、その照明力を利用して二千米突の高所より故意に爆撃を加へたものと傳へられたが、故意に非ずして過失に由れる爆弾投下の例も他に少なからずあつた。時には機上より空下の敵に病院保護の注意を與へた美談もある。例へば土耳其出征の英軍が或時自軍の病院の程近くに砲列を布いた。これは命令の錯誤から何氣なく布いたものとある。すると之を見たる土耳其軍の航空機は、英軍に日光通信機にて『その砲列を撤去するに非ずんば我軍は貴病院の側近に砲火を注ぐの已むなきに至るかも知れない。念のため御注意申す。』と信號した。英軍にては己れの過失を覺り、直ぐ砲列を撤去したとある。又土耳其軍の航空機を操縦する獨逸の一飛行士は或時空下の濠太利軍に對し、野戦病院の爆撃を避けしむるための標識を一層明瞭に表示せられたし、との手簡を投下した。濠軍は直ちにその取計を爲し、斯くしてその後も獨逸の操縦士は野戦病院への爆弾投下を避くるの愼慮に出でた由である (F. H. P. 1923, p. 314)。稀には斯かる美談もあつたやうであるが、多くは故意か過失かは別とし、孰れにしても爆撃の災害を往々免れなかつた。

一六二七 されば第一次大戦に於ける累次の經驗に徴し、陸戦及び海戦を律する從來の當該條項は常に砲撃に於てのみならず、空戦に於ては愈々以て保護建造物の安全を期するに甚だ不充分なることが立證せられた。そこで伊國代表の主張に依り、該條規の趣旨を空戦にも及ぼし、併せて歴史上の記念建造物のために保護地帯を設定することの議が空戦法規起草委員會にて全會一致にて採擇せられ、左記全條の成立となつた。

第二十五條 航空機に依り爆撃を行ふ場合には、公衆の禮拜、技藝、學術又は慈善の用に供せらるる建物、歴史上の記念建造物、病院船、病院並病者及傷者の收容所は右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目

的に使用せられざる限り、之をして成るべく損害を免れしむる爲、指揮官に於て必要なる一切の手段を執ることを要す。右建物、物件及場所は、晝間は航空機より見得べき標識を以て之を表示することを要す。前記以外の建物、物件又は場所を表示する爲標識を使用することは之を背信行爲と看做す。右標識はジェネヴァ條約に依り保護せらるる建物の場合に於ては白地に赤十字たるべく、其の他の保護建物の場合に於ては、方形の大板にして對角線の一を以て一は黒色、他は白色の兩三角形に區劃したるものなるべし。

前項に掲げたる病院及其他特權を有する建物に關する保護を夜間に於て確保せむとする交戦者は、前項に掲げたる特別標識を充分看易くする爲必要な措置を執ることを要す。

第二十六條 各國の領域内に存在する重要な歴史上の記念建造物に關し一層有效なる保護を與ふる爲、當該國が右記念建造物及其の圍繞地帯を軍事上の目的に使用することを避け、且其の監督に關し特別の制度を受諾することを條件として、左の特別規則を採用す。

- 一。各國は其の適當と認むる場合に於て、其の領域内に在る該記念建造物の周圍に保護地帯を設くることを得。右地帯は戦時爆撃を免るべし。
- 二。其の周圍に地帯を設くべき記念建造物は、平時に於て外交手段に依り他國に之を通告すべし。該通告は地帯の限界をも表示すべきものとす。該通告は戦時に於て之を撤回することを得ず。
- 三。保護地帯は記念建造物又は其の集團が現に占むる地域の外、右地域の周圍より測りて幅員五百米を越へざる外方の地帯を包含することを得。

- 四。交戦國航空乗員をして右地帯の限界を確實に識別することを得しむる爲、晝間夜間共に航空機より明確に見得べき標識を用ゆべし。
- 五。記念建造物自體の標識は第二十五條に定めたるものたるべし。圍繞地帯を表示するが爲用ゐらるる標識は本條の規定を採用する各國に於て之を定むべく、且記念建造物及地帯の通告と同時に之を他國に通告すべし。
- 六。第五號に掲げたる地帯を表示する標識の濫用は總て背信行爲と看做さるべし。
- 七。本條の規定を採用する國は記念建造物及其の圍繞地帯を軍事上の目的の爲若は方法の如何を問はず其の軍事機關の利益の爲に使用すること又は右建造物内若は右地帯内に於て軍事上の目的を有する一切の行爲を爲すことを禁止するを要す。
- 八。第七號の規定の違反が行はれざることを確保する爲、本條の規定を採用する國に駐劄する三名の中立國の代表者又は其の代理者より成る監督委員會を任命すべし。右監督委員會委員中一名は對手交戦者の利益を委託せられたる國の代表者(又は其の代理者)たるべし。

右の第三十五條に規定する特定保護建物に對する爆撃に就ての注意は、要するに陸戦法規慣例規則第二十七條及び海軍力砲撃條約第五條の規定に大體則り、之に加ふるに赤十字原則海戦應用條約の精神を以てしたものである。元々爆撃は軍事的目標に對して行はれたる場合に限り適法なること既に第二十四條(一)號の規定する所であるから、この原則的規定のある以上は、且交戦諸國にして能く之を遵守する以上は、右の兩條なしと雖も公衆の禮拜堂その他第二十五條所掲の諸物件は當然爆撃を免かるべき理である。けれども陸上軍

隊の作戦行動の直近區域にありては、都邑又は住宅建物そのものとても特定條件の下に爆撃するを許されてあるから、禮拜堂その他の免除建物も兵燹の下に立つなしと限らない。乃ち斯かる場合に於て爆撃者は、その損害を成るべく(であるから實際の効果は疑はしいけれども)之に及ぼさしめざるに注意すべく、これが本規定の要求である。

一六二八 前掲第二十五條掲記の爆撃保護物件中には病院船もあるが、支那事變中の或時、支那軍は上海港外吳淞下流に於て我が病院船旭丸を爆撃及び銃撃し(昭和十二年八月二十九日)、又九江附近にて同じく病院船橘丸を爆撃したことがある(同十三年七月二十九日)。兩船共に橋頭高く赤十字旗を掲げ、且上甲板及び舷側に赤十字を描く外、舷側には規定の塗粧を施し、高度より病院船たることを明瞭に視認し得るものたりしに拘らず、支那軍はこの暴舉に出でたもので、橘丸の損害は輕微であつたが、孰れにしてもその甚しき違法行爲でありしこと辯明の餘地なき所である。

一六二九 第二十五條掲記の保護物件が爆撃防止の保護を受くるには、それが「軍事上の目的に使用せられざる限り」を條件とする。第一次大戦中、敵がその保護建物を同時に軍事上の目的に使用せりとの非難は交々聞はされた。塙軍がヴェニスの上空より爆弾を投ずるや(一九一六年七月)、大寺院の鐘樓が敵の航空機に對する砲架として利用せられたるが故と説明せられた(同寺院の大僧正は斷じてその事實なしと辯解したが)。獨逸がランスの佛國病院を爆撃するや、伯林政府は「赤十字旗を掲げありしも獨逸航空機の撮影したる所では佛軍は之を重砲の遮蔽所に利用しつつあり。」と聲明し(一九一四年十二月九日)、又同國政府の一九一五年四月十二日の陳述書には「俘虜佛國將校の告白する所に依れば、巴里のノートルダム寺院、國立圖

支那事變中の我が病院船爆撃

軍事的に使用せば保護を喪ふ第一次大戦中の例

書館、博物館、廢兵院、その他の建物には探照燈、無線電信機、機關砲等の軍事装置が施されてあり。』とありて、その理由に因りこれ等諸建物は保護の特典を喪へるものと爲した。されど獨軍にありても、ケルンの寺塔に機關砲を据付けたることであるから、誰か烏の雌雄を知らんやであるが、孰れにしても當該建物にして軍事上の目的に使用せらるる以上は、爆撃免除の特典は當然喪失となるのである。

一九三七・九年の西班牙の内亂戰に於ても、寺院や教會堂は憚らず作戦上に利用せられたやうで、殊に叛軍は之を武器彈藥類の貯藏所に利用し、ために之に對する砲爆撃も相應に行はれ、その破壊は勿論のこと、僧侶の殺害に遭へるもの一九三七年七月頃までに約一萬五千の多きに達したとある (Atholl, Searchlight on Spain, p. 59 以下)。

一六三〇 支那事變にありては、殊に上海附近 (及び南京その他蘇浙諸市邑) に於て、支那軍は自國のこれ等保護建物をば敢て軍事機關の利益のために使用する位の生温いこととなく、之に土囊を積み、銃砲を据え、構内には塹壕を掘り、その他凡ゆる攻防工作を施し、之を歴たる堡砦に化せしめたもの實際枚擧するに遑なきほど多々あつた。故に我軍は已むなく且當然之に適法の爆撃を加へた。當時支那側にては之を國際法違反とか人道無視とか宣傳し、歐米人中にも之に動かされて我國に對し非難の聲を放てる者もあつたが、それは全然誣妄で皇軍の行動には毫も違法の點は無かつたのである。

殊に講者の親しく實地を檢分して驚いたのは、杭州の一寺院の境内地下に築造されてありし一大軍用倉である。他の寺院にも或は同様のもの蓋しありしならんが、講者の同地陥落後間もなく目撃したのは、淨慈寺と稱する同地有數の禪寺のそれである。同寺の本堂の直ぐ背後の一丘陵に沿ふて一小僧の導くが儘に少しく

西班牙内亂戰中の例

支那事變に於ける支那軍の違法

歩ゆめば鐵門があり。閘を排して進み入れば暗黒の一大軍倉で、天井は厚きベトン張り、左右には事務室らしきものが點在し、電燈電話線や水道通風管なども上隅を縦横に走り、室内の方域優に軍司令部位を潜置して綽々餘裕あるものと見られた。斯かる堅牢不拔の軍事施設物が寺院の境内に密かに建設せられてある以上は、寺院の神聖も何もあつたものでなく、同じ推定の下に假に凡ゆる寺院に爆撃を加ふるあるも、支那としては文句は云へず、爆撃者も違法の譏は當然排斥し得る譯で、責任は一に寺院を軍事上の目的に害用したる敵の政府當局者その人にありと論じ得べきである。

一六三一 第二十五條に謂ふ『軍事上の目的に使用せられざる限り』とは、第二十六條第七號に『軍事上の目的の爲若は方法の如何を問はず其の軍事機關の利益の爲に使用すること、又は右建造物内若は右地帯内に於て軍事上の目的を有する一切の行爲を爲すことを避止すること』を約言したもののやうであるが、軍事機關の利益のためといふ語句は、之を廣義に解すれば問題の起る餘地もあらう。例へば首都の政廳なり議院なりが敵の爆撃又は爆撃に依りて破壊せられたがため、臨時に保護地帯内の或歴史的記念建造物内に之を移したとする。而して政廳は軍費を案畫し議會は之に協賛し、その他軍國の事に與かるものであるから、敵は之を以て軍事機關の利益のために該建造物を使用したものとし、最早や該地帯の保護を認めずと爲して之に爆撃を加へるとする。被害國は斯の如きは謂ふ所の軍事機關の利益のために使用したものと云ふを得ずと抗辯するであらうが、解釋上に齟齬扞格を生ずるの餘地あるだけ敵は之を己れの有利に解釋し、憚らず之に爆撃を加ふるなきを保しない。本條の保障する折角の保護も戰時斯かる點から破れる虞はあるまいか。

一六三二 保護建物の爆撃免除に要する標識は、大體に於て赤十字條約及び海軍力砲撃條約の規定に則れ

『軍事機關の利益の爲』の語

保護建物

の標識

るもので、即ち軍用の病院、傷病者收容所等赤十字條約に依りて保護せらるる衛生上の營造物にありては白地に赤十字、その他の建物（軍用以外の一般病院を含む）にありては方形の木板に對角線にて一は黒色、一は白色の三角形に區劃したるものたるを要する。たとひ右様の標識の表示なしと雖も、元來爆撃は軍事的目標に對してのみ爲すべきが原則であるから、保護建築物に對しては能ふ限り爆撃を避くべきであるが、之を表示せざる場合には、萬一爆撃を受けても理窟は云へぬことになる。保護建物に非ざるものに斯かる標識を使用すれば背信行爲たるを免れない。

然しながら數千米突といふ高さの上空を翔駛する敵の航空機をして地上の特定保護建築物の標識を判然識別せしむるには、たとひ雙眼鏡に依るにしても、かなり巨大の標識を以て表示するに非ずんば効果あるまい。或建物の上に表示する標識が幾許の高さの上空から見得べきかは、味方の航空機を上昇せしめて觀測して見れば容易に判定し得べきが、敵機は必しもその觀測點を飛行するとは限らず、遂に上空より爆弾を投下せんと試むることもあるべく、その場合には地上の標識を見誤ることもあらう。第一次大戦中英軍の一航空機の操縦士が告白せりといへるものに、自分は佛國內に在る英國の一病院の赤十字の標識をば獨軍がそこを占領したことを表示するために鐵十字を記したものと見誤つた、といふのがあるが、斯かる見誤りは他にも多々あつたに相違あるまい。往年の伊國のエチオピア役に於ても、伊軍の戰闘機はエ國ドロ呂所在の瑞典赤十字社の野戦病院に爆弾を投下し（一九三五年十二月三十日）、瑞典人たる醫師二名を傷けたる外、看護員及び傷病兵の間に死傷數十名を出し、瑞典政府よりの嚴重なる抗議となりたるが、その後同じくエ國救護の英國赤十字社の野戦病院にも二回ほど爆撃ありて（一九三六年三月）、これ亦多少の死傷者を出し、英伊兩國間の問

夜間の標識

題となつた。これ等病院は當時必要なる標識が明瞭に表示されてあつた由であるから、その爆撃は蓋し過失でありしならんが、その過失は或は標識の不判明に因つたのであるまいが、兎に角保護建物にして爆弾の見舞を免れんとするには、尋常一様の大きさの標識では足らず、餘ほど大なるものを要する譯である。

一六三三 第二十五條第一項所定の標識は晝間のそれに係り、且之を表示することは保護建築物の側に於ける義務としてあるが、夜間にありては、保護建築物の存在を知らしむるため特別に夜間標識——例へば燈火の如き——にて之を表示するの義務は無い。夜間その保護を同條第二項に依り確保せんと欲するならば、第一項所定の特別標識を『充分看易くする爲必要な措置を執ること要す』となつてあるが、燈火など使用すれば却つて敵機に針路照明の便宜を與へ、將た敵機を誘導し、敵を利することにもなるから、使用せぬ方が却つて安全の場合もあらう。随つて『夜間に於て確保せむとする交戦者は』といふ自由裁量的の字句の下に、燈火の如き特別標識は之を使用するもせざるも任意としてある。

一六三四 第二十五條（及び第二十六條）にて保護する歴史上の記念建造物は建造物そのもので、該建造物内に包蔵せらるる物件ではない。故に如何に貴重なる歴史的又は藝術的作品、例へば歴史的書畫彫刻類にありても、それが保護せらるるのは當該記念建造物内に藏置せられ、且その建物が特定の標識を以て表示せらるる所から自然保護に均霑するので、普通の家屋内に私藏したのでは以て本條に依る保護の利益を享有し得るの限りでない。

一六三五 水火災の避難民の收容所の如きも、謂ふ所の『病者及傷者の收容所』又は『慈善の用に供せらるる建物』の一として、當然本條の保護に與かるものと解釋すべきである。然るに之に爆撃及び射撃を加へ

水火災の避難民の收容所

保護建築物とその内物件

たと稱せらるることに關し、昭和七年の上海戦中に一問題が起つた。たいした問題ではなかつたが、中には後の参考となるべき二三の論點もあつたから、その始末を左に略叙する。

その建物といふは、上海閘北の我が陸戦隊の殊に悪戦苦闘したる八字橋に程近き柳營路に在る支那水災避難民收容所で、戦鬪の始まつた當時には、豫て前年の揚子江の大洪水にて家を失ひ傷病に惱める避難民一萬有餘名が慈善的にそこに收容せられてあつた。閘北にて戦鬪始まるや、被收容者中約二千は災禍を慮りて他に避難したるも、八千以上は尙ほ同所内に留まつて居つた。この收容所に對し我が海軍航空機は前後四回爆弾投下又は機關銃射撃を行ひ、毎回若干の死傷を出し、その數累計五十有餘名に達したとある。そこで同收容所を管理する中國水災救濟委員會(National Flood Relief Commission)の理事長(英人)は、右の加害を以て非人道的なりと爲し、帝國總領事を通じて強く抗議した。

この抗議の移牒に接したる我が第三艦隊司令部は、大要『この事件は陸戦隊が閘北に據りて敵抗する支那軍を攻撃するに忙はしかりし際に起つたもので、多數の避難民の被害に對しては深く遺憾とするが、爆彈落下の現場は支那の陣地に極めて近接し、且鐵條網を以て防禦工事の施されてある所なので、自然軍營と認められてこの不幸を招いたものであらう。』と答へた。帝國總領事よりこの覆牒に接したる同會理事長は再照會を以て『現場が支那兵の陣地に近接し且鐵條網にて防禦工事の施されありとは事實に反す。』と云ひ、殊に『現場が北停車場の西北二哩に位し、滬甯鐵道線の最近の地點よりも尙ほ且一哩の距離に在るに照し、以て支那兵の陣地に接近せりと稱し得ず。』と述べ、且『又二月五日の爆撃に方りては、是に先だち日本航空機は先づ機關銃にて現場に射撃を加へたる事實もあり、機關銃にての射撃は航空機の低走を要すべきが故に、現

場を以て一の軍營と認めたりとの言は辯解とならざるべく、別して現場の門戸には赤十字旗、病舎の上には紺十字旗を掲げありしに於てをや。』と反駁した。我方は重ねて前言を敷衍し、殊に機關銃射撃は閘北の支那軍に向つて行へるもので、故意に該收容所を狙撃したることなく、隨つて若し收容所に銃丸到りたるものとするれば、そは會々附近に現はれる支那兵に對して發射せる流弾に外ならざるべしと懇切に辨明した。

帝國海軍官憲の右釋明は大體に於て當を得たるものであつた。該收容所は北停車場から二哩弱を距つてはあるが、交戦の發端よりして周圍は所々多數の支那兵が占據し、隨つて支那兵の陣地に極めて近接した所と云へる。該收容所を以て一の軍營と認めたのは誤認に相違ないが、斯く誤認せられても己むなきほどの軍事的環境にあつたことは、後日現場を視察せる者の悉く一致した所である。保護建物にても戰場に介在するものにありては、その直近の軍事的目標に對して適法に射撃又は爆撃を加ふるに方り、誤つて弾が外れ、不本意ながら之を破壊したり無辜の常人を殺傷したりすることもある。氣の毒には相違ないが、その元々戰場に介在し、殊にその位置が軍事的目標に近接するのであるから、言はば自業自得で、苦情を攻撃軍に持込み得べきものでない。日露戦役中、旅順の守將ステッセルは日本の砲彈が赤十字旗を掲ぐる露國の赤十字病院に落下すとて我軍に抗議したるに(明治三十七年十二月十五日)、乃木攻圍軍司令官は『予は日本軍は人道及び條約を重んじて攻圍の當初より赤十字旗を掲げたる家屋及び船舶を故意に標準し發砲したること斷じて無きことを確言す。然れども要塞内の大部分は我が大砲の位置より展望し難く、又砲彈は必しも希望の點に到達するものに非ず、特に貴軍の長き勇敢なる抵抗のために我が大砲の躲避も益々増大し、時として不慮の地點に彈達することなきを保し難きは誠に遺憾とする所なり。』と答へたが、この理は今日でも變らぬ。保護建物

も軍事的目標の近接位置に在る場合には、被害は必然的に避け難きを知らねばならぬ。

且本件收容所の門戸には赤十字が掲げてありしといへるが、元來赤十字旗を掲ぐるを得るものは、ジュネーヴ條約に明規せられてある如く、衛生上の移動機關（一九二九年の新條約では衛生部隊）及び衛生上の固定營造物にして且陸軍官憲の認可を得たものに限るので、その以外の營造物は勝手に赤十字旗を掲ぐるを得ないのである（第九五九節参照）。該收容所が果して同旗掲揚の資格ある營造物でありしや疑はしきも、假にその資格ありとし、果して陸軍官憲の認可を受くるの手續を経たるものなるや否やも、事實を調査した上でなければ判明しない。この點を立證しないで、單に赤十字旗が掲げられてありとの故を以て加害免除の特權を主張するのは、立論の順序を辨へざるものである。況して交戦法規を往々無視して憚らざる當年の敵たるに鑑み、赤十字旗の濫用に依りて不利を蒙ることを當然懸念すべき對手方として、同旗掲揚の事實を額面通りに買ひ得ざる場合もあるに於てをやだ。

一六三六 保護建物中特に貴重なる歴史上の記念建造物の爆撃免除に關しては、前掲第二十六條の規定に依り、之を軍事上に使用せず且監督上特別の制度を立てるといふことを條件として、その建造物の周圍に幅員五百米突以内の保護地帯を設くるのである。この規定は、第一次大戦中伊太利の未だ參戰せざりし一九一五年の一月、同國のレオナルド協會（十五六世紀の交、伊太利ヴィンチ市の産める大美術家レオナルドを記念する Società Leonardo da Vinci）が決議して交戦諸國に對し、この類の記念建造物を尊重すべきことを要求したことに端を發する。伊太利の參戰後、塙軍がヴェニスを爆撃するや、同協會は重ねて之に就て塙國政府の注意を喚起した。けれども一向顧みられず、爾後塙獨軍は幾たびか伊國內の歴史的記念建造

重要歴史
的記念建
造物の保
護地帯

物に對して爆撃を加へたものである。されば一九二三年の空戦法規案討議の際、伊國委員は卒先之に關する規定の挿入方を提唱し、他の諸國委員の賛成を得て茲に第二十六條の規定となつた。即ち第二十五條の規定する所に更に一步を進め、各國内に存在する重要な歴史上の記念建造物は、之を軍事上に使用せず且監督上特別の制度を立てるといふことを條件として、その建造物又はその集團の現に占むる地域の外、右地域の周圍に幅員五百米突以内の保護地帯を設くることを得るものとした。故に保護地帯とは、當該記念物又はその集團の現に占むる地域に圍繞地帯を加へたもので、即ちその圍繞地帯とは該地域の周圍五百米突以内の圍内を意味するのである。又監督に關する特別の制度とは、當該保護地帯を軍事上に使用せざることを確保するため、保護地帯設定國に駐劄する三名の中立國の代表者（その中の一名は對戰國の利益を委託せられた國の代表者）より成る所の監督委員會を設置することである。これは戰時の話で、平時の常設機關ではない。而して監督委員會のことであるから、當該保護地帯所在國政府は同委員會の審査に充分の便宜を供與すべきである。

本條（及び前條）に於て保護を及ぼすものは、重要な『歴史上の記念建造物』（"historic monuments"）に限られてある。伊國提出の原案には、歴史上の外に『美術上』（"artistic"）の語もあつたが、陸戦法規例規則第二十七條も將た海軍力砲撃條約第五條も、その保護する所のは歴史上の記念建造物に限つてあるので、空戦法規案に於ても之に則ることになつた。但し同法規案委員會にては、謂ふ所の歴史上の記念建造物中には、昔に過去の歴史的の建設物のみならず、その藝術が以て後世の歴史的記念となるに足る所の建造物をも含むといふ解釋を立てた。尤も何を以て斯かる歴史的記念と判斷するか標準には觸るる所なく、

都市の内
外全部を
保護地帯

そは一に之を保有する國の裁量にて決するのである。

一六三七 保護地帯は歴史的記念建造物又はその集團の現に占むる地域以外に、更に右地域の周圍幅員五百米突以内を之に認むるに於ては、該建造物が都市の内外に多數に點在する例へばヴェニスやフロレンスの如き所にありては、その都市の内外は殆ど全部保護地帯となるであらう。空戦法規委員會に於ては、苟も保護地帯の設定に必要な條件を具備する限りは、右様の大地域をも保護地帯と爲すを妨げずといふ解釋を取つた。市の内外を舉げて保護地帯と爲し、之に全然爆撃を加ふるを得ずとならば、空軍優勢國は不利不便を感ずるならんが、保護地帯設定國から見れば、同地帯は之を軍事上の目的に使用するを得ざることになるのであるから、之に對しては敵は敢て爆撃を加ふる必要も理由も無く、隨つて差引き損得は無いと云へば云へるであらう。

保護地帯
の設定は
義務的
でない

設定の上

一六三八 保護地帯は歴史的記念建造物を有する國に於て之を設定せねばならぬ義務あるのではなく、之を設定するもせざるも全然自由で、即ち該建造物所在國にして單に第二十五條の規定に依りて之を保護せしむるに止めんと欲するならば、敢て之を設定するに及ばない。ただ特に之を設けるとならば、第二十六條の條件及び手續に依るべしと命ずるに止まる。故に該建造物所在國は保護地帯を特に設定することに依りて之を保護するを利とすべきか、將た設定せずして戦時之を軍事上の目的に使用するに便利多しとすべきか(例へば之を軍事的觀測所に利用し、又は此に砲を据付くるが如きは勿論、その他之に沿える鐵道を軍隊輸送に使用するが如き)、その利害得失を較量し、天秤に掛けて見て任意取捨するに妨げない。

一六三九 保護地帯は之を設定したる上は、平時に於て之を各國に通告するを要する。特に之を平時と限

平時各
國に通告
を要す

その通告
は戦時撤
回するを
得ない

保護地帯
は戦時標
識の表示
を要す

その標識
は豫め各
國へ通告
を要す

つたのは、戦時に於ける通告をも許すとならば、平時之を通告する國は一として無かるべしとの懸念に由つたものである。通告を受けたる國は、不當と思ふ點あらば通告國に對し照會するは勿論妨げない。何等照會なければ、各國に於て之を了承したるものと推定せられる。而して既に之を通告したる上は、戦時となりて最早や之を撤回するを得ない。これは戦時その地帯を軍事的用途に利用せしむるを豫防するの精神に出でたものである。

一六四〇 保護地帯は戦時には晝夜共に航空機から明確に認め得べき標識にて之を表示するを要する。その標識は、保護建物そのものにありては第二十五條所定の黑白のそれであるべきも、圍繞地帯の標識にありては、右と區別するを必要とすといふ理由から、第二十六條第五號の規定に従つて保護地帯を設定する國々に於て之を定め、歴史的記念建造物及び保護地帯の通告と共に之を各國に通告すべきである。故に通告を受けなかつた國ありとせば、その國は之が拘束を受けぬ理である。又通告を受けても、被通告國に於て之を保護地帯と看做す能はずと見る場合はどうであるか。スペイトは

「例へば英國がその議院を歴史的記念建造物として保護地帯と通告するに如何。議院は軍事上の目的に利用せられざるものであるから、第二十六條は一見之を肯定するものなるが如きも、軍國の立法の本場であるといふ所から、それが疑もなく歴史的記念建造物なるにもせよ、敵は本條の範圍に入らざるものと論ずるに一理なくもない。通告國と被通告國との間に於ける斯かる見解の相違の結果は、無論さしたることではあるまいが、時には化して國際猜疑の種とならぬとは限らな⁵」(Spaight, Air Power, p. 270)

と論ずるが、その場合には如何にするかに就ては觸れてない。けれども異議ある被通告國は保護地帯として

之を尊重するの義務を負はざる迄と解するの外あるまい。

標識なき場合にも爆撃するを得ない

一六四一 保護地帯にしてその標識を缺く場合には、之に對し爆撃を加ふるに妨げなきか。之に關しては『交戦國は本條規定の標識の表示を軍事的理由に因り爲さざる場合に於ても、既に保護地帯の設定及び通告が適法に爲されてある以上は、敵機は單に標識表示を缺くの故を以て該地帯に爆撃を加ふる何等權利なきものとすと協定せられたり。』といふ公的解釋になつてある(Moore, *Int. Law and Some Curr. Illus.* p. 246)。即ち當該歴史的記念建造物が明かに軍事上の目的に使用せられてあるとの事實が認めらるるに非ざる限り、標識の表示なきの故を以て之に爆撃を加ふることは許されないのである。随つて標識の表示なきときは、附近の軍事的目標に向つて爆撃を加ふるに際し誤つて當該記念建造物に對し損害を與ふるあるも、爆撃者の責任は多少軽くなるといふ迄に過ぎない。

保護地帯を非戦闘者の避難區に適用

一六四二 前記第二十六條の保護地帯は、その着想を移して戦時非戦闘者の避難區の設定に應用すること不可能ではない。非戦闘者の避難區なるものは、曾ては米西戦役に於て、米軍の西班牙領ポルト リコ島の一港を攻略するの計畫ありし折(一八九八年八月)、同港駐在の各國領事は相議して在留外國人のために港上の市外の一劃地に之を設定せんとしたことがある。當時領事團はこの議を同島の島守に申出でたが、米軍の同島に到るに先だち講和となつたので、避難區のことは實現するに至らなかつた。之に關しスベイトは

『假にこの議が熟したとしたならば、その結果は如何なりしなるべき。戦場の何れの部分たりとも之を中立化せんと提議するが如きは、駐在各國領事の權限外であること疑を容れなく。蓋し *Le Fur* 教授が適切に云へる如く(*Revue de Droit Int. Pub.*, Sept.-Oct., 1898, pp. 751-2)、中立諸國の代表者は在留外國人を保護するに就て必要の措置

を執るの自由なるは論なきも(例へば彼等を艦船に移すが如き)、それは孰れの交戦軍の作戦行動をも阻害せざるべきを條件としての上に限られる。現實の又は豫想の戦場に中立地帯を設定するが如きは、交戦軍双方の同意を得ざる限り彼等にその權限は無い。一八九七年の希土戦役に際し、土耳其軍が希臘のツォロ港を襲はんとする時、同港駐在の各國領事が在留外國人の保護及び秩序維持のためと稱して自國軍艦より陸戦隊を上陸せしめたことをポリチヌス氏「希臘の有數の國際法學者」は「完全に適法」と云く(*R. D. I. P.*, Sept.-Oct., 1897, p. 725)。これは明かに認めらる(*Spain, Land War*, pp. 506-7)。

と評し、中立國領事は交戦軍の孰れの側の作戦行動にも阻礙を與ふるの權なきことを力説する。理はまさにと評し、中立國領事は交戦軍の双方が同意すれば論なきこと言を俟たない。

萬國國際法協會の避難區案

一六四三 戦時の避難區に關しては、一九三六年巴里開會の萬國國際法協會大會にて和蘭の代表團に依り提出せられたる一案がある。この避難區案は全然作戦關係の業務に従事せざる、又従事する能はざる、専ら老幼者のために設定することを趣旨とするもので、要は

- (一) 戦時に於て交戦國は、又は戦時を豫想して凡そ國は、その領土内の特定地域を専ら自國の非交戦者のために留保せらるべきことを宣言することを得。該地域の位置は之を對戦國に向つて適當に通告すべく、且協定に依る明瞭なる旗章及び標識に依り之を表示すべし。
 - (二) 右に關し交戦國は、該地域は専ら左記の人々のみ之を占有するものなることを保障すべし。(イ) 六十歳以上の者(ロ) 十四歳以下の者、(ハ) 十四歳以上六十歳以下にして體力上又は精神上作戦關係の何等業務に従事すること能はざる者、(ニ) 以上三種者の看護のため絶対必要なる者。
- 交戦者は尙ほ該地域内に於て作戦上に用立つべき何等工作を爲さず、何等物件を保藏せず、又該地域より搬出せざること保障するを要す。

(三) 國際聯盟、赤十字社、又は中立諸國に依り任命せらるる相當適任者は前記(二)に掲げたる條件の遵守方を保證すべく、且その監督の結果を定期に公表すべし。

(四) これ等の規則が嚴守せらるるに於ては、該地域は之を不可侵とし、對戰國は如何なる名義を以てするを問はず之に對し攻撃、砲撃、その他何等の方法に依る加害を爲さざるものとす。

といふにある。提案者の説明にては、本案は必しも單なる人道論に發するのではなく、畢竟幼者に對する加害は作戦上何等實益なき無用の殺生に過ぎず、といふ功利的見地に即すとありて、この點考究に値する所があらう。同大會に於ては討議の末に主義上之を可決し、特別委員に附託して一層の研究を爲さしむることにした (Int. Law Assoc., Report of the 5th Conf., 1936, p. 251 以下)。その後本問題は同協會に於て如何に取扱はしか詳でない。

一六四四 非戦闘者の避難區として少なからざる程度に實績を擧げたる輓近の例としては、支那事變の初期に於ける上海市の謂ゆる "Jaquinot Zone" がある。由來上海の租界内外在住の支那民衆は、既往同地が動亂の巷となる毎に、共同及び佛國の兩租界に避難するもの數知れなかつた。民國十六年(昭和二年、一九二七年)の北伐軍の上海占領の際にも、昭和七年の上海事變の折にも、兩租界は支那避難民にて大混雜を示したが、特に昭和十二年の支那事變の初期に於て上海附近の戦闘酣となれる際には、避難民の租界に殺到したること一時は百萬以上を算した。外に佛國租界に隣する南市にも、これ亦避難民が横溢した。然るに同年十月より十一月に互り皇軍は上海閘北を掃蕩し、次で敵軍の占據する南市にも砲撃を加ふるの要が差迫つた。是より先き日本海軍が南市を支那軍の作戦基地と認め、近く之に爆撃を加ふべしとことが新聞紙上に

支那事變
に於ける
Jaquinot-
not zone

傳はるや、支那側にては南市には一兵だに居らず、何等軍事施設も無く、隨つて之に對する爆撃は違法の甚しきものと聲言した。けれども事實南市の各所には土囊陣地が築かれ、据ゆるに機關銃砲を以てし、地雷を敷設し、戰車壕を鑿造する等、各種の軍事工作物の設備を行へること歴として疑ふべくもなかつた。支那側にては單に公安隊及び義勇隊が之を守備するのみと辯じたが、如何なる者が守備するにもせよ、既に斯かる設備のある以上は空襲免除を主張するを得ざりしものたること論を俟たない。

然るに南市は同時に商賈その他一般常人の密住する一大市邑で、空襲は自然彼等に甚大の災害を與ふるを免れずとの見地から、第三國人の間に爆撃の中止を要望するの聲は相應に強かつた。爆撃の中止は我方の素より應諾すべき限りでなきも、結局我方にては、爆撃決行の場合には相當の豫告を與ふべしといふ寛容の態度に出でた。けれども、その場合に於ても多數の支那非戦闘者の危害は免れずとの懸念から、上海のサンジョセフ天主教會の主宰僧正にして上海國際赤十字副會長たる神父ジャキノー (Père Jaquinot de Besange) は發起して南市の一劃地(東西北の三方は佛國租界、南は豐濱路にて圍む舊城内の約三分の一)を安全地帯とし、非戦闘者たる支那の男女老幼をその内に避難せしめんとし、日支兩軍主腦部に交渉し、多少の曲折を経たる末、上海市長は同地帯を絶対に作戦上に利用せしめざることを文書を以て誓約したので、我方も之に攻撃を加へざることを了解を與へ、斯くして十一月九日に『非戦闘者安全區』("District of Safety for the Non-combatants")の成立を告げた。これが俗に『ジャキノーゾーン』と稱された所である。この安全區設定の趣旨は、ジャキノーが當時新聞紙を通じて爲せる左の聲明、即ち

『支那の非戦闘住民の安全の場所として南市に一地區を設定することに就て支那官憲と國際紅十字避難民委員會會長

としての予との間に、及び日本官憲と予との間に、計畫せられたる取極に關しては、世間多少の誤解もあるやうであるから、之を匡正するため予は左の陳述を提したい。

『非戦闘者の安全場所たるこの區域は「中立地帯」ではない。なぜならば、それは中立でも地帯でもないからである。又無武装境といふも適切でない。將た佛人の利益のため又は南市所在の教會財産を保護するために案出されたものでも無論ない。教會財産が南市に在りとは予の承知せざる所である。本計畫は單純に非戦闘者安全區と稱すべきで、畢竟は日支双方が人道的見地から非戦闘者を保護するの希望よりして成就したものである。この取極は新機軸に屬するが、他日例へば歐洲に事あるが如き日、以て之を範例とするに至るべきを望むも無用に非ずと信ずる。』(The N. C. Daily News, Nov. 6, 1937)

に徴すべきである。之を中立地帯とも無武装境とも稱しなかつたのは、我軍は避難民に加害はせざるも占領は必要に應じて爲すことあるべしとの意に基いたのであつたかと察する。けれども事實に於ては、占領の必要を見るまでは少なくとも一種の中立地帯に擬せらるべきものであつた。

右の安全區設置と共に區内の諸般の須要事項を指圖するため、ジャキノを長とする南市難區監察委員會(Supervisory Committee of the Nantao Safety Area)なるものが組織せられ、兩租界の有力者たる歐米人六七名はその委員となつた。そこで同委員會は十一月九日を以て

『非戦闘者のために留保せられたる南市難區の監察委員會は、その與へられたる總ての誓約が滞りなく履行せられたることに満足し、茲に本區は協定條件の下に一九三七年十一月九日、火曜日、午後五時より居住のために公開せらるべきことを聲明す。』

と公告し、同時に左の陳述書を發表した。

『本區留保の協定は上海赤十字社よりの委員と、一方は支那官憲、他方は日本官憲との間に交渉せられ、その結果日支各官憲との間に各別の協定の署名を見るに至りたるが、こは一に關係三當事者の人道的動機に發したもので、且本協定の何等支那の主權を侵蝕するものに非ざることは明確に了解せられた所である。

『本協定には、南は豐濱路、東北西三方は佛國租界にて相境する南市の本區は、軍隊及び軍事施設の實在せず且武装の敵對動作の行はれざる限り、何等の形に於ける攻撃をも受けず、非戦闘者の安全住所區域たるべきことが規定せらる。

『本區は支那の市行政管轄に屬すべし。支那警察吏は任務用の短銃以外には何等武器を携帯するを許されず。本委員はその與へられたる約束が完全に履行されつつあるかを確めんがため、隨時本區内を巡視するに就て十二分の便宜を與へらるべし。本委員にしてその保障の繼續を不可能ならしむるが如き事情に遭會したるときは、本委員よりその旨を日支兩官憲に通告すべく、而して本委員はその約束より解除せられ、隨つて安全の保障は何等責任の本委員に伴ふことなしに撤回せらるべく、これは明確に了解せられてある。

『最後に本委員はこの機會に於て、日支兩官憲の本委員との同情ある協力が人道の福祉に關心を有する總ての人々に誠實訴へざる可らざる所の本事業の完成を可能ならしめたることに對し、兩官憲に向つて本委員の感謝を茲に公録せんと欲す。』

斯くして周圍鐵條網を以て固め、所々に赤十字旗を立てたる安全地帯の愈々開門となるや、支那避難民はなだれを打つて打寄せた。而して孰れも區内の空あきの民屋、校舍、寺院、料理店などに次から次へと收容せられ、その數忽ちにして二十五萬の多きを算した。折から同十一月九日、我軍は蘇州河を渡り、翌十日には南市の西部を占領し、避難區に接して屯する支那兵と對峙せるが、支那兵は翌十一日も依然その陣地に據れるので、我軍は遂に之に砲爆撃を加へた。けれども安全地區は充分に之を尊重し、區内には一弾も落下せ

しめなかつた。

されど安全地区は、單に之を作るのみでは甲斐なく、更に区内の公安秩序の維持を計るべきは勿論、二十萬の避難民に衣食を給し疾病を癒し、その他生活を支えしむるに就て急を要するものが多々ある。しかも給養は一時的では不らず、戦亂収まり彼等避難の要なきに至るまでは繼續的に之を行はざるを得ない。その資金は如何にして捻出すべきか。さなきだに當時上海は糧食その他の物資に大缺乏を告げつつあつた。避難民の大多數は衣のみの無一物である、而して寒氣は日に加はる、その萬遍なき給養は容易のことでない。けれども監察委員會は凡ゆる困難を排してその道を講じた。當初は水道も電燈も既に破壊され、飲用水も燈火も得るに由なかつたが、ジアキノーは佛國租界當局者との間に熱心交渉を遂げ、同租界の水道電燈を避難區に延長せしめて漸く水も飲め火も燈せるやうになつた。剩さへ直ぐ隣りの南市一帯の地は時恰も戰鬪酣で、避難民は戦々恟々として落着かない。その中に南市は十一月十二日皇軍の前に陥落し、次で同月十五日、安全地帯は占領地の一部として皇軍の管轄に移された。けれども日本兵は区内を隨時巡邏はするが、内部の避難民行政は依然監察委員會の手に委ねられた。警察吏員は當初は南市の支那公安局(警察署)員を以て之に充てたが、後には避難民中より適任者を簡拔して之に當らしめた。

然しながら難關は何と云つても給養の物資及び資金の問題である。加ふるに衛生施設、殊に病院を急造するの要もある。(後には國際赤十字委員會の補助の下に患者用ベッド四十臺を備ふる一寸した病院も二ヶ所出來、看護には佛人の尼僧が多く當つた)。我が上海派遣軍司令官及び支那方面艦隊司令長官は各一萬圓宛を救恤費に寄贈し、大に神父以下各委員及び避難民を感激せしめたが、その外上海の支那富豪及び外國人中の

有力者にして金品の寄附を爲せるものも少なからず、別に内外の赤十字社その他慈善團體よりの援助もあり、約八萬弗の淨財が集まり、救恤の業は着々進み、その成績は内外人の齊しく認むる所となつた。乃ち我が廣田外務大臣の同年十二月十八日付を以てジアキノーに送れる左の感謝狀の如き、之を證する一資料であらう。

『先般皇軍南市方面に於ける支那軍掃蕩に當り、貴下が幾多の危険を冒し、日支兩國官憲間を奔走せられたる結果、同方面に一定避難地區の設定を見、之に依り十數萬に上る無辜の支那民衆が悲惨なる戰爭の災害より救助せられたるは、本大臣の感嘆に堪えざる所に有之候。本大臣は貴下の献身的努力に依る崇高なる人道的偉業に對する本大臣の敬慕と感謝の念を表明すると共に貴下の健康と活動を祈念す。』

さるにても避難民の救恤は、この先きいつ迄續けざる可らざるか測り知れず、それには尙ほ相當の資金を要する。避難民は戦線の西進すると共に、古巢に歸り得るやうになつた者は弗々歸り、残留者の數は日を追ふて幾分減じたが、それでも尙ほ家を喪へる者が引續き十四萬から居つた(昭和十三年四月頃の現在數)。彼等の中には安全地區内に在りて日用品の小賣商を営む者なども出で、隨つて区内の金廻りも幾らか善くはなつたが、大部分は依然食ふに食はれずの輩であるから、救恤資金の要求は尙ほ且増せども減じない。そこでジアキノーは彼れ自身之を國外の有志者に訴へんとて、昭和十三年五月の初め本邦を経て米國に渡り、加奈陀にも行き、米國赤十字社その他の有志者より寄附金約七十萬弗(米貨)の收穫を齎し、八月の初めに上海に歸つた。安全地區の前途には之に依り一段の曙光が射した。

想ふに南市攻撃の直前に於て既に租界に收容せられたる者は格別、残れる二十有餘萬の男女老幼は、戰亂

の巷に彷徨する間に飢饉に倒れるか或は誤つて砲火の下に生命を失はぬとも限らぬ者であつた。それが身を全うし得たのは、一は神父ジャキノ一の尊き努力の結晶たる安全地帯の賜であつた。この崇高なる偉業は、支那事變の歴史の上に長へに傳はるべきは勿論、異日世界の何れに起るやも知れざる戦亂の際に於て、博愛の人々の蓋し好範例として参考とする所なるに相違ない。

因みに記す。南市ジャキノ一區の避難民數はその後次第に減ぜるも、同區成立より一年四ヶ月後の昭和十四年四月頃、尙ほ二萬餘を算し、之に對し當局者は救恤慈善金月五六萬元を支出して毎日一回六兩(六十匁)の米を配付しつゝありし由、その頃の上海の一新聞紙に見えた。

又記す。昭和十三年十月、支那軍は漢口最後の退却の際、水源地を始め一切の給水施設を破壊し去らんと企て、同地中山路所在の七階建の給水塔を爆破せんとて爆薬を之に填装し、將に点火せんと爲し居れる折、會々同地の難民救済に向ひつつありしジャキノ一は、そこを通りがかりて之を目撃するや、進んで支那將兵に對し人道のため之を中止すべきことを切々説諭せしかば、彼等は感に打たれ、遂に水道破壊を中止し、それがため同地住民は辛うじて水飢饉を免れたといふ麗しき話もあつた。

一六四五 斯の如く上海南市の安全地區は大體に於て好成绩を挙げたが、凡そ戦時この類の地帯を設置するに就て交戦軍の主として考慮すべき問題は、それが攻撃軍の作戦上の必要に妨げなきや否やの考慮は勿論であるが、同時にその設置せらるべき安全地區に敵が何等軍事施設を行はざることを保障である。敵が安全地區の無害を利用してそこに軍事施設を行ふやも知れずと疑ふに相當の理由ある限りは、その設置は許さるべきでない。その後皇軍の南京に迫れる頃、同地在留の歐米有志者は右の南市に倣ひ、南京にも同様の安全地區を設定せしめんとて、十一月下旬の或時我方の意向を探る所あつた。然るにその豫定地區は支那軍の砲

敵の軍事施設を行はざる保障が要件

漢口の避難問題

壘その他諸般の軍事施設の近接する所であり、我軍に於ては作戦關係の上から到底同意するを得ざるのみならず、我方の見解にては南京は既にその全地域を擧げて一の要塞と化せるものであり、要塞と安全とは到底兩立せざるものであると云ふにありて、この見地から右の提議を取揚げず、斯くして南京の非戦闘者安全區問題は遂に實現しなかつた。降つて皇軍の武漢攻略の直前、漢口にも安全地區を設置することの希望説が第三國人側から出たが、これも實現するに至らなかつた。理由は一は作戦行動の必要が之を許さざりしと、又一は、武漢政府は是より先き漢口の支那民衆全部に抗日戦参加の命令を下したる結果として、全市を擧げて正規兵に非ずんば民衆軍となり、嚴格の意義に於ける非戦闘者は支那民衆の間に無くなつた譯で、隨つて専ら非戦闘者のためにする避難區域の設定の理由は既に消滅したといふ見解にもあつたやうである。

一六四六 されど翌十三年九月、皇軍の武漢攻略の機迫るに及び、漢口の避難區設定の議は更にジャキノ一及びその同志の奔走に依り一問題となつた。乃ち同年十月下旬、この間に成れる漢口避難區委員會(ジャキノ一を長とし英米獨佛伊の各有志者若干を委員とする)にては、漢口の大體佛租界及び英獨露の舊租界を一の避難區に擬し、

- 一。本避難區は爆撃、砲撃、その他何等方法に依る攻撃に對し不可侵とすること。
- 二。漢口に進軍又は襲撃を加ふる際、本區は軍事行動の範圍外に置かるべきこと。
- 三。占領後は正規の軍隊は本區内に入るを得ずと爲すこと。此に入る權利は軍事警察官のために留保すること。軍事警察官は相當官憲の指揮の下に本區に入り取締の任に當ること。
- 四。本委員會の指圖の下に移動し且本區の相當行政のために必要なる適當の支那警察隊の不可侵は保障せらるべきこと。